

共生社会におけるトイレの環境整備に  
関する調査研究

報 告 書

令和3年3月

国土交通省総合政策局安心生活政策課



# 目 次

---

第1	調査研究の概要	1
1	調査研究の背景及び目的	1
2	調査内容	2
(1)	旅客施設及び建築物における整備状況調査	2
(2)	車椅子利用者用便房等に対する利用者の意識調査	2
(3)	様々な特性を持つ人のトイレ利用時の困りごと調査	2
(4)	事業者等へのヒアリング及び事例調査	2
3	検討の体制	2
(1)	調査研究検討会の開催	4
4	調査フロー	5
5	用語の整理	5
第2	これまでの調査研究の概要	8
1	多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究(平成23年度)	8
(1)	調査の背景及び目的	8
(2)	調査研究の内容	8
(3)	多機能トイレ等の利用実態アンケート調査の比較結果	8
(4)	多機能トイレ等の利用実態調査	9
(5)	調査結果のとりまとめ	9
2	付添者のニーズ調査(平成30年度)	9
(1)	調査の概要	9
(2)	調査の内容	10
(3)	調査結果(抜粋)	10
3	「心のバリアフリー」に関するアンケート調査(令和元年度)	11
(1)	調査の概要	11
(2)	調査の内容	11
(3)	調査結果(抜粋)	11
4	トイレの利用状況等調査(令和元年度)	12
(1)	調査の概要	12

(2) 調査の内容	13
(3) 調査結果（抜粋）	13
第3 車椅子使用者用便房等に関する基礎情報の整理	16
1 車椅子使用者用便房等の整備に関する法令及びガイドライン	16
2 バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）の概要	17
(1) 法令の改正	17
(2) ガイドラインの改訂とトイレ整備に関する考え方の変遷	17
(3) ガイドラインに記載されている基準等の内容	19
(4) トイレの配置例	20
3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の概要	22
(1) 設計の考え方の変遷	22
(2) 個別機能を備えた便房の設計標準	25
(3) トイレの配置例	27
4 統計データから見る対象者	30
(1) 車椅子使用者用便房等の利用対象者の割合	30
(2) 高齢者の日常生活に関する意識調査結果	32
(3) 生活のしづらさなどに関する調査	35
第4 車椅子使用者用便房等の整備状況及び利用実態の把握	37
1 旅客施設及び建築物における整備状況	37
(1) 調査の実施概要	37
(2) 主な調査項目	37
(3) 回答状況	38
(4) 調査表Aの集計結果	38
2 車椅子使用者用便房等に対する利用者の意識	44
(1) 調査の実施概要	44
(2) 主な調査項目	44
(3) 調査結果	45
3 様々な特性を持つ人のトイレ利用時の困りごと	59
(1) 調査の実施概要	59
(2) 主な調査項目	59
(3) 調査結果	59

(4) 困りごとと対応例の整理	72
第5 利用者特性に配慮したトイレの事例	81
1 利用者特性に配慮したトイレの事例	81
(1) 車椅子利用者用便房等から機能分散が図られた設備の事例	81
(2) 様々な利用者特性への対応事例	85
(3) 車椅子利用者用便房の事例	89
2 施設用途や規模ごとのトイレ事例	91
第6 今後の車椅子利用者用便房等のトイレ整備のあり方と適正利用の推進	116
1 今後のトイレ整備に求められる基本的な内容	116
(1) 車椅子利用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方	116
(2) 多様な利用者特性への対応	118
(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供	122
2 車椅子利用者用便房等の適正利用の推進	125
(1) 機能分散の効果が発現されるような表記等による周知	126
(2) 車椅子利用者用便房等の利用集中を解消するための広報啓発・教育活動の充実	127
第7 調査研究結果の活用等	128
1 調査結果の反映	128
2 車椅子利用者用便房等の適正利用推進に向けた広報啓発	128
3 継続的な調査等の取組	128



## 第1 調査研究の概要

### 1 調査研究の背景及び目的

国土交通省では、平成23年度に「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」を実施し、各種ガイドラインの改正によるトイレの機能分散の推進やトイレの利用マナー啓発等により、多機能トイレの利用集中を解消するための取組等を推進してきたところである。

また、令和2年5月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が改正され、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者等の責務等として、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が追加となった（令和3年4月1日施行）。

今般、トイレの機能分散の推進等によるトイレの整備状況の変化や、バリアフリー化の進展により高齢者、障害者、乳幼児連れの方等の外出機会が増加したことに伴う多機能トイレの利用状況の変化、さらにはバリアフリー法の改正の趣旨を踏まえ、改めてトイレの整備状況や利用状況の実態を把握し、今後の対応を検討する必要性が生じている。

本調査研究では、特に平成23年度調査以降のトイレの整備状況や利用状況に関する実態把握を行い、多様な利用者に配慮したトイレ整備のあり方や適正な利用の推進に関する今後の取組方針について検討を行うこととする。

<表1-1-1 障害者用トイレに関するこれまでの主な取組>

年度	バリアフリー法、基準省令等、ガイドライン等の改正（トイレ関係）	調査研究、広報啓発等の取組
平成23年度		・多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究 [機能分散/マナー啓発の推進]
平成24年度	・建築設計標準改正	・一般向けパンフレット等の作成、周知
平成25年度	・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）改正	
平成26年度		
平成27年度		・協議会等（女性活躍推進のためのトイレ等の環境整備）
平成28年度	・建築設計標準改正	
平成29年度		・マナー啓発キャンペーン
平成30年度	・バリアフリー法改正 [情報提供の努力義務] ・公共交通移動等円滑化基準改正 [旅客施設のトイレの機能分散] ・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）改正 [旅客施設のトイレの機能分散]	・付添者のニーズ調査 ・マナー啓発キャンペーン
平成31/令和元年度		・「心のバリアフリー」に関するアンケート調査 ・トイレ利用状況等調査 ・マナー啓発キャンペーン
令和2年度	・バリアフリー法改正 [適正利用推進の責務] ・建築設計標準 [※改正検討中]	・共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 ・マナー啓発キャンペーン

## 2 調査内容

### (1) 旅客施設及び建築物における整備状況調査

公共施設等における車椅子使用者用便房等及びオストメイト用設備やおむつ交換台等が設置された一般便房の整備状況を把握するため、旅客施設や、商業施設、道の駅、高速道路のサービスエリア及びパーキングエリア等の公的な建築物を対象としたアンケート調査を実施した。

### (2) 車椅子使用者用便房等に対する利用者の意識調査

トイレに設置されているオストメイト用設備やおむつ交換台等の設備の認知度、多機能トイレの利用状況、多機能トイレや機能分散が図られたトイレ等に対する一般利用者の意識を把握するため、国土交通行政インターネットモニター制度を活用したアンケート調査を実施した。

### (3) 様々な特性を持つ人のトイレ利用時の困りごと調査

様々な特性を持つ人の外出時のトイレ利用に関する困りごとを把握するため、車椅子使用者等多様な障害者、乳幼児連れの方等に対するグループインタビュー等を実施した。

### (4) 事業者等へのヒアリング及び事例調査

(1) の調査の対象とした旅客施設や建築物で近年整備されたトイレ事例のうち、車椅子使用者用便房等への利用集中や多様な利用者の困りごと等を解消できるような取組が行われている事例について、施設管理者へのヒアリング及び現地での事例調査を実施した。

## 3 検討の体制

本年度調査研究の実施に当たり、今後のトイレ整備のあり方や適正利用の広報啓発の取組方針等について検討するため、検討会を設置した。

検討会は委員長を含む委員 28 人で構成され、施設整備やバリアフリーデザインに精通した有識者、当事者団体等、施設設置管理者等及び地方公共団体が委員となった。またトイレに関する知見を有する関係者をオブザーバーとして招致した。

### ＜共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会＞

委員長	高橋 儀平	東洋大学名誉教授
委員	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科 教授
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授

(障害者団体等)

阿部 一彦	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
三井 智哉	全国脊髄損傷者連合会東京都支部
山崎 涼子	特定非営利活動法人 D P I 日本会議
橋井 正喜	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合
須田 紗代子	公益社団法人 日本オストミー協会
松田 妙子	特定非営利活動法人 子育てひろば全国連絡会議 特定非営利活動法人 せたがや子育てネット
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

(施設設置管理者等)

松澤 陽	東日本旅客鉄道株式会社 営業部
山口 英孝	東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部
安田 健一	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部駅業務部
滝澤 広明	一般社団法人 日本民営鉄道協会
石島 徹	一般社団法人 日本地下鉄協会
畠山 博文	一般社団法人 日本旅客船協会
高柴 和積	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会
石井 健一	一般車団法人 日本百貨店協会
坂本 努	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会
吉田 安広	一般社団法人 不動産協会 野村不動産株式会社 住宅事業本部商品戦略部
吉田 稔	日本チェーンストア協会 株式会社東急ストア 開発統括室
長谷 寛	一般社団法人 日本レストルーム工業会
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会
小田 恵介	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 株式会社G建築総合研究所
本田 勝平	公益社団法人 日本建築家協会

(地方公共団体)

篠 和子	東京都福祉保健局 生活福祉部
野中 亮佑	日本建築行政会議バリアフリー分科会 (神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課)
オブザー バー 吉田 哲朗	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
川内 美彦	一般社団法人 日本トイレ協会
沼尻 恵子	一般財団法人 国土技術研究センター

	加藤 篤	特定非営利活動法人 日本トイレ研究所	
国土 交通省	米田 信年	大臣官房官庁営繕部整備課課長補佐	
	峰岸 悠	都市局公園緑地・景観課企画専門官	
	南 知之	道路局環境安全・防災課課長補佐	
	飯田 和哉	住宅局建築指導課課長補佐	
	福本 義光	鉄道局都市鉄道政策課駅機能高度化推進室専門官	
	土平 峰久	鉄道局鉄道サービス政策室総括補佐	
	早川 哲史	鉄道局技術企画課総括補佐	
	高橋 寛明	自動車局総務課企画室バス高速輸送システム推進官	
	高野 裕二	海事局内航課旅客航路活性化推進室長	
	後藤 嘉雄	港湾局産業港湾課課長補佐	
	佐々木勇幸	航空局ネットワーク企画課空港機能高度化推進官	
	小野 久美子	国土技術政策総合研究所 住宅研究部 住宅生産研究室	
	事務局	真鍋 英樹	総合政策局安心生活政策課長
		呉 祐一郎	総合政策局安心生活政策課政策企画官
平野 洋喜		総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室長	
阪場 進一		総合政策局安心生活政策課企画調整官	
杉野 友香		総合政策局安心生活政策課課長補佐	
	社会システム株式会社		

## (1) 調査研究検討会の開催

### 1) 第1回検討会（令和2年10月9日）

トイレ調査に関するこれまでの経緯と検討の方向性について確認した後、

- 整備状況のとりまとめ結果及び利用状況調査の結果
- グループインタビューの実施方針
- 報告書骨子（案）

等について討議を行った。

### 2) 第2回検討会（令和2年12月10日）

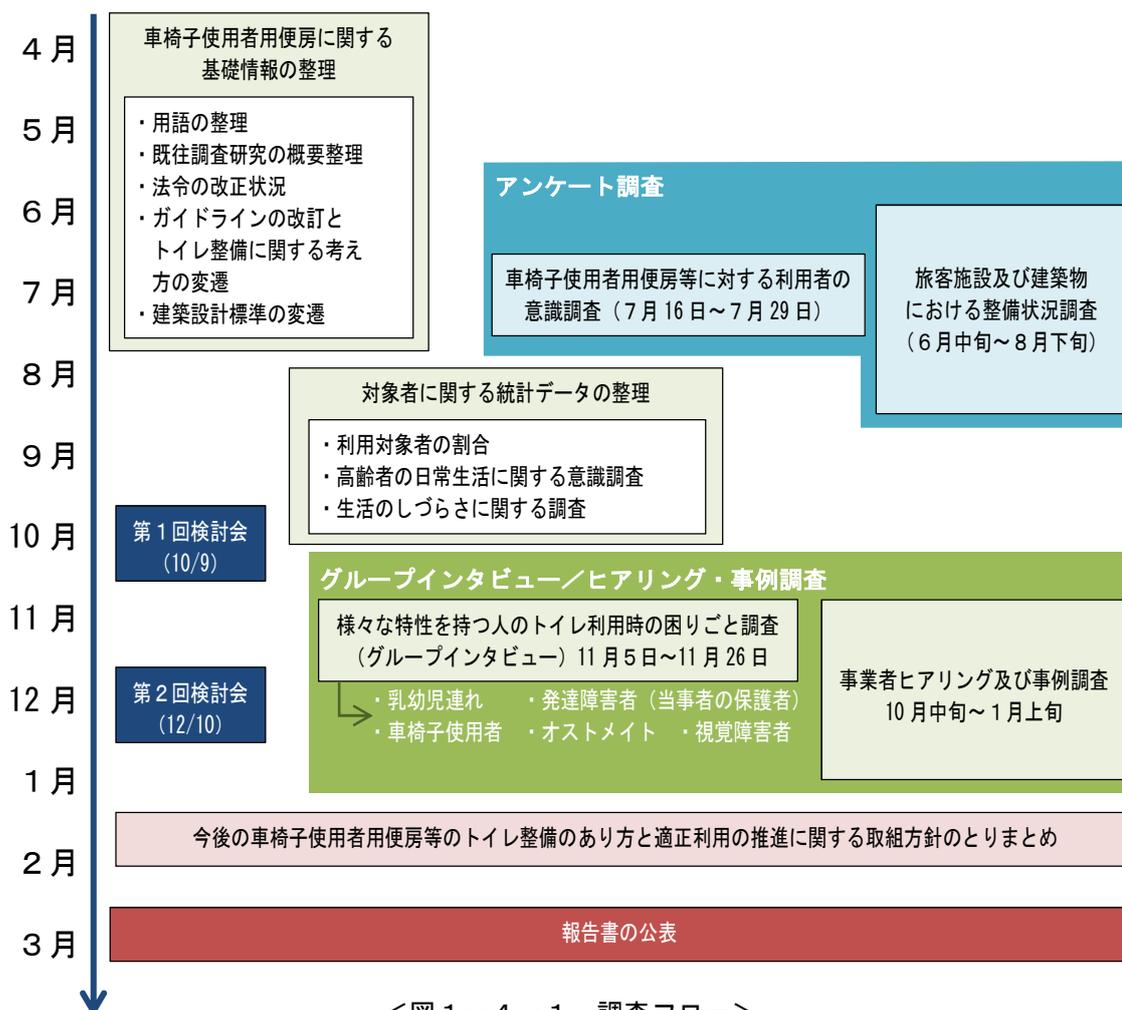
第1回検討会後に実施した、グループインタビュー、事業者ヒアリング及び事例調査の実施結果について報告した後、

- 今後のトイレ整備のあり方と適正利用の推進に関する取組方針（案）
- 報告書（案）

等について討議を行った。

## 4 調査フロー

調査のフローを以下に示す。



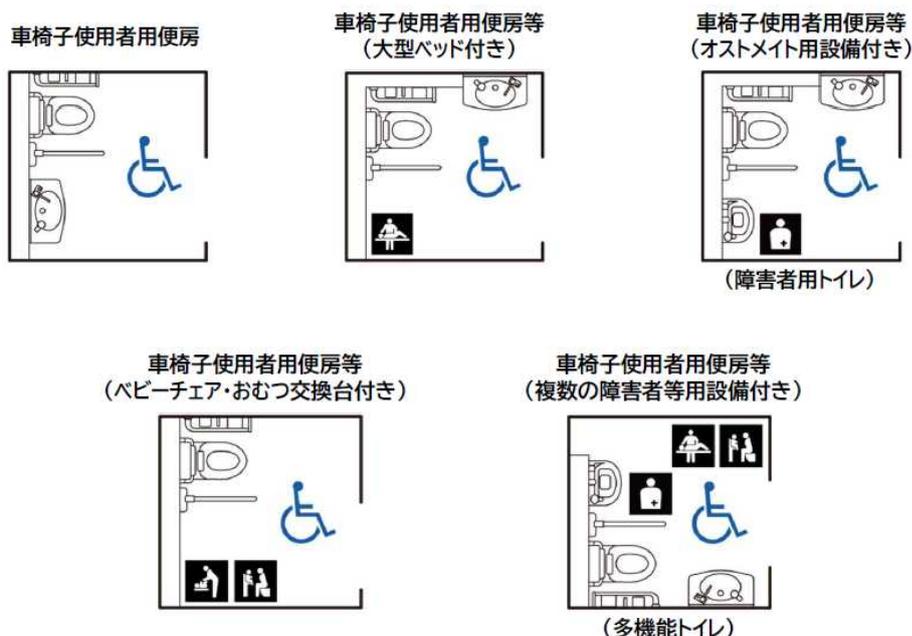
## 5 用語の整理

本調査研究では、トイレに関する用語を以下のように整理して取り扱うこととした。なお、他の公表資料等において使用されている記述を引用する場合は、当該資料において記載されている用語の整理に従うものとした。

<表1-5-1 本調査研究におけるトイレに関する用語>

用語	意義
車椅子使用者用便房	車椅子使用者が利用できる広さや手すり等を加えた便房。
障害者用トイレ（便房）	車椅子使用者用便房にオストメイト用設備が設けられたトイレ（便房）。バリアフリー法による便房を示す（法律上の名称は施設ごとに異なる）。 ※ 本調査研究では、一般的に分かりやすく伝える場合を除き、原則使用しない
車椅子使用者用便房等	車椅子使用者用便房に、障害者等用設備が設置された便房

一般便房	一般の利用者を想定した通常の広さの便房。機能分散の推進により、障害者等用設備が設置されているものもある。
オストメイト用設備	排泄物の処理や装具の交換が立ったままできる汚物流しに腹部の洗浄等が行えるシャワーが付いた設備 (オストメイト用簡易水栓設備：洋便器にパウチやしびん等の洗浄ができるノズルが付いた設備) ※特筆しない場合は、汚物流しを示すこととする。
乳幼児連れ用設備	ベビーチェア、おむつ交換台。乳幼児の着替え、パンツ型おむつ交換等のために設置された着替え台も含まれる。
障害者等用設備	手すり、オストメイト用設備、乳幼児連れ用設備（ベビーチェア、おむつ交換台）、大型ベッド、着替え台等の設備。
多機能トイレ（便房）	車椅子使用者が利用できる広さや手すり等に加え、おむつ交換台、ベビーチェア等を備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、乳幼児連れの方等、多様な人が利用できるトイレ。 ※ 本調査研究では、一般的に分かりやすく伝える場合を除き、原則使用しない
機能分散	多機能トイレに付加された設備や機能を、一般便房に分散配置することにより、多機能トイレの利用集中を解消しようとする取組。



<図1-5-1 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用便房等（多機能便房）の例>



<図1-5-2 一般便房に障害者等用設備が付加された例>



※既存施設の改修等において、一般便房の個室の区画変更が困難等の構造上の理由により、オストメイト用設備（汚物流し）が設置できない場合に限定される。



<図 1-5-3 障害者等用設備の例>

## 第2 これまでの調査研究の概要

### 1 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究（平成23年度）

#### （1）調査の背景及び目的

バリアフリー法により、一定規模以上の施設の新設等の際には、車椅子を利用する者が円滑に利用することができる「車椅子利用者用便房」を1以上設置すること等が義務付けられており、実態としてはトイレ全体のうち、1か所にフルスペックのトイレが整備される例が多くあった。

一方、これらの高齢者や障害者等向けのトイレは、ユニバーサルデザインの観点から、いわゆる「多機能トイレ」として、障害者以外も含む多様な利用者が使えるようになってきていることから、1か所のトイレに利用が集中し、障害者等真に必要とする者が利用できない場合もあるとの指摘がなされていた。

これらの課題に対応し、既存施設等の限られた空間の中でも多様な利用者の円滑な利用に配慮したトイレ空間・配置計画のあり方について検討を行ったものである。

#### （2）調査研究の内容

調査研究では、①基礎情報の整理、②利用実態の把握、③整備事例の収集、④多様な利用者に配慮したトイレ整備のあり方の検討、⑤普及啓発パンフレットの作成が行われた。

特に、②利用実態の把握では、利用者の特性ごと（車椅子利用者、オストメイト、子ども連れ）にアンケート調査を行ったほか、既往の利用実態調査、利用実態の現地調査、画像調査により、実際にどのように使われているかを把握した。

#### （3）多機能トイレ等の利用実態アンケート調査の比較結果

多機能トイレ等の利用実態アンケート調査は、車椅子利用者、オストメイト、子ども連れ等に対して行われ、全体で988件の回答を得ている。このアンケート調査の結果について、

- トイレの所要時間（通常時及びトラブル時）
- 多機能トイレで待たされた経験等
- 多機能トイレに関する課題
- 一般トイレ内の広めトイレの使用
- 表示・情報提供

等について、各属性の回答の比較結果が示されている。

詳細は当該報告書に記載があるため割愛するが、結果を見ると車椅子利用者のトイレの所用時間が総じて長い傾向にあり、かなりの者が多機能トイレの利

用に際して待たされた経験を有している。また、多機能トイレの設置が施設の優先利用につながると回答する者も多く、車椅子使用者の多機能トイレに対するニーズや、日頃感じる困りごとが浮き彫りとなっているが、広めのスペースを必要とする子ども連れや、オストメイト用設備が主には多機能トイレに設置されていることから、これらの者の経験や、多機能トイレに対して感じる課題も明らかにされている。

#### **(4) 多機能トイレ等の利用実態調査**

多機能トイレ等の利用実態調査は、多機能トイレに加えて一般トイレ内に広めの便房やおむつ替えシート、ベビーチェア等が設置されていた東京メトロ銀座線の三越前駅及び JR 東日本東京駅（京葉線改札内）、調査協力の得られた京王百貨店で実施されている。調査結果は、多機能トイレを利用した者の性別、年齢層、利用時間等で集計されており、利用者がどのような利用をしていたかについても考察が加えられている。

#### **(5) 調査結果のとりまとめ**

調査結果のとりまとめでは、多機能トイレへの利用集中を分散させ、多様な利用者が快適に利用できるよう公共トイレの設計を行う必要があるとされ、この中で多機能トイレの利用者が一般トイレを利用できるよう一般トイレに対する設計上の配慮を行うなど、多機能トイレから一般トイレへの利用分散を促すような機能分散の設計が求められること、公共トイレに関する詳細な情報を分かりやすく提供することの必要性について言及されている。

なお、調査当時既に機能分散の取組が実施されていた 12 の施設について、事例を取り上げて紹介している。

## **2 付添者のニーズ調査（平成 30 年度）**

### **(1) 調査の概要**

共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインの街づくりを推進するためには、誰もが自由に移動し活動できるよう、外出時の様々な障壁を取り除くことが求められる。しかしながら、単独での移動が困難な者の付添者や、単独で移動できない子供を連れた保護者等のうちベビーカーを使用しない乳幼児連れの方等が感じている障壁については、その実態がほとんど把握されてこなかった。

このため平成 30 年度に、これらの付添者等が公共交通機関を利用する際の困りごとや、必要と感じるサービス等に関するニーズ調査を実施し、公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進する上での課題について、付添者等の視

点で把握した。

## (2) 調査の内容

調査は、直近3年以内で

- ① ベビーカーを必要とする乳幼児・幼児の付添者
- ② ベビーカーは不要だが、歩行に付き添いが必要である幼児の付添者
- ③ 車椅子を常時必要とする者の付添者
- ④ 車椅子を必要としないが、付添いが必要な者の付添者
- ⑤ 65歳以上の高齢者

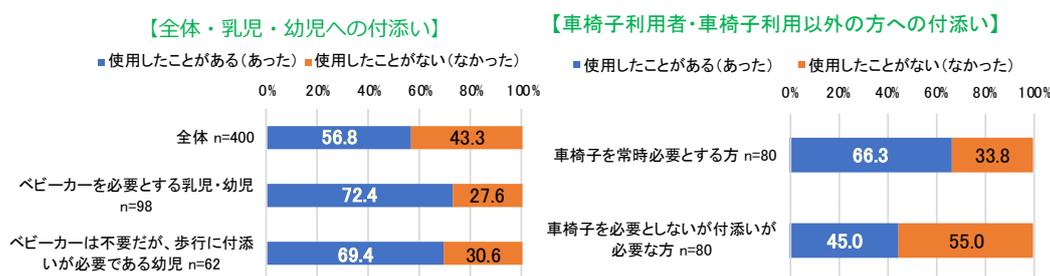
のいずれかの条件に該当する18歳以上の者を対象に、令和元年2月27日(水)～令和元年3月4日(月)にかけてインターネットアンケートを実施している。

## (3) 調査結果(抜粋)

調査結果のうち本調査研究に関係するものとして、「多機能トイレの使用経験」及び「多機能トイレが使用中のために待たされた経験」を抜粋して以下に掲載する。

### 1) 多機能トイレの使用経験

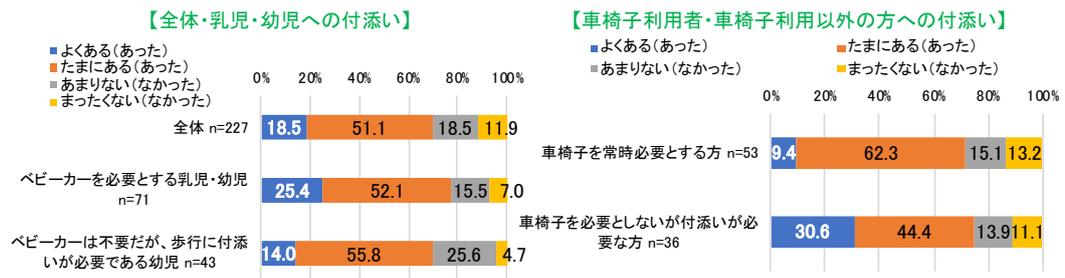
多機能トイレの使用経験については、「使用したことがある(あった)」とした者が、回答者全体では56.8%と半数を上回っている。なお、回答者が「車椅子を常時必要とする者の付添者」では66.3%、「車椅子を必要としないが付添いが必要な者の付添者」では45.0%となっている。



<図2-2-1 多機能トイレの使用経験>

### 2) 多機能トイレが使用中のために待たされた経験

多機能トイレが使用中のために待たされた経験については、「よくある(あった)」、「たまにある(あった)」とした者が、回答者全体では69.6%と7割近くに上っている。



＜図 2-2-2 多機能トイレが使用のため待たされた経験＞

### 3 「心のバリアフリー」に関するアンケート調査（令和元年度）

#### (1) 調査の概要

平成 30 年度に改正されたバリアフリー法等に基づいて「心のバリアフリー」を実現するため、学校教育・企業・地域等における取組や国民の協力促進等が行われている。しかしながら、一般国民の意識等については、一定数のデータが存在しないことから、令和元年度に全国の一般国民の「心のバリアフリー」に関する認知度や取組の状況等を把握するために調査を実施した。

#### (2) 調査の内容

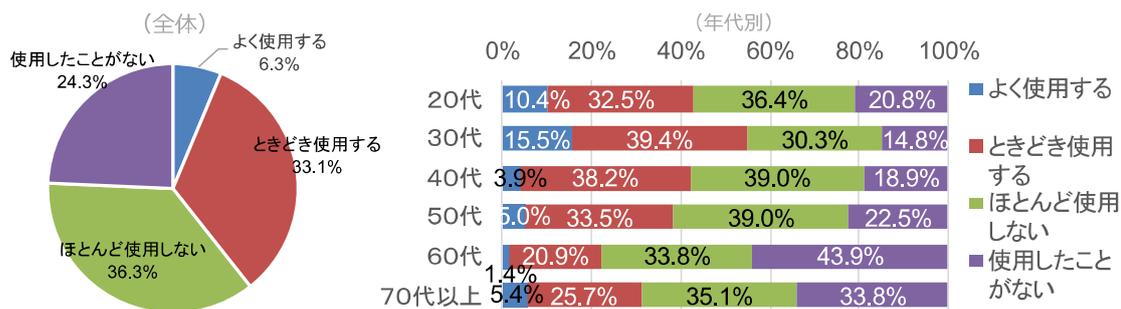
国土交通行政インターネットモニター1,066 名を対象に、令和元年 12 月 9 日（月）～令和元年 12 月 23 日（月）にかけてインターネットアンケートを実施している（回答者数 908 名、回答率 85.2%）。

#### (3) 調査結果（抜粋）

調査結果のうち本調査研究に関係するものとして、「多機能トイレの使用頻度」及び「多機能トイレの使用理由」を抜粋して以下に掲載する。

##### 1) 多機能トイレの使用頻度

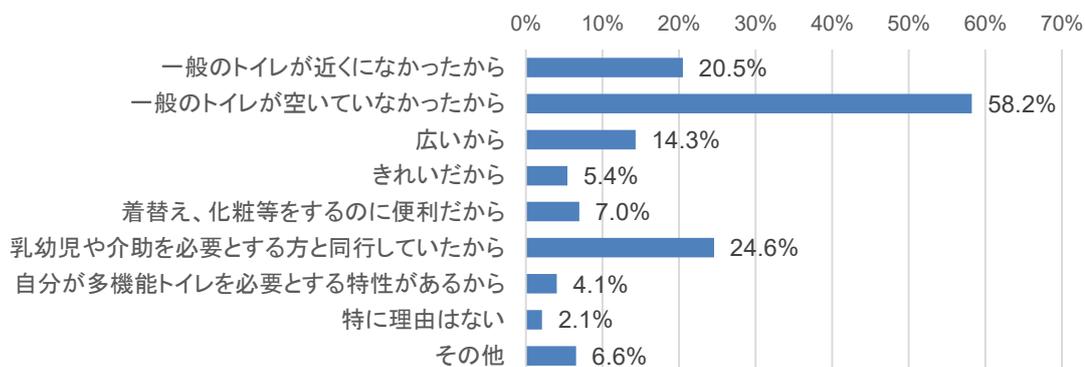
多機能トイレの使用頻度については、「使用したことがない」、「ほとんど使用しない」とした者が、回答者全体の約 6 割を占めている。年代別では 60 代が約 78%と最も高く、70 代以上が約 69%と続いている。



<図 2-3-1 多機能トイレの使用頻度>

## 2) 多機能トイレの使用理由

多機能トイレの使用理由としては、「一般のトイレが空いていなかったから」との回答が最も多い結果となっている。



<図 2-3-2 多機能トイレの使用理由>

## 4 トイレの利用状況等調査（令和元年度）

### (1) 調査の概要

多機能トイレの利用集中を解消するため、ハード面では平成 30 年 3 月に改正された「公共交通移動等円滑化基準」において、オストメイト用設備を車椅子使用者用便房に設置することを前提としていたこれまでの規定から、一般トイレの便房に分散して設置することを可能とする規定に変更された。このような基準改正に加え、ソフト面では平成 29 年度からトイレの利用マナー啓発の取組が実施されてきた。

しかしながら、さらなる利用集中解消のための取組を推進する必要があることから、令和元年度に、トイレの整備状況の違いによる利用状況を把握するため、利用状況等調査を実施した。

## (2) 調査の内容

調査対象施設は、

- ① 東京都内の鉄軌道駅
- ② 障害者の利用者数が多い鉄軌道駅
- ③ 10代～20代の利用者数が多い鉄軌道駅
- ④ 観光客の利用者数が多い鉄軌道駅
- ⑤ トイレの整備状況が同程度で鉄軌道駅の利用者数が異なる条件で比較できる鉄軌道駅
- ⑥ 鉄軌道駅の利用者数が同程度で、トイレの整備状況が異なる条件で比較できる鉄軌道駅

の条件に該当する施設を選定し、各施設の「多機能トイレ」及び「一般トイレ」について、以下の内容で調査を実施している。

<表2-4-1 トイレの利用状況等調査における具体的な調査内容>

調査区分	調査内容	
多機能トイレ	利用時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入退室時間</li><li>・ 利用時間</li></ul>
	利用者属性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 性別</li><li>・ 年齢階層</li><li>・ 身体的特徴等</li><li>・ 同行者、持ち物</li></ul>
	トイレ到着後の行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 待たずに利用／待つて利用／一般トイレを利用／利用を断念</li></ul>
一般トイレ	利用者数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女別の利用者数、入室時間</li></ul>
	待ち行列発生状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女別に待ち行列の発生時間及び解消時間</li><li>・ それぞれの行列での最大の待ち人数を計測(トイレ外から観測可能な範囲)</li></ul>

## (3) 調査結果 (抜粋)

### 1) トイレの整備状況による比較 (鉄軌道駅の利用者数が同程度の駅)

利用者数が同程度であるが、車椅子利用者用便房等 (多機能トイレ) の設置数及び障害者等用設備の一般トイレへの機能分散の状況が異なるA駅、B駅、C駅、D駅において、車椅子利用者用便房等 (多機能トイレ) の利用者数の調査を行った。結果は以下の表のとおりであり、車椅子利用者用便房等 (多機能トイレ) の設置数に比例して、D駅での利用者数がその他の各駅の2倍近くとなった。

<表 2-4-2 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の利用者数調査結果>

	車椅子使用者用便房等 （多機能トイレ）設置数	障害者等用設備の 一般トイレへの機能分散	車椅子使用者用便房等 （多機能トイレ）の利用者
A 駅	1つ設置	なし	43 人
B 駅	1つ設置	なし	55 人
C 駅	1つ設置	あり	47 人
D 駅	2つ設置	なし	105 人

## 2) 鉄軌道駅の利用者数による比較

次に、利用者数、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の設置数及び障害者等用設備の一般トイレへの機能分散の状況が異なる A 駅、B 駅、C 駅、D 駅、E 駅において、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の利用者数の調査を行った。結果は以下のとおりであり、トイレの整備状況が同程度である A 駅、B 駅及び E 駅の車椅子使用者等用便房（多機能トイレ）の利用者数は、利用者数に比例して多くなっている。

<表 2-4-3 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の利用者数調査結果>

区分 多機能 トイレ 整備 状況	対象施設			トイレ利用者数 (上段-12時間、下段-ピーク時間)				多機能トイレの利用状況					
	駅名	トイレの 位置	乗降客数 (万人/日)	男性 用	女性 用	子供 用	多機 能	利用され ている時間 (左-12時間、右-ピーク時間) ※カッコ内は割合(%)		利用待ち等の発生状況 (上段-時間(分)、下段-割合(%))			
								待たず に利用	待って 利用	一般トイ レを利用	利用を 断念		
1つ	A 駅	改札外	12.6	1,260 141	447 53	-	43 7	289 (40.1)	43 (71.7)	40 (78.4)	3 (5.9)	8 (15.7)	0 (0.0)
	B 駅	改札外	20.4	1,644 278	652 79	-	55 9	243 (33.8)	46 (76.7)	53 (82.8)	2 (3.1)	5 (7.8)	4 (6.3)
1つ +機能 分散	C 駅	改札外	21.3	909 119	489 66	9 2	47 6	363 (50.4)	43 (71.7)	46 (53.5)	1 (1.2)	11 (12.8)	28 (32.6)
2つ	D 駅	改札内	16.3	1,240 157	863 101	-	105 14	[両方利用] 172 (23.9)	[両方利用] 40 (66.7)	105 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1つ	E 駅	改札内	6.1	418 45	126 20	-	17 3	118 (16.4)	43 (71.7)	17 (94.4)	0 (0.0)	1 (5.6)	0 (0.0)

## 3) 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の利用者属性等

車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の利用者属性を観察すると、肢体不自由者、視覚障害者、子ども連れ等の視覚的に属性がわかる者は各駅とも数名程度の利用であり、キャリーケースを持った者や高校生と思われる 2 名程度での着替え利用が見られた。

【参考】ベビーキープと便器の位置関係について（コンビウィズ調査 2020年11月）

1 モニター検証の目的

便器とベビーチェアが離れていること等により、乳幼児をベビーチェアに座らせることに不安を感じている等の声が寄せられていることから、便器に座った保護者が、ベビーチェアに座っている乳幼児に対し、不安を感じる距離・配置を検証し、設置方法についての対策を検討する。

2 モニター概要

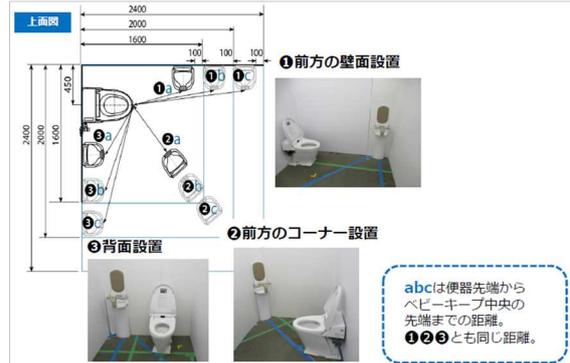
(1) 被験者

生後7ヶ月～2歳9ヶ月まで※の子供とその親（コンビウィズ社員モニター）10組

※ベビーチェアの対象年齢は生後2歳6ヵ月までであるが、想定する対象年齢の体型と同程度の子供まで含めて調査を実施

(2) 評価方法

便器の先端からの距離を便器に近い順に a、b、c の3種類、配置を①、②、③の3種類の計9パターンの位置（下図を参照）を対象に、子供がベビーチェア、親が便器に座った状態で不安を感じるか等の確認を行った。



＜図 評価を行ったベビーチェアと便器との位置関係＞

(3) 確認項目

距離感の評価	便器とベビーチェアの位置について、安心して用を足せる距離・配置であるかを下記評価で確認。				
評価基準	5：良い	4：やや良い	3：普通	2：やや悪い	1：悪い
確認項目 (状況)	<b>■便器に座った状態でベビーチェアまでの位置を確認</b> ア. 座った状態で子供に手が届く イ. 腰を少し浮かせば子供に手が届く ウ. 便器から1歩踏み出せば子供に手が届く エ. 便器から2歩踏み出せば子供に手が届く				
視界	便器側から正面を向いたとき、子供が視界に入るか確認 ※横を向いたり振り向くことは該当しない				
介助の評価	万一、子供が落下しそうになった時、介助できるかを5段階評価（5が最も良い）で確認				
普段の様子	普段のベビーチェア使用の有無、使用時の子供の様子を確認（喜んで座る、落ち着かない、嫌がるなど）				

3 考察

不安とされる要素は親の身長・体格差で評価が大きくずれることはなく、「子供がぐずっている時」「用を足している時の状況」「服装」など総合的な状況が影響すると考える（ズボンが膝まで脱いでいると踏み出せないが、スカートなら踏み出せるなど）。

子供がぐずっている時は距離に関係なく座らせたくないという意見があり、条件の悪い状況まで考慮すると推奨距離を設定することはできない。

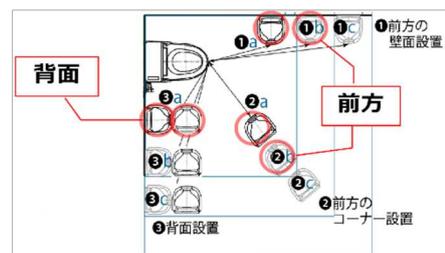
また、子供がぐずっていないなくても、不安と思う距離は配置によって違っていたため、一概に距離を設定するのは難しい。①bと②bは同じ距離にも関わらず、不安に思うモニター者は①bのほうが多かった。同じ距離でも配置によって子供の見やすさや介助のしやすさで不安と感じる意識に違いが出る。介助できると考える距離も同様で、配置によって異なるようだった。

4 結論

ベビーチェアと便座との距離について、  
**前方：「1歩踏み出せば届く距離」までなら不安を感じにくい**（図：①a、①b、②a、②b）

**後方：「座った状態で手が届く距離」までなら不安を感じにくい**（図：③a）

の範囲内（右図の○）であれば、利用者に配慮された設置環境とする



＜図 不安を感じにくいベビーチェアの設置環境＞

### 第3 車椅子使用者用便房等に関する基礎情報の整理

#### 1 車椅子使用者用便房等の整備に関する法令及びガイドライン

車椅子使用者用便房等の整備に関しては、「旅客施設」、「建築物」、「道路」、「都市公園」のそれぞれについて、法令及びガイドラインが下表のように定められている。

<表3-1-1 車椅子使用者用便房に関する法令とガイドライン>

	法令	ガイドライン
旅客施設	<u>公共交通移動等円滑化基準</u> [平成30年10月改正] (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)	<u>バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)</u> [平成30年7月改訂] (※ 最新は令和2年3月版)
建築物	<u>建築物移動等円滑化基準</u> [平成30年10月改正] (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) <u>建築物移動等円滑化誘導基準</u> [令和元年6月改正] (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令)	<u>高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準</u> [平成29年3月改正]
道路	<u>道路移動等円滑化基準</u> [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)	<u>道路の移動等円滑化整備ガイドライン</u> [平成23年8月第3版]
都市公園	<u>都市公園移動等円滑化基準</u> [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令)	<u>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン</u> [平成24年3月改訂]

法令とガイドラインの関係について旅客施設を例に説明すると、法令である「公共交通移動等円滑化基準」が、公共交通事業者等が旅客施設を新たに整備する際に義務基準として遵守しなければならない内容が示されたものであるのに対し、ガイドラインである「バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)」は、公共交通事業者等が旅客施設を新たに整備する際に、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるため、旅客施設の整備のあり方を具体的に示した目安である。そのため、公共交通移動等円滑化基準に基づく整備内容以外についてはガイドラインに従うことが義務付けられているものではないが、高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすい公共交通機関を実現するため、ガイドラインを活用した整備が期待されているものである。

なお、本調査研究では直近の2年以内でバリアフリー法の改正が行われている旅客施設と建築物を対象として調査を実施している。

## 2 バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）の概要

### （1）法令の改正

ガイドラインの概要を説明する前に、法令改正について触れておく。旅客施設に関する法令である「公共交通移動等円滑化基準」は平成30年10月に改正され、これまで車椅子利用者用便房にオストメイト用設備を設置することが義務づけられていた規定が見直され、車椅子利用者用便房とは別に一般便房にオストメイト用設備を設置することが可能になった。新旧の法令の当該箇所（第十三条及び第十四条）は以下のとおりである。

＜表3-2-1 公共交通移動等円滑化基準の新旧対応表（トイレに関連する部分の抜粋）＞

新（平成30年10月改正）	旧
<p>（便所）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所内に<b>車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房</b>（次条において「車椅子利用者用便房」という。）及び<b>高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上</b>（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）<b>設けられていること</b>。</p> <p>二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前条第二項第一号の<b>車椅子利用者用便房</b>は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（便所）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に<b>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房</b>が設けられていること。</p> <p>二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前条第二項第一号の<b>便房</b>は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <b>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること</b>。</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p>

### （2）ガイドラインの改訂とトイレ整備に関する考え方の変遷

バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）は、法令の改正等を踏まえて改訂が行われている。このうちトイレ整備に対する考え方については、平成19年7月版（平成23年度に実施した「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」時点版）以降、平成25年10月版、平成30年7月版で変更が加えられている。各時点版でのトイレ整備に関する考え方は次頁の表のとおりである。

<表 3-2-2 公共交通移動等円滑化基準の新旧対応表（トイレに関連する部分の抜粋）>

平成 30 年 7 月版	平成 25 年 10 月版	平成 19 年 7 月版
<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p><u>近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。</u></p> <p>このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、<u>一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。</u></p> <p><u>今回の移動等円滑化基準の見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。</u></p> <p><u>また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。</u></p>	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p><u>多機能トイレは、高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等が利用しやすい場所に設置する。また、車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっばいで使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便秘器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</u></p>	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>多機能トイレは、障害者が利用しやすい場所に設置する。また、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっばいで使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便秘器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</p>

### (3) ガイドラインに記載されている基準等の内容

バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）では、移動等円滑化基準第 13 条～第 15 条に基づいて、トイレの機能分散や個別の設備の機能に関するガイドラインが示されている。下表は、ガイドライン（平成 30 年 7 月）におけるトイレ全般及び車椅子利用者用便房に関する記述例の抜粋である。

<表 3-2-3 トイレ全般に関する記述例（抜粋）>

配置	<p>○乳幼児連れ用設備を有する便房を 1 以上設置する。</p> <p>○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子利用者用便房（車椅子利用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。</p> <p>◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。</p> <p>◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。</p>
案内表示等	<p>○一般トイレ内に車椅子利用者用簡易型便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近に置いて案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように案内表示を行う。</p>
その他の情報提供	<p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。</p>
オストメイト用設備	<p>◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水栓器具が設けられていること。</p> <p>○上記の水栓器具の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。</p> <p>○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。</p> <p>◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水栓器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水栓器具とすることができる。</p> <p>◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。</p>
乳幼児用設備	<p>○乳幼児連れの人の利用を考慮し、一般便房内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを 1 以上設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。</p> <p>○おむつ交換台を設置する。</p> <p>◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ 70cm 程度とする。また、正面開きタイプでは、幅 75cm 程度、奥行 80cm 程度、側面開きタイプでは、幅 70cm 程度、奥行 60cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。</p>

※ 表中の◎は移動円滑化基準に基づく整備内容、○は標準的な整備内容、◇は望ましい整備内容を示す

<表3-2-4 車椅子使用者用便房に関する記述例（抜粋）>

<p>大きさ</p>	<p>◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。          ○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 200cm×200cm 程度のスペースが必要）。          ○新設の場合等、スペースが十分とれる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 220cm×220cm 程度のスペースが必要）。          ◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース（標準内法寸法 200cm×200cm 程度）を有する場合、便器横の以上スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。</p>
<p>大型 ベッド等</p>	<p>◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。          ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子で出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。          ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、両側に十分なスペースをとることが望ましい。</p>

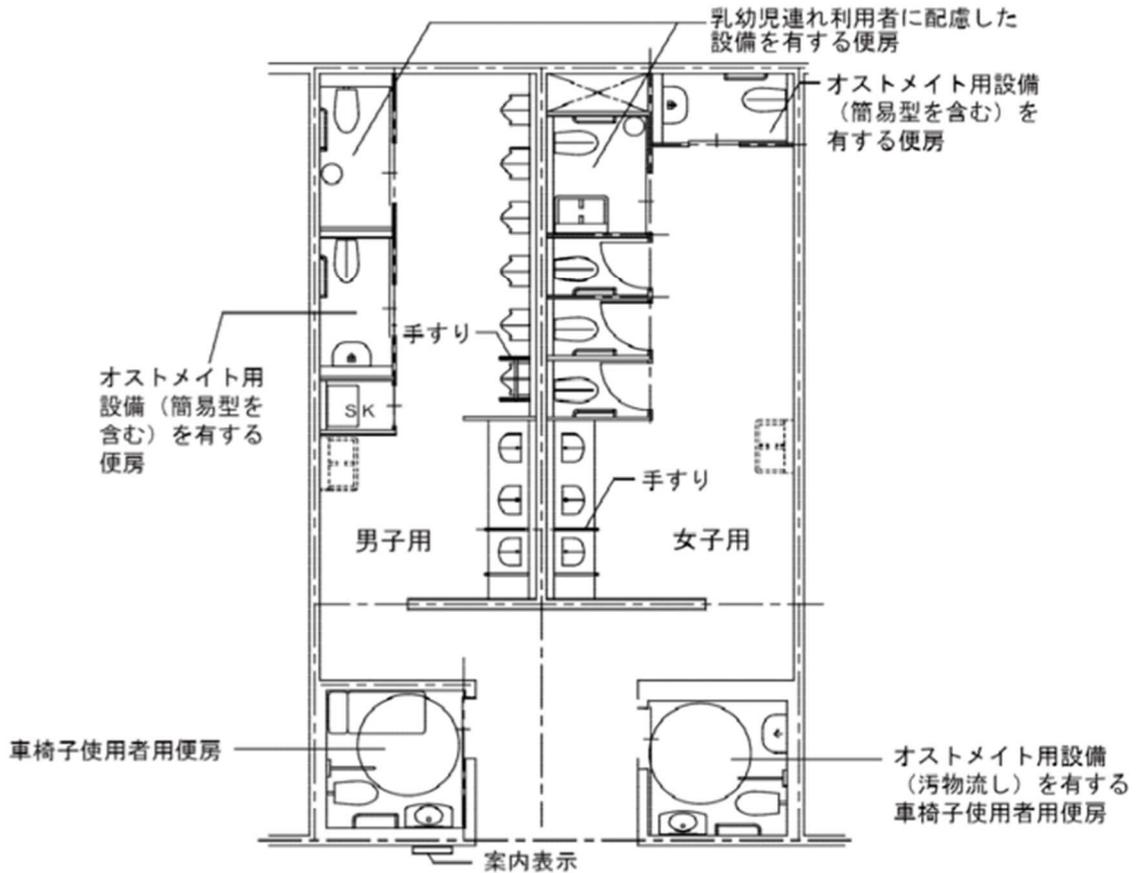
※ 表中の◎は移動円滑化基準に基づく整備内容、○は標準的な整備内容、◇は望ましい整備内容を示す

#### （４）トイレの配置例

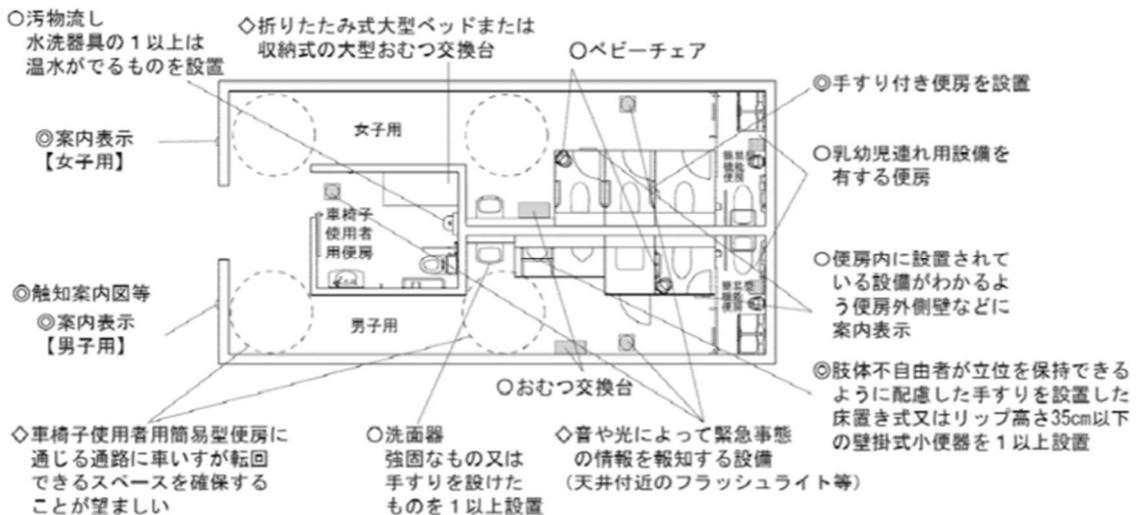
バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）ではトイレの配置例として、

- 車椅子使用者用便房 2 か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例
- オストメイト用設備を備えた便房を 1 か所、乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例
- 車椅子使用者用便房を 1 か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例

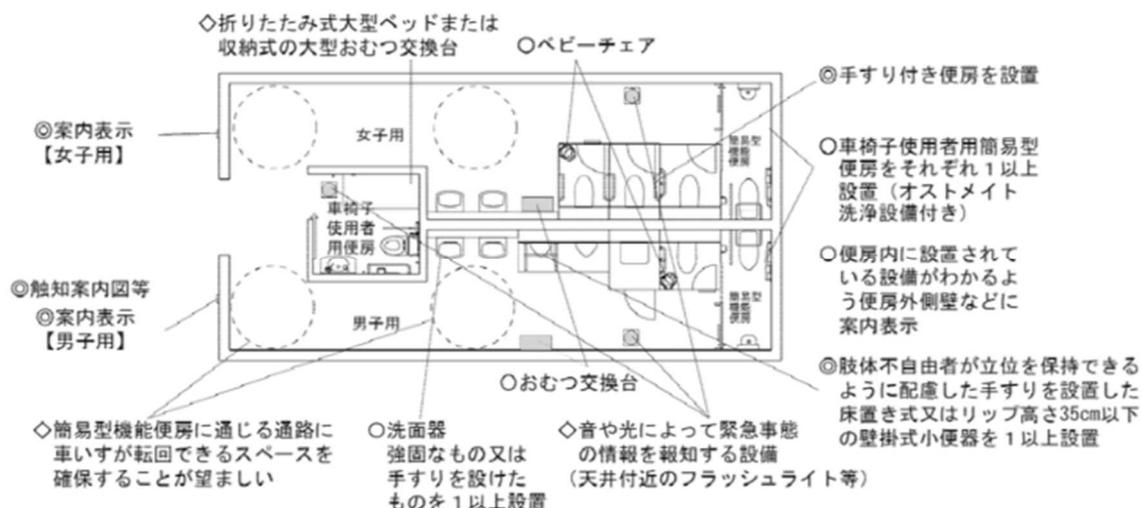
が掲載されている。それぞれの配置例を以下に示す。



＜図3-2-1 車椅子使用者用便房2か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例＞



＜図3-2-2 オストメイト用設備を備えた便房を1か所、乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例＞



＜図 3-2-3 車椅子使用者用便房を 1 か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例＞

### 3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の概要

#### (1) 設計の考え方の変遷

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準は、法令の改正等を踏まえて改訂が行われている。設計の考え方のうちトイレに対するものについては、平成 19 年度版（平成 23 年度に実施した「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」時点版）以降、平成 24 年度版、平成 28 年度版で変更が加えられており、平成 28 年版では車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設、季節建築物の整備を進めるための記述の充実が図られた。

各時点版でのトイレの設計に関する考え方は次頁の表のとおりである。

<表3-3-1 設計の考え方に関する記述（抜粋）>

平成 28 年度版	平成 24 年度版	平成 19 年度版
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。</u></li> <li>・ <u>また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。</u></li> <li>・ <u>一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ネッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。</u></li> <li>・ <u>このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。</u></li> <li>・ <u>このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設けることを基本的な考え方とし、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務付</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>便所に関し、バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。</u></li> <li>・ <u>バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象に追加され、利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>個別機能を備えた便房の設置</u> 多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、<u>車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。</u></li> </ol> </li> </ul> <p>また、施設用途等により、多数の車いす使用者や</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>便所に関し、従来は車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用便房の設置をまず確保し、さらにオストメイト機能の設置やベッド、チェアの設置を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房の設置を推奨してきたところである。</u></li> <li>・ <u>バリアフリー法の制定に伴い、便所におけるオストメイト機能の設置についても義務付け対象に追加されたこと、多機能であることによる車いす使用者からの利用上の不便さを解消するために、また個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう、従来の考え方を一部改め、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>これらの個別機能に応じた専用便房の設置</u> 車いす使用者用便房、オストメイト機能付き便房等利用者のニーズに合わせて便房を設置</li> <li>2) <u>多機能便房と簡易型機能を備えた専用便房の設置</u> 車いす使用者用便房を多機能化することで機能の集約を図るが、施設用途を十分に考慮し、簡易型機能を併せ設置し、利用しやすさを工夫する</li> <li>3) <u>多機能便房の設置</u> 施設用途から多機能便房のみ（複数設置の場合も含む）の設置で十分に機能する場合</li> </ol> </li> </ul>

<p><u>け対象とならない小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>既存建築物の改善・改修であり、面積や構造による制約がある場合</u></li></ul> <p>等においては、「車いす使用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便房」と「簡易型機能を備えた便房」等の組み合わせにより、<u>可能な限り機能の分散を図る。</u></p>	<p><u>オストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも考慮する。</u></p> <p>2) 多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置</p> <p>施設用途を十分に考慮し、<u>車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房(多機能便房を含む)を設けた上で設置する。</u></p> <p>3) 多機能便房の設置</p> <p>施設用途を十分に考慮し、多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。<u>なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。</u></p>	
---	--	--

## (2) 個別機能を備えた便房の設計標準

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成28年度版)では、「個別機能を備えた便房の設計標準」として

- 共通する事項
- 車いす使用者用便房
- オストメイト用設備を有する便房
- 大型ベッド付きの便房
- 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

の項目立てがされている。下表は、各項目に記載された事項の抜粋である。

<表3-3-2 共通する事項に関する記述(抜粋)>

設置数 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入り口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。</li> </ul>
案内 表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。</li> <li>○ 表示版は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS Z 8210〇案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。</li> <li>○ 男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。</li> <li>○ 便房の戸には、便房の設備内容を文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示することが望ましい。</li> </ul> </div>

<表3-3-3 車いす使用者用便房に関する記述(抜粋)>

出入口の 有効幅員、 空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各設備を使用でき、車いす利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)</li> <li>・ 便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。</li> <li>・ 便房の標準内法寸法は、200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。</li> </ul> </li> <li>○ 介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。</li> </ul>
-------------------------	---

＜表3-3-4 オストメイト用設備を有する便房に関する記述（抜粋）＞

<p>設置数 配置</p>	<p>○ 便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。</p> <p>○ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上にオストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。</p>
<p>部品・設備等</p>	<p>ア. 汚物流し等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設ける。</li> <li>・ ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>留意点：汚物流し等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。</li> <li>・ 利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。</li> </ul> </div> <p>イ. その他の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>留意点：手荷物置き台、フック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。</li> </ul> </div>

＜表3-3-5 大型ベッド付き便房に関する記述（抜粋）＞

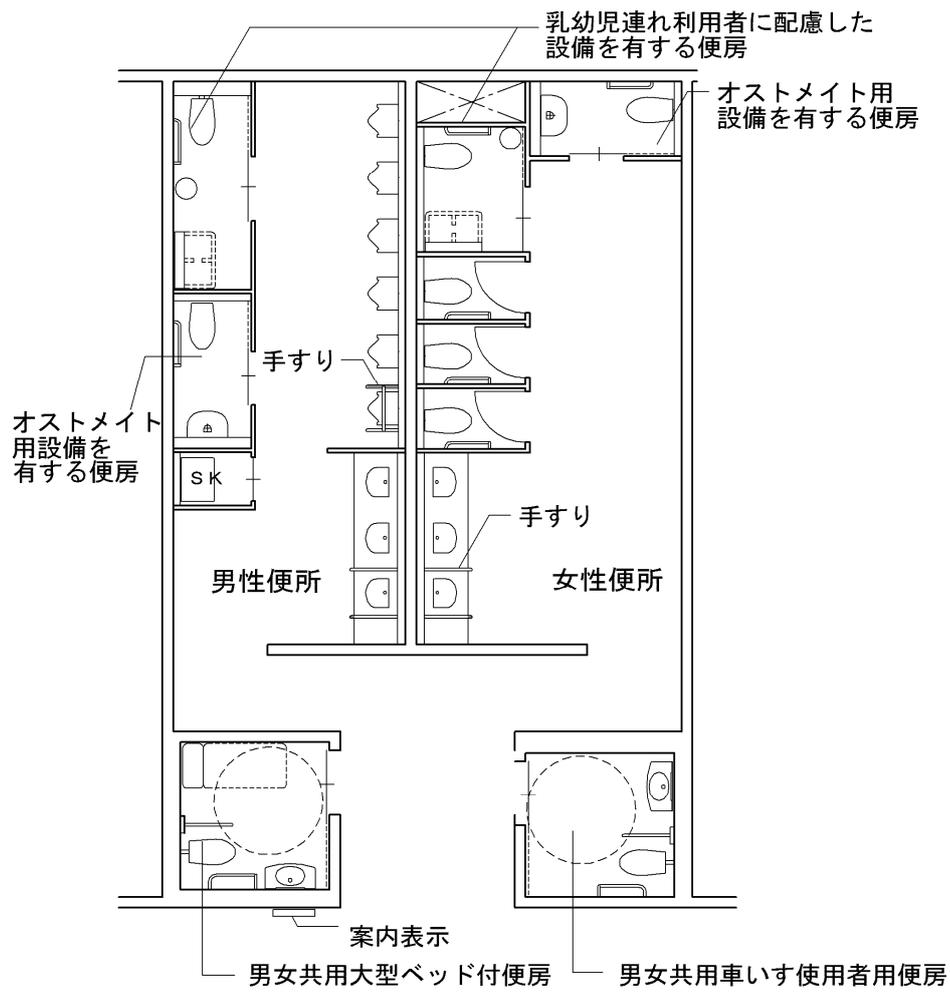
<p>設置数、配置</p>	<p>○ 車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。</p> <p>○ 施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>留意点：大型ベッドの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助を必要とする肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）が必要となることがあるため、大型ベッドを設けることが求められている。</li> </ul> </div>
<p>空間の確保等</p>	<p>○ 車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>留意点：大型ベッドの寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。</li> </ul> </div>

<表 3-3-6 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房に関する記述（抜粋）>

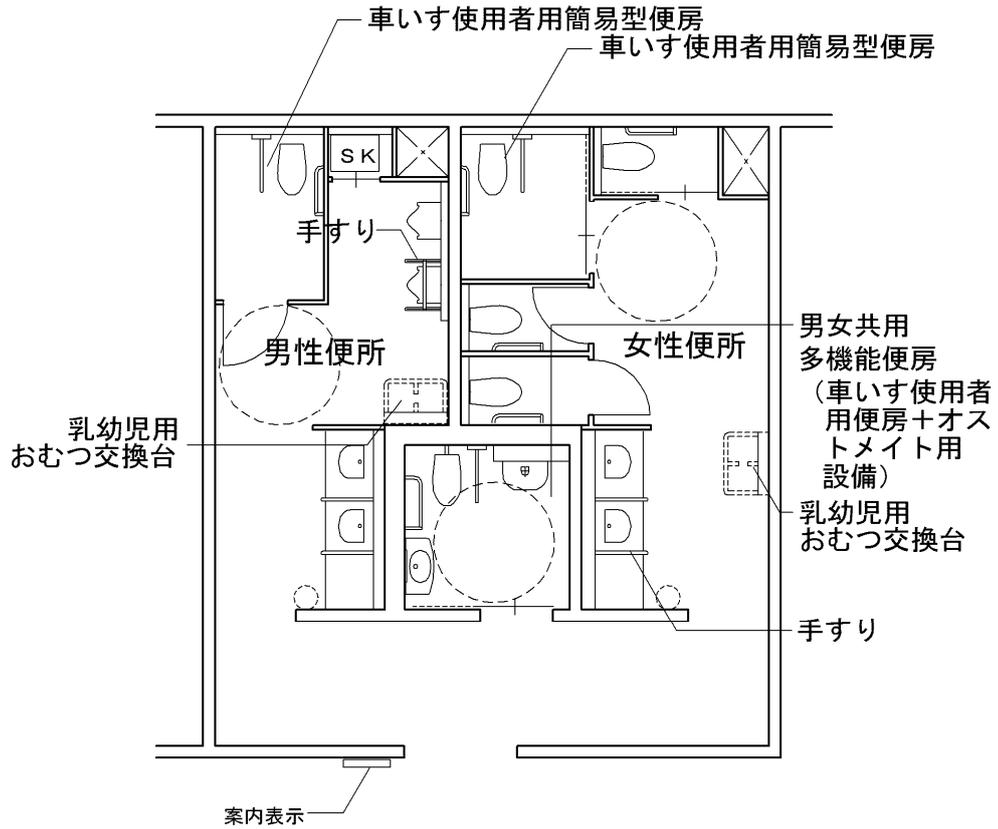
設置数、配置	<p>○ 施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。</p>
空間の確保等	<p>○ 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。</p>
部品、設備等	<p>○ 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>留意点：乳幼児用いす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>留意点：乳幼児用おむつ交換台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。</li> </ul> </div>

### (3) トイレの配置例

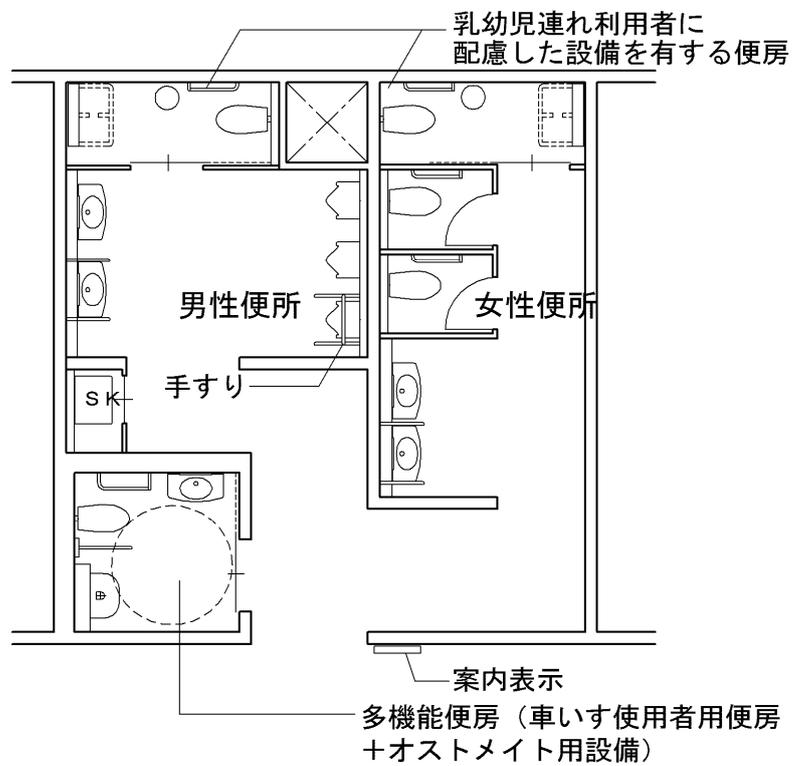
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 28 年度版）では、便所、洗面所の例として以下の3つが掲載されている。



<図3-3-1 便所、洗面所の例1>



<図3-3-2 便所、洗面所の例2>



<図3-3-3 便所、洗面所の例3>

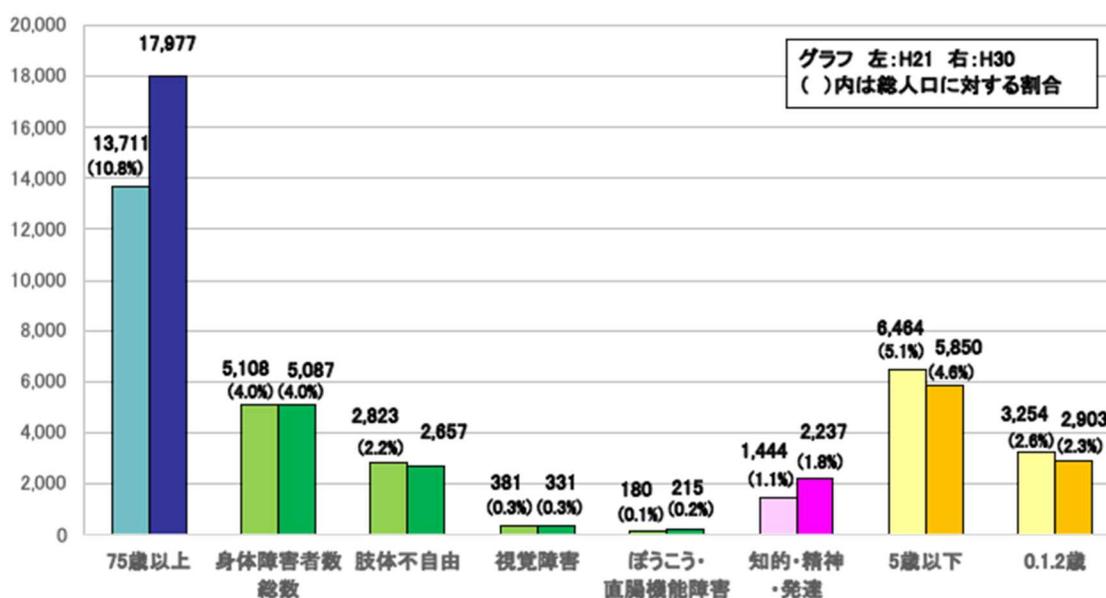
#### 4 統計データから見る対象者

車椅子使用者用便房等は冒頭の用語の整理で示したように、車椅子使用者が利用できる広さに加え、手すり、オストメイト用設備、乳幼児連れ用設備、大型ベッド、着替え台等の障害者等用設備を備えた便房であり、この便房を必要とする者としては、高齢者、障害者、乳幼児連れ等が想定される。平成 23 年度に実施した「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」では、これらの者が人口全体に占める割合や、障害者数の推移等について、国の統計データを用いた考察が行われているが、前回の調査研究から 9 年が経過していることを踏まえ、本調査研究においてもこれらの統計データの時点更新を行い、その変化について考察を行うこととした。

##### (1) 車椅子使用者用便房等の利用対象者の割合

###### 1) 高齢者、障害者、子どもの数及び人口に対する割合

以下のグラフは高齢者、障害者、子どもの数及び人口に対する割合を平成 21 年と平成 30 年で比較したものである。グラフを見ると、75 歳以上の高齢者は約 427 万人増加している一方で、子どもの数は減少している。身体障害者は総数で見た場合はほぼ横ばいであるが、知的・精神・発達障害に関しては約 79 万人増加している。



【出典】 年齢別人口 = 総務省の人口推計データ  
 身体障害者数 = 厚生労働省の福祉行政報告例データ  
 知的・精神・発達障害者数 = 厚生労働省の衛生行政報告例データ

<図 3-4-1 高齢者、障害者、子どもの数及び人口に対する割合>

## 2) 身体障害者数の推移

以下のグラフは平成21年度から平成30年度までの身体障害者数の推移を示したものである。グラフを見ると、身体障害者数の総数はほぼ横ばいで推移しているものの、内部障害者数は約14.3%増加していることが分かる。



【出典】厚生労働省の福祉行政報告例データ（身体障害者手帳交付者数の年次推移）

<図3-4-2 身体障害者数の推移>

## 3) 内部障害者数の内訳

次頁のグラフは平成23年度から平成30年度までの内部障害者数の推移を示したものである。グラフを見ると内部障害者数は増加傾向にあり、特にぼうこう・直腸機能障害者数は約13%増加していることが分かる。



※ 肝臓機能障害については、平成 22 年度調査より区分を新設

【出典】厚生労働省の福祉行政報告例データ（身体障害者手帳交付者数の年次推移）

<図 3-4-3 内部障害者数の内訳>

## (2) 高齢者の日常生活に関する意識調査結果

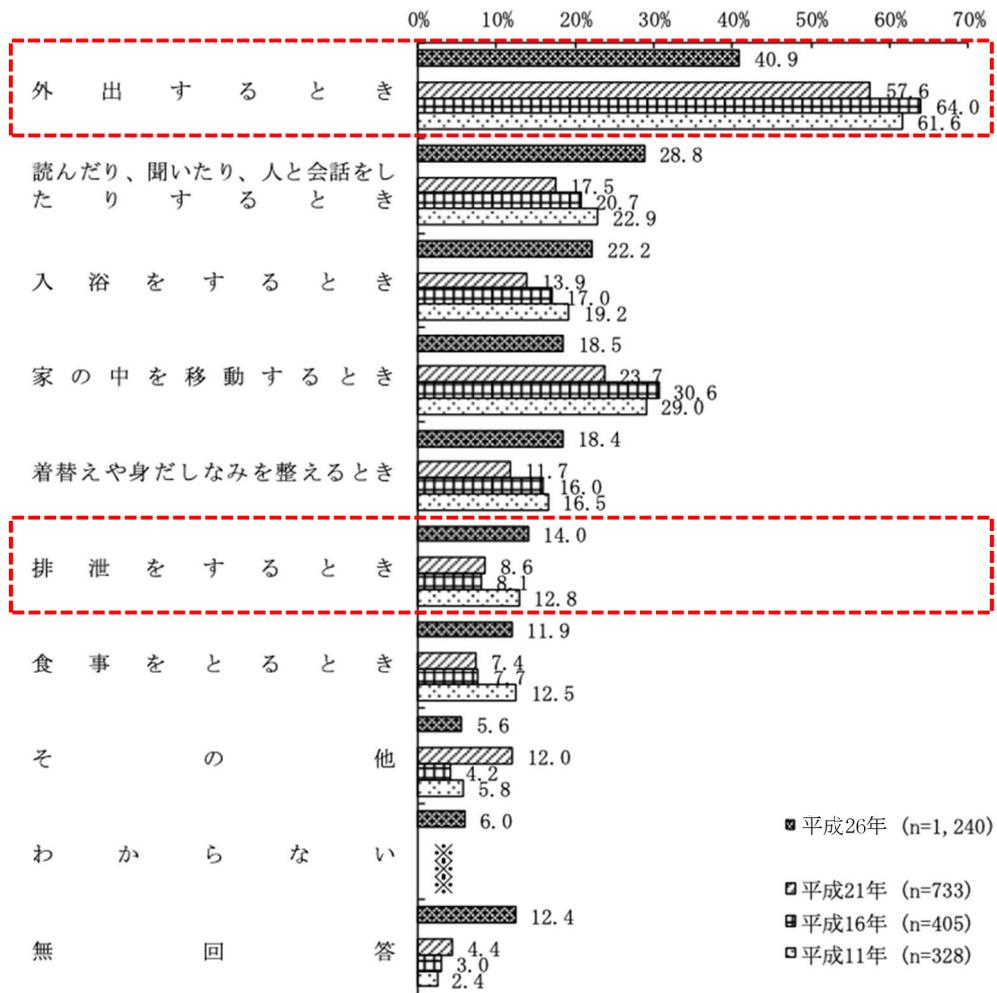
本項は、内閣府が実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」の結果のうち、高齢者が不自由を感じる場面、高齢者が外出時に障害とを感じる内容及び高齢者の外出頻度に着目したものである。なお、本調査は平成 26 年まで 5 年ごとに行われていたものである。なお、本調査は平成 21 年までは調査員による面接聴取で調査が行われていたが、平成 26 年は郵送配布・郵送回収で調査が行われているため、データ比較に際しては調査方法の違いについて注意が必要がある。

<表 3-4-1 高齢者の日常生活に関する意識調査>

	平成 26 年	平成 21 年
調査期間	平成 26 年 12 月 4 日～26 日	平成 21 年 10 月 22 日～11 月 8 日
調査方法	郵送配布・郵送回収	面接聴取
対象	全国の 60 歳以上の男女	全国の 60 歳以上の男女
調査票配布数	6,000 人	5,000 人
有効回答数	3,893 人 (男性 1,887 人、女性 2,006 人)	3,501 人 (男性 1,581 人、女性 1,920 人)
有効回答率	64.9%	70.0%

## 1) 高齢者が不自由を感じる場面

以下は、日常生活を営む上でどのようなときに不自由を感じるかを聞いたもので、回答のうち「特に不自由を感じない」を除いて算出した結果をグラフにしたものである。グラフを見ると、「外出するとき」に不自由を感じる高齢者が最も多いが、その割合を平成21年と平成26年で比較すると16.7%減少している。その一方、「排泄をするとき」に不自由を感じる高齢者は5.4%増加している。



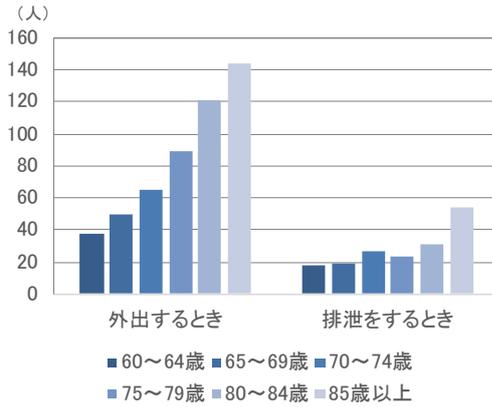
注1 ※は調査時に選択肢がなく、データが存在しないもの

注2 平成21年までは不自由を感じる人へのみ聞いている

注3 過去調査との比較のため、図中の平成26年調査の結果は、特に不自由は感じない人(n=2,653)を除いたものを掲載

＜図3-4-4 高齢者が不自由を感じる場面＞

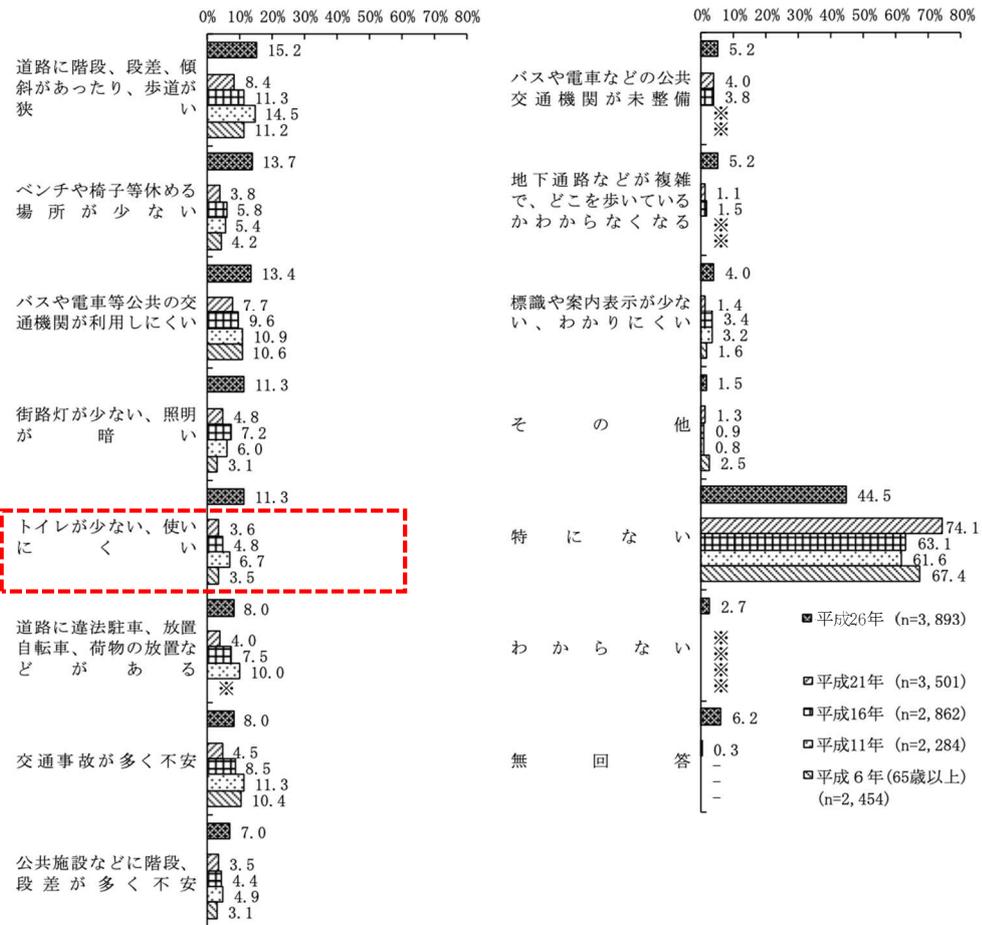
本調査が、外出時のトイレ利用における困りごとに着目していることを踏まえ、グラフ内の「外出するとき」及び「排泄するとき」の2項目について、5歳ごとの年齢階層別の人数を集計した結果を次頁に示す。



<図3-4-5 外出するとき、排泄をするときに不自由を感じる場面（年齢階層別）>

## 2) 高齢者が外出時に障害と感ずる内容

以下は、高齢者が外出するにあたって何か障害と感ずるものがあるかを聞いたもので、「トイレが少ない、使いにくい」という項目に着目すると、平成26年度は平成21年度と比較して約7.7%増加している。

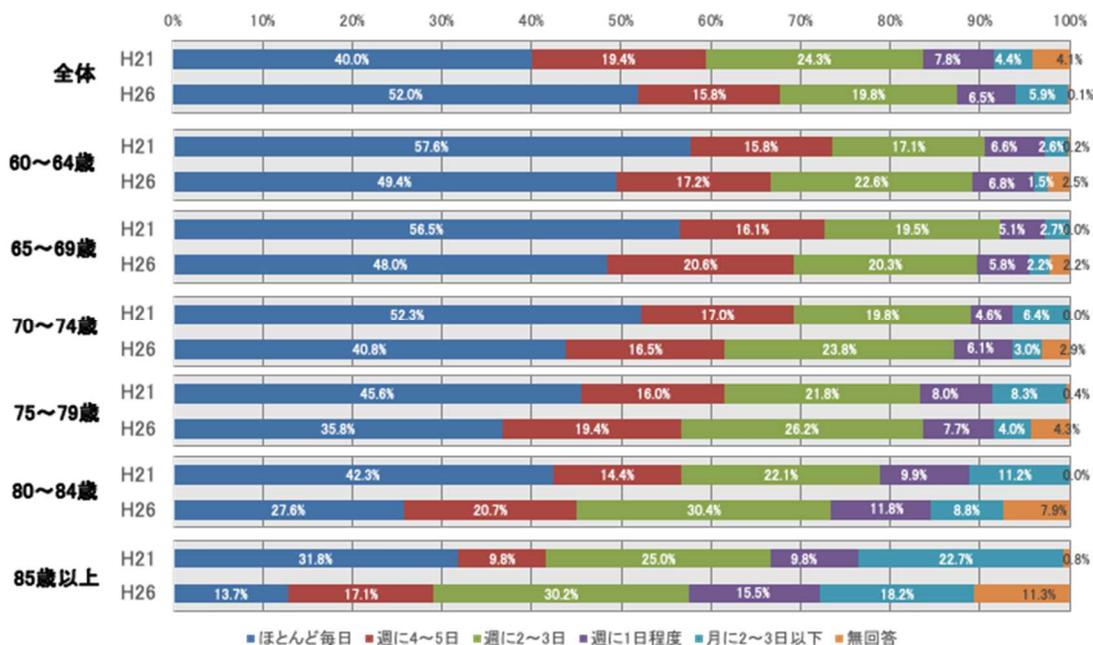


注1 ※は調査時に選択肢がなく、データが存在しないもの

<図3-4-6 高齢者が外出時に障害と感ずる内容>

### 3) 高齢者の外出頻度

高齢者の外出頻度を見ると、年齢が高くなるほど外出頻度が減少していることが分かる。また、平成21年度と平成26年度を比較すると、いずれの年齢階層においても「ほとんど毎日」外出する人の割合が減少している。



<図3-4-7 高齢者が外出時に障害と感ずる内容>

### (3) 生活のしづらさなどに関する調査

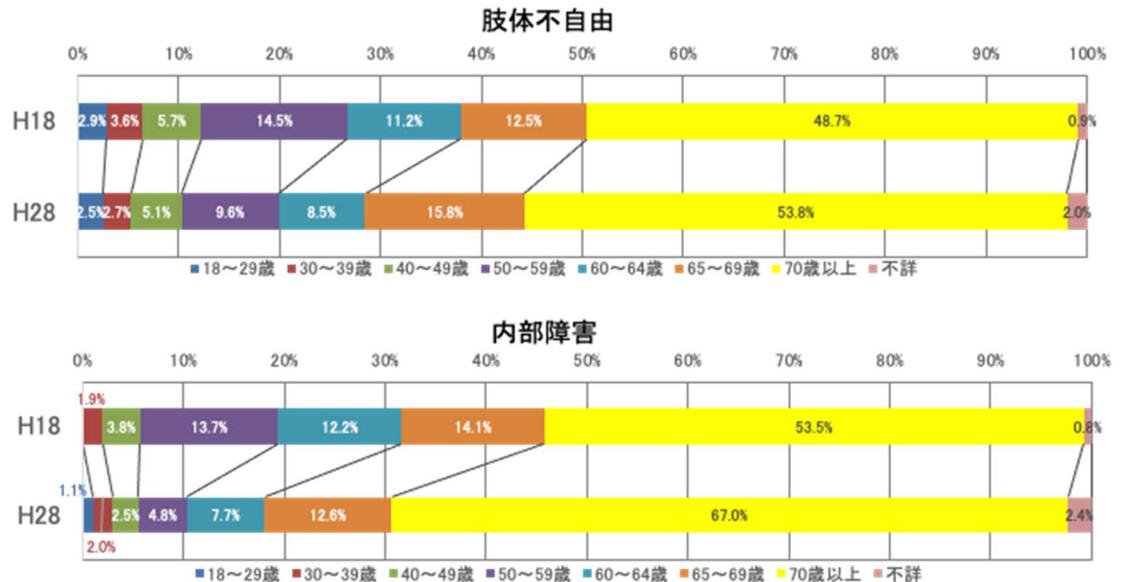
本項は、厚生労働省が実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果より、肢体不自由もしくは内部障害として身体障害者手帳を所持している者の数を平成18年と平成28年で比較したものである。

<表3-4-2 生活のしづらさなどに関する調査（全国障害児・者等実態調査）>

	平成28年	平成18年
時 点	平成28年12月1日	平成18年12月1日
調査票配布数	12,601人	7,580人
有効回答数	6,175人	5,136人
有効回答率	49.0%	67.8%

### 1) 肢体不自由者及び内部障害者の割合（年齢階層別）

以下は、肢体不自由者及び内部障害者の年齢階層別の割合を、平成 18 年と平成 28 年で比較したものである。グラフを見ると、肢体不自由者、内部障害者の半数以上は 70 歳以上であり、この 70 歳以上の人数を平成 18 年度と平成 28 年度で比較すると、肢体不自由者は約 5.1%、内部障害者は約 13.5% 増加していることが分かる。



<図 3 - 4 - 8 肢体不自由者及び内部障害者の割合>

## 第4 車椅子利用者用便房等の整備状況及び利用実態の把握

### 1 旅客施設及び建築物における整備状況

#### (1) 調査の実施概要

公共施設等における車椅子利用者用便房等及び障害者等用設備が設置された一般便房の整備状況を把握するため、事業者（施設所有者・施設管理者）に対するアンケート調査を実施した。

調査対象施設は

- 旅客施設（各公共交通事業者等が所有又は管理する旅客施設）
- 商業施設（関係業界団体に属する事業者等が所有又は管理する百貨店その他物販店舗及び飲食店等）
- 道の駅
- 高速道路のサービスエリア及びパーキングエリア

とし、いずれも施設規模は問わないこととした。

なお、調査は2020年6月中旬から8月下旬にかけて実施した。

#### (2) 主な調査項目

整備状況調査の主な調査項目を以下に示す。

<表4-1-1 整備状況調査の主な調査項目>

【調査票A】 整備方針等に関する調査	① トイレの整備方針 ② 障害者等用設備の設置に関する方針 ③ トイレの適正利用推進に関する方針 ④ 最新のトイレ整備事例（整備／改修年月）
【調査票B】 事例に関する調査	車椅子利用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の事例 → 障害者等用設備が設置された一般便房の個数 → 一般便房外の障害者等用設備の設置状況 → 車椅子利用者用便房等の広さ・扉の形式及び有効幅員 → 情報案内表示、ホームページ等での情報提供 等

なお、調査票Bでは車椅子利用者用便房等の設置状況により、回答票を以下の(a)から(g)に区分し、それぞれ該当する事例の回答を求めた。

＜表 4-1-2 調査票Bの回答区分＞

(a) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置（一般便房内には障害者等用設備なし）
(b) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加
(c) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ以上設置（一般便房内には障害者等用設備なし）
(d) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加
(e) 車椅子使用者用便房等のみを1つ設置
(f) 男女別トイレ内に車椅子使用者用便房等を設置
(g) その他（男女別トイレのみ、男女共用トイレのみ等）

### (3) 回答状況

調査の回答状況を旅客施設及び建築物（商業施設、道の駅、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア）に分けて示す。

＜表 4-1-3 旅客施設の回答状況＞

	事業者数	調査票B（区分ごとの回答数）						
		a	b	c	d	e	f	g
空港ターミナル	44	22	29	2	13	9	7	17
鉄道駅	118	50	55	1	26	25	22	34
バスターミナル	33	16	4	0	2	2	2	4
旅客船ターミナル	128	71	19	6	3	12	8	24
計	323	159	101	9	44	48	39	79

＜表 4-1-4 建築物の回答状況＞

	事業者数	調査票B（区分ごとの回答数）						
		A	B	c	d	e	f	g
商業施設	47	24	34	1	3	10	6	12
サービスエリア・ パーキングエリア	6	1	6	0	5	1	1	0
道の駅	148	74	118	23	23	23	23	0
計	201	99	158	24	31	30	30	12

### (4) 調査表Aの集計結果

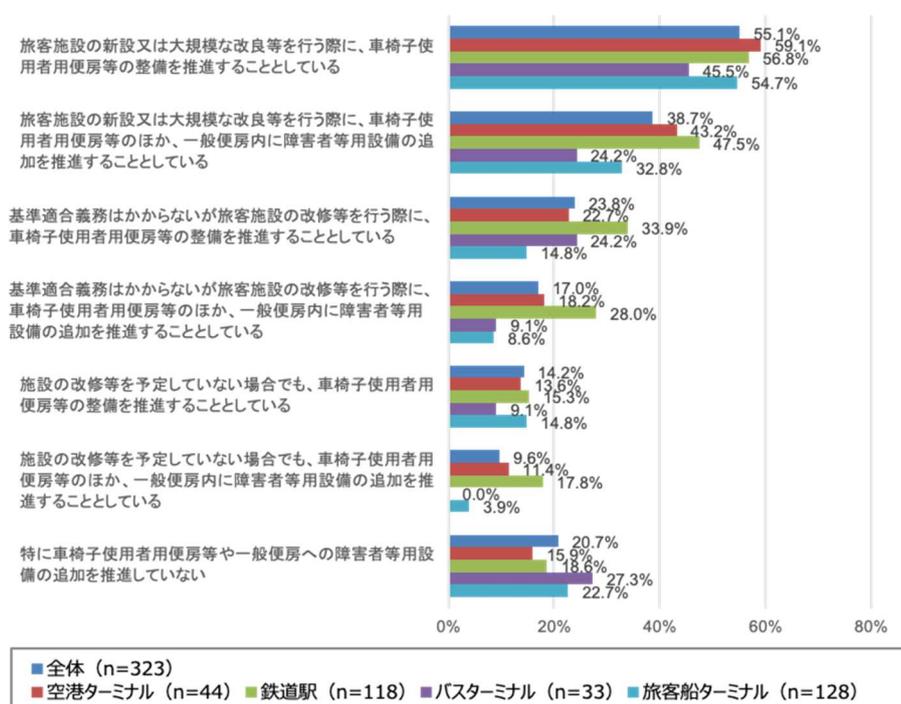
以下では、統計的に処理が可能な調査票Aについての集計結果を示す。

#### 1) トイレの整備方針

トイレの整備方針は、車椅子使用者用便房等の整備、一般便房内への障害者等用設備の設置等、事業者のトイレの整備方針について調査した。

## ① 旅客施設

旅客施設では、規模の大きな鉄道事業者や空港ターミナル事業者では、整備方針として「車椅子使用者用便房等の整備推進」及び「一般便房内に障害者等用設備の追加を推進」の両方を挙げる者が多いが、中小鉄道事業者や地方空港及び旅客船ターミナルの管理者では、「車椅子使用者用便房等の整備推進」のみを整備方針として挙げる者が多い。「車椅子使用者用便房等や一般便房への障害者等用設備の追加を推進していない」理由としては、“施設やトイレのスペースが狭くバリアフリー化が困難”、“軌道事業のためトイレがない”といった内容が挙げられている。

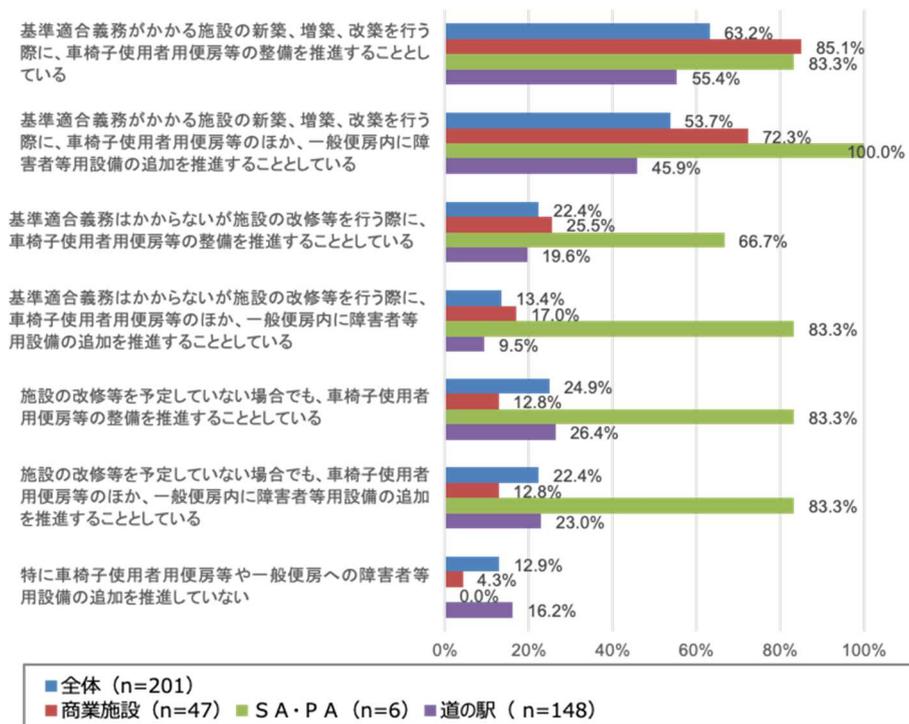


<図4-1-1 旅客施設を設置・管理する事業者のトイレの整備方針>

## ② 建築物

建築物では、整備方針として「車椅子使用者用便房等の整備推進」及び「一般便房内に障害者等用設備の追加を推進」の両方を挙げている者が多い。

なお、サービスエリア・パーキングエリアにおいては、施設の整備、施設の改修、トイレのみの改修等、多様な機会を捉えてトイレ整備が行われている模様である。



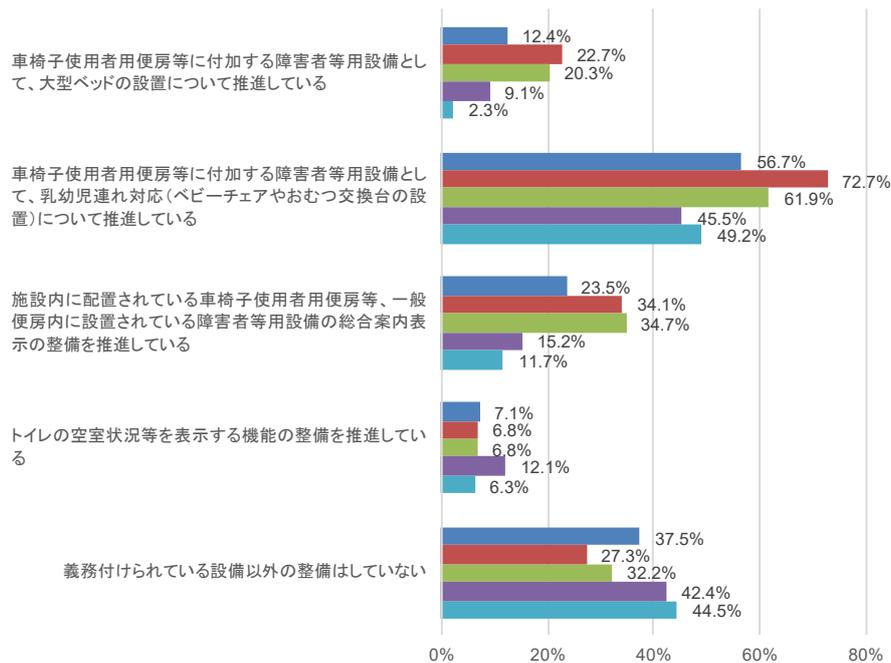
＜図 4－1－2 建築物の施設管理者のトイレの整備方針＞

## 2) 障害者等用設備の設置に関する方針

障害者等用設備の設置に関する方針は、車椅子利用者用便房等に付加する設備やその多機能の設置に関する事業者の方針について調査した。

### ① 旅客施設

「大型ベッド」の設置は、主に規模の大きな鉄道会社や空港で設置が推進されている。回答を得た事業者の約半数では、「乳幼児連れ対応設備」として車椅子利用者用便房等（多機能便房）へのおむつ交換台等の設置が推進されている。なお、トイレに関する「総合案内表示」の整備は約2割、「空室状況表示」の整備は1割弱という状況であり、規模の大きな空港では、“多様なトイレを整備したが、周知や情報提供方法に苦慮している”といった意見も挙げられている。

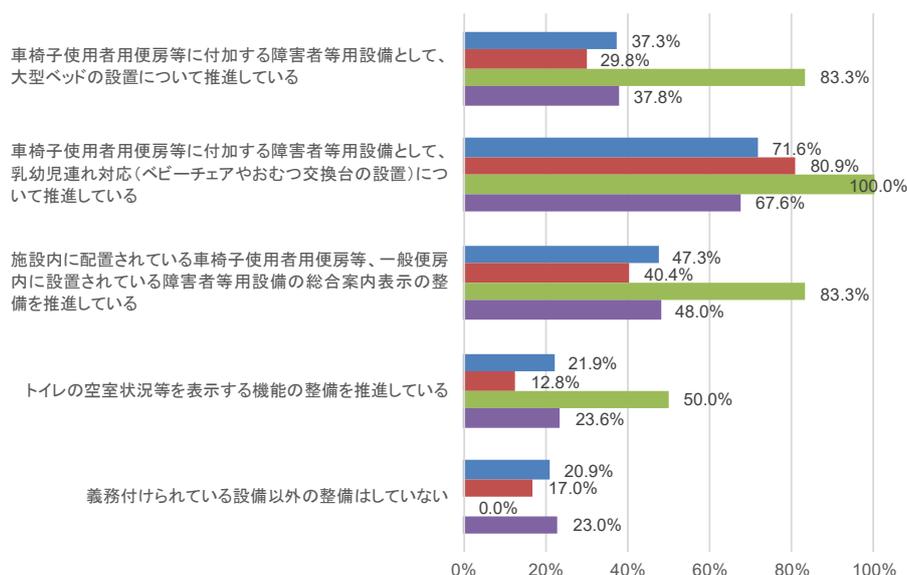


<図4-1-3 旅客施設を設置・管理する事業者の障害者等用設備の設置に関する方針>

## ② 建築物

「大型ベッド」の設置は、サービスエリア・パーキングエリアに加え、主に規模の大きな商業施設、駅ビル、地下街等で設置が推進されている。

サービスエリア・パーキングエリアや多くの商業施設では、「乳幼児連れ対応設備」として車椅子使用者用便房等（多機能便房）へのおむつ交換台等の設置が推進されている。なお、トイレに関する「総合案内表示」の整備は商業施設では4割、サービスエリア・パーキングエリアでは8割で整備が進めていると回答しており、“わかりやすい配色、大きなサイン表示、触ってわかる立体文字の採用”、“ベビーベッド等の利用者のための当該設備がある別のフロアのトイレまでの案内図を車椅子使用者用便房の扉に掲示”といった工夫が挙げられている。



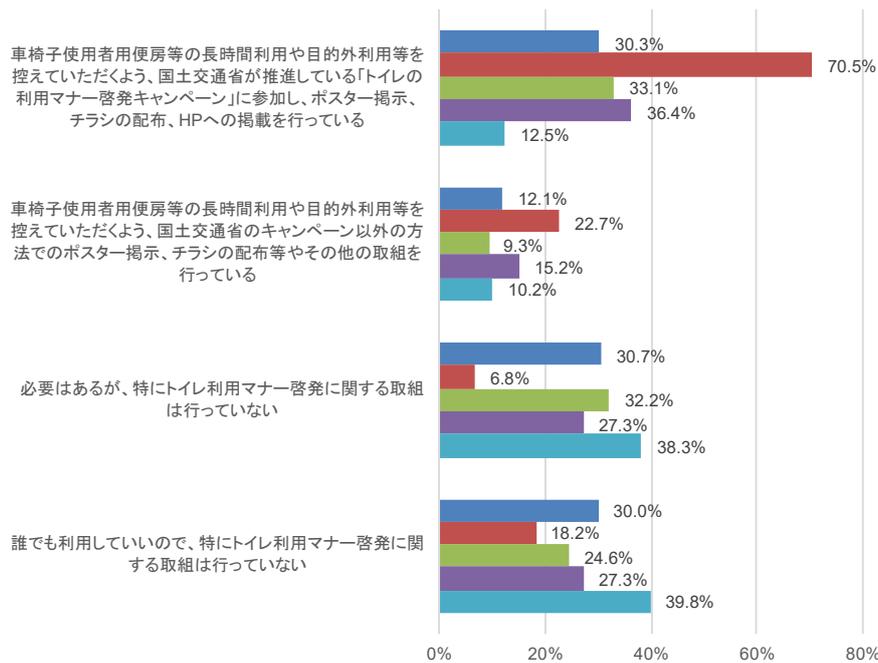
<図4-1-4 建築物の施設管理者の障害者等用設備の設置に関する方針>

### 3) トイレの適正利用推進に関する方針

トイレの適正利用推進に関する方針は、国土交通省の啓発キャンペーンへの参加やその他の取組等、トイレの適正利用を推進するための事業者の取組方針について調査した。

#### ① 旅客施設

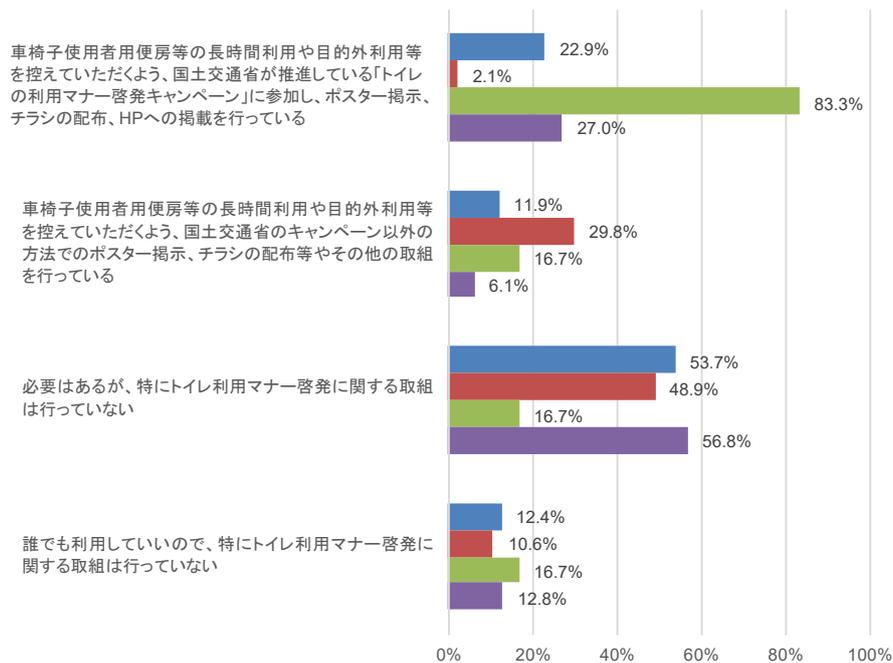
回答を得た事業者の約4割で、国土交通省の「トイレ利用マナーキャンペーン」への参加、または別の方法で適正利用推進に関する取組が行われており、国土交通省のキャンペーン以外の方法として、“全駅の多機能トイレ入口に利用に関する啓発ステッカーを掲示している”といった回答もあったが、その一方で“適切な使用方法の周知に苦慮している”との回答も見受けられた。



<図4-1-5 旅客施設を設置・管理する事業者のトイレの適正利用推進に関する方針>

## ② 建築物

国土交通省の「トイレ利用マナーキャンペーン」への参加については、サービスエリア・パーキングエリアの約8割が参加していると回答したのに対し、商業施設では参加していないとの回答が多くを占めた。商業施設等では利用マナー啓発に関する取組を行っていないとする事業者が多いが、“清掃員による清掃のほか、警備員の巡回を定期的に行い安全確保に努めている”といった、人的対応を行っていると回答も見受けられた。



<図4-1-6 建築物の施設管理者のトイレの適正利用推進に関する方針>

## 2 車椅子使用者用便房等に対する利用者の意識

### (1) 調査の実施概要

トイレに設置されている障害者等用設備の認知度、多機能トイレの利用状況、多機能トイレや機能分散が図られたトイレ等に対する一般利用者の意識を把握し、今後の整備のあり方やマナー啓発の取組方針を検討することを目的として、国土交通行政インターネットモニター制度を活用したアンケート調査を2020年7月16日から7月29日にかけて実施した。

なお、国土交通行政インターネットモニター制度は、全国を9ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）に区分し、2020年度のモニター制度登録者は1,069人（2020年度）である。本調査ではこのうち936人から回答を得た（回答率87.6%）。

### (2) 主な調査項目

整備状況調査の主な調査項目を以下のとおりであり、全19問を設定した。

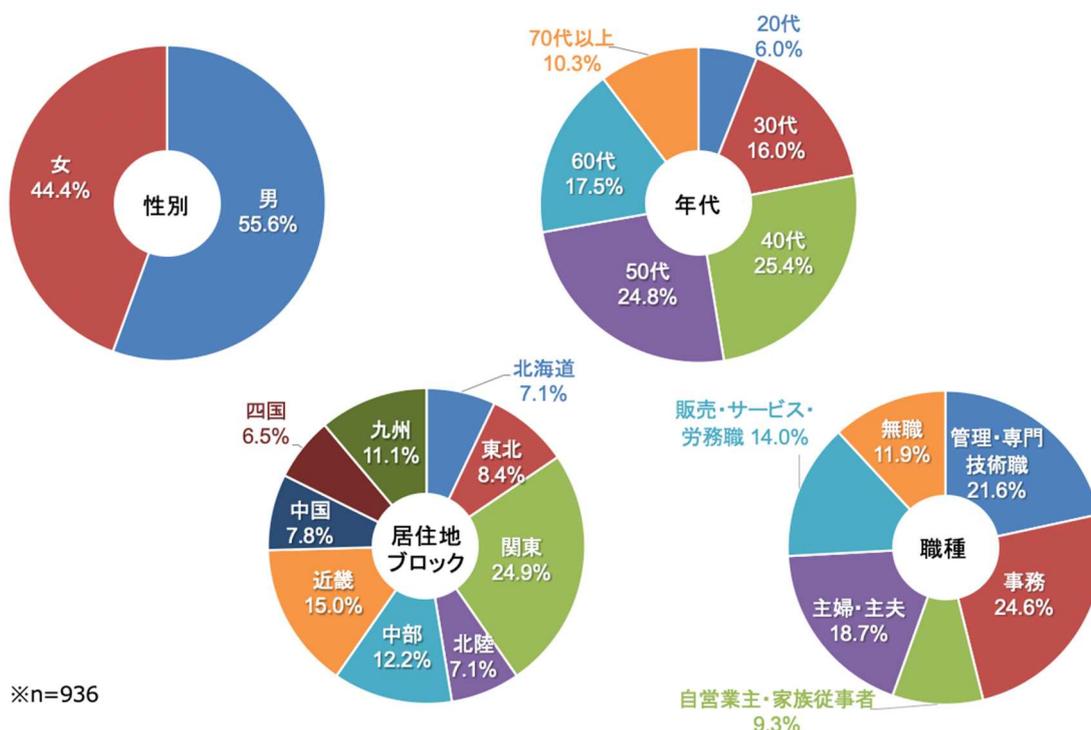
<表 4-2-1 整備状況調査の主な調査項目>

① 回答者の属性
② トイレに設置されている障害者等用設備の認知
③ 多機能トイレの利用状況（頻度、理由、利用対象設備等）
④ 多機能トイレの利用集中問題の認知（機能分散の取組の認知等）
⑤ マナー啓発キャンペーンの認知
⑥ 利用マナー・利用集中に対する考え方（課題解決に向けた機能分散の取組に対する自身の考えや必要となる取組等

### (3) 調査結果

#### 1) 回答者の属性

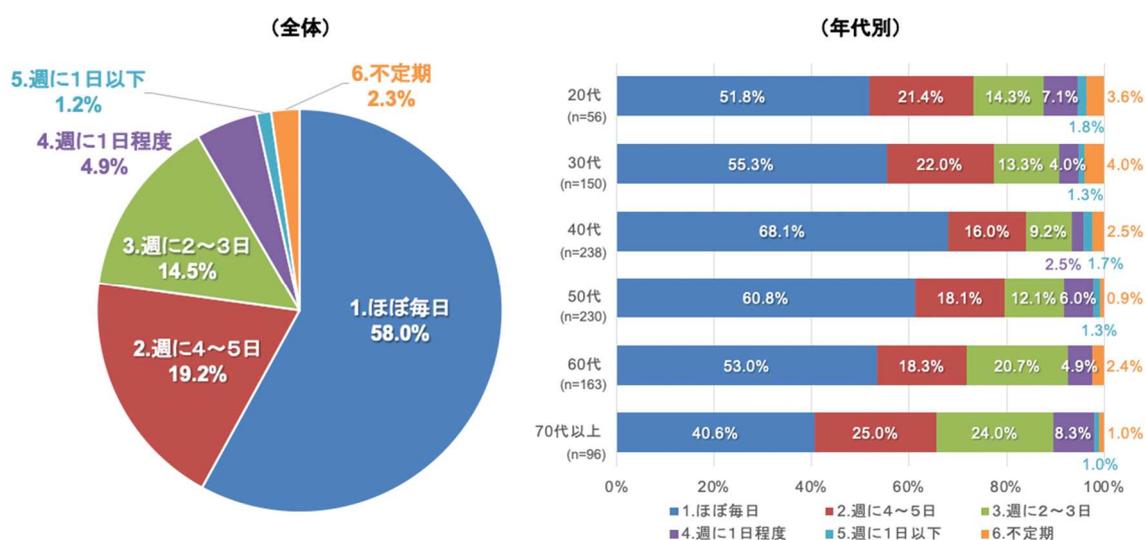
回答者のうち男性が 55.6%、女性が 44.4%であった。年代は 40 代及び 50 代が約 25%ずつと全体の半数を占めており、20 代が 6.0%と最も少ない。居住地は関東が 24.9%と最も多く、近畿が 15.0%、中部が 12.2%と続き、これら三大都市圏の回答者が全体の半数以上を占めている。



<図 4-2-1 回答者の属性>

#### 2) 普段の外出頻度

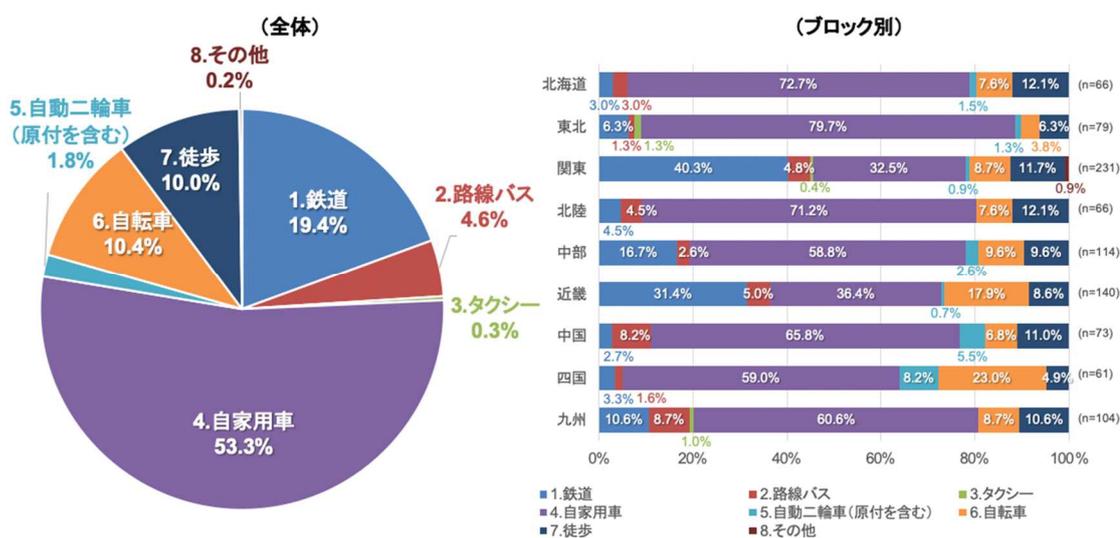
普段の外出頻度は、全体の 58.0%が「ほぼ毎日」と回答している。年代別に見ると、20～60 代の半数以上、70 代では約 4 割が「ほぼ毎日」と回答している。



<図4-2-2 普段の外出頻度>

### 3) 外出時の主な移動手段

外出時の主な移動手段は、全体の53.3%が「自家用車」と回答している。ブロック別に見ると、関東では40.3%、近畿では31.4%が「鉄道」と回答しているが、その他のブロックではいずれも半数以上が「自家用車」と回答している。

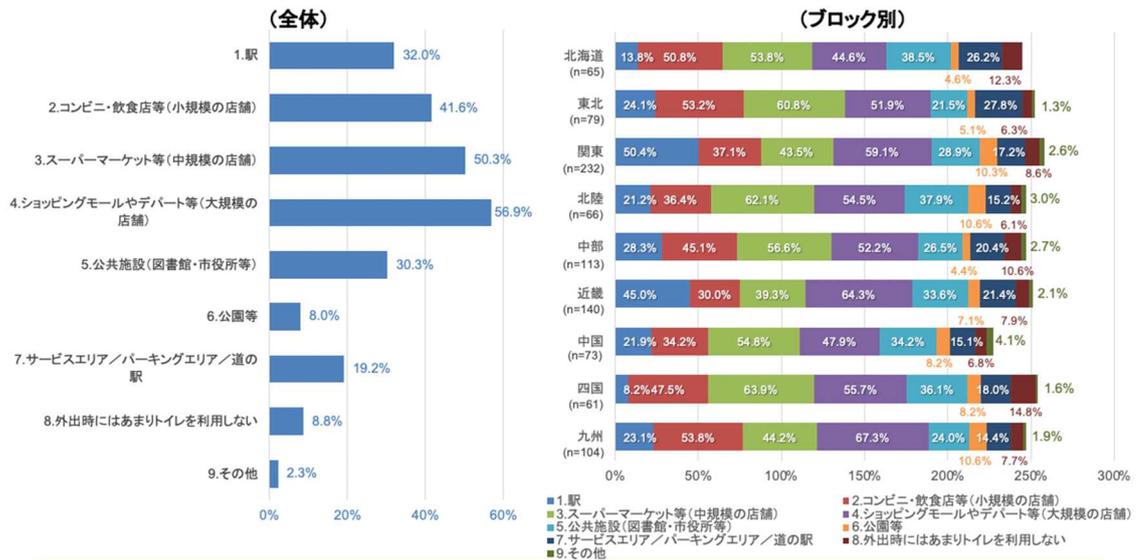


<図4-2-3 外出時の主な移動手段>

### 4) 外出時によく利用するトイレがある施設

外出時によく利用するトイレがある施設は、「ショッピングモールやデ

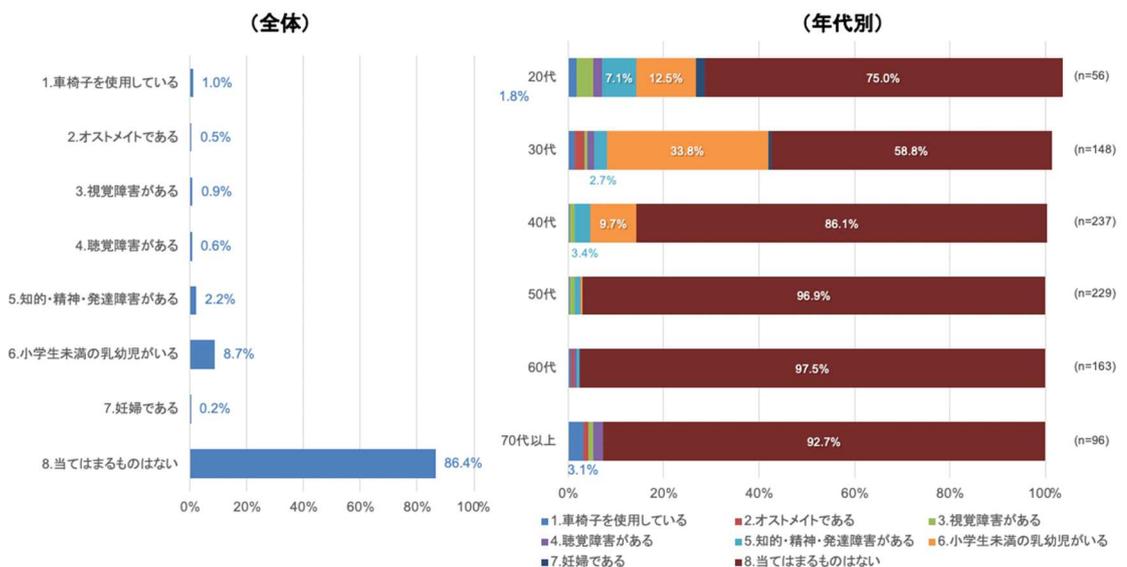
パート等（大規模の店舗）、「スーパーマーケット等（中規模の店舗）」、「コンビニ・飲食店等（小規模の店舗）」等の商業施設が多いが、ブロック別で見ると、鉄道利用の多い関東及び近畿では「駅」と回答する者の割合も高い。



＜図 4-2-4 外出時によく利用するトイレがある施設＞

### 5) 回答者自身について

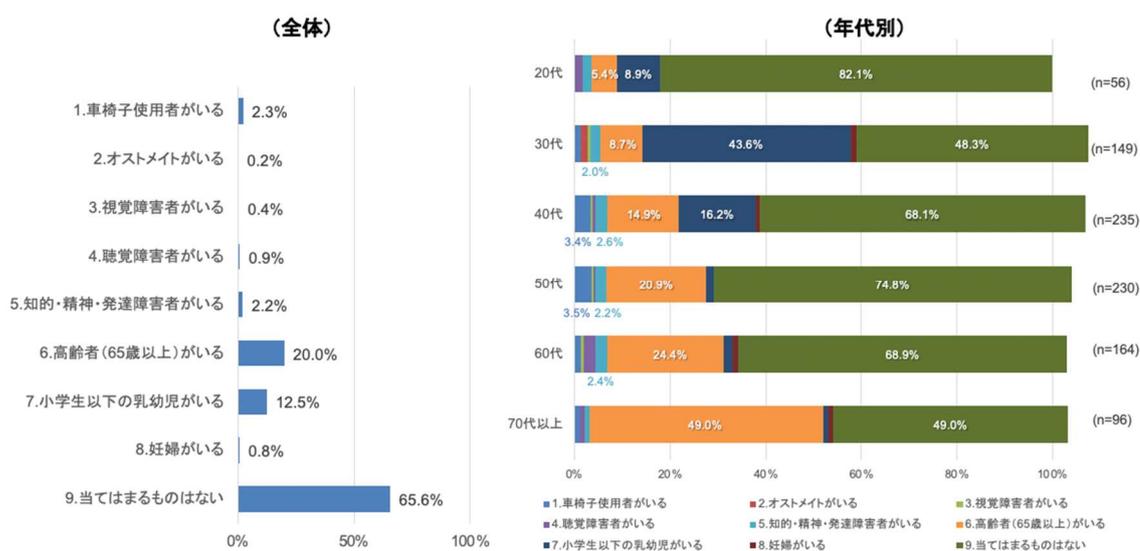
回答者自身が障害を有しているか、もしくは乳幼児連れや妊産婦等の行動に制約がある者であるか回答を求めたところ、「小学生未満の乳幼児がいる」、「妊婦である」と回答した者が全体の約9%であったが障害を有する者の割合は低く、全体の86.4%が「当てはまるものはない」と回答した。



＜図 4-2-5 回答者自身について＞

## 6) 同居する家族について

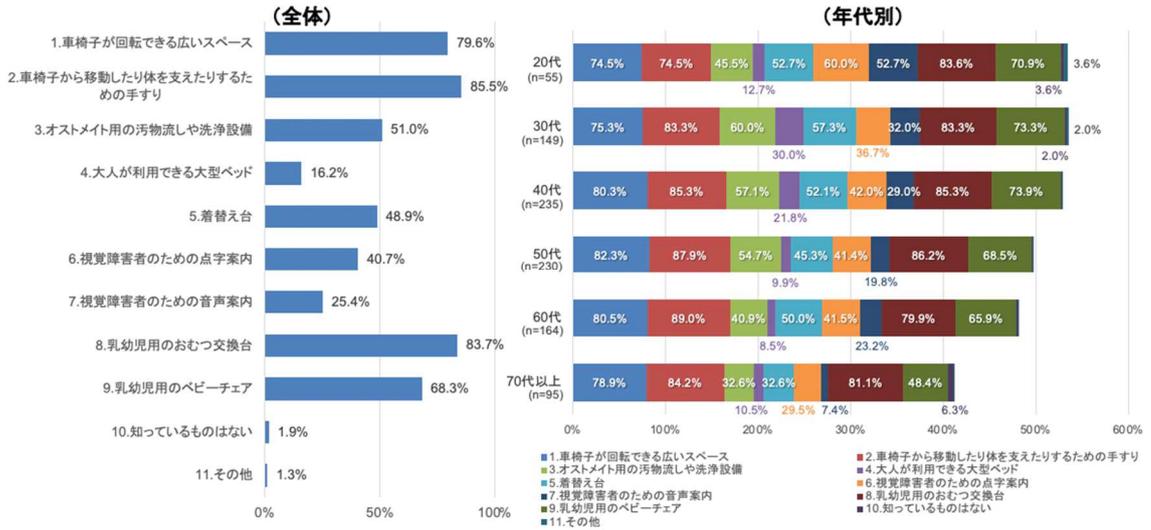
続いて同居する家族に障害を有する者、高齢者、小学生以下の乳幼児や妊産婦がいるか回答を求めたところ、20.0%が「高齢者がいる」、12.5%が「乳幼児」がいると回答した。また、2.3%が「車椅子使用者」と、2.2%が「知的・精神・発達障害者」と、約 1.5%がその他の身体障害がある者と同居していると回答した。



<図 4-2-6 同居する家族について>

## 7) トイレに設置されている障害者等用設備の認知状況について

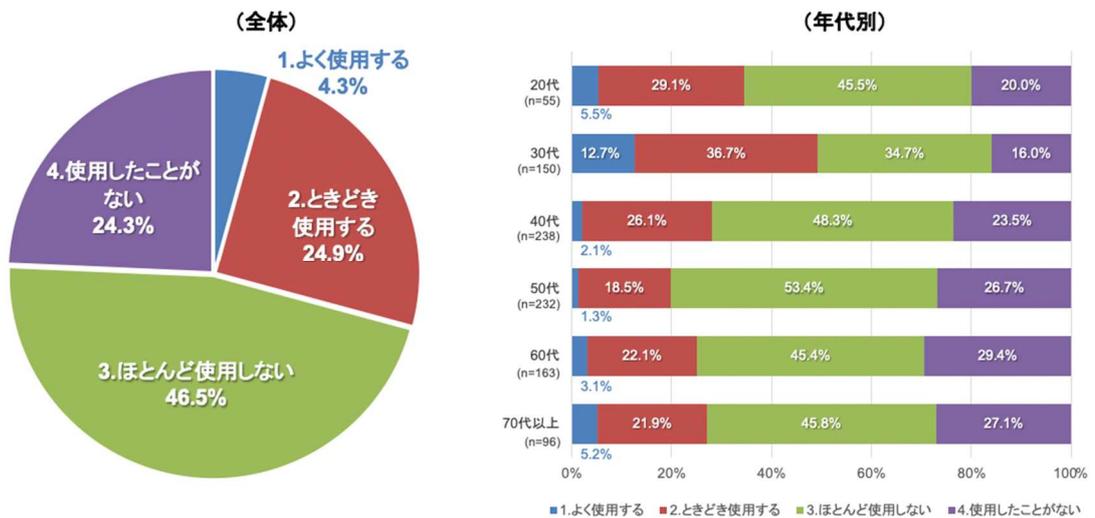
トイレに設置されている障害者等用設備のうち、知っているものについて回答を求めたところ、「車椅子から移動したり体を支えたりするための手すり」、「乳幼児用のおむつ交換台」、「車椅子が回転できる広いスペース」、「乳幼児用のベビーチェア」の認知度は6割を超えており、「オストメイト用の汚物流しや洗浄設備」も 51.0%と半数を超えた。一方で、「大人が利用できる大型ベッド」の認知度は16.2%に留まった。



<図4-2-7 トイレに設置されている障害者等用設備の認知状況について>

### 8) 外出時の「多機能トイレ」の利用状況について

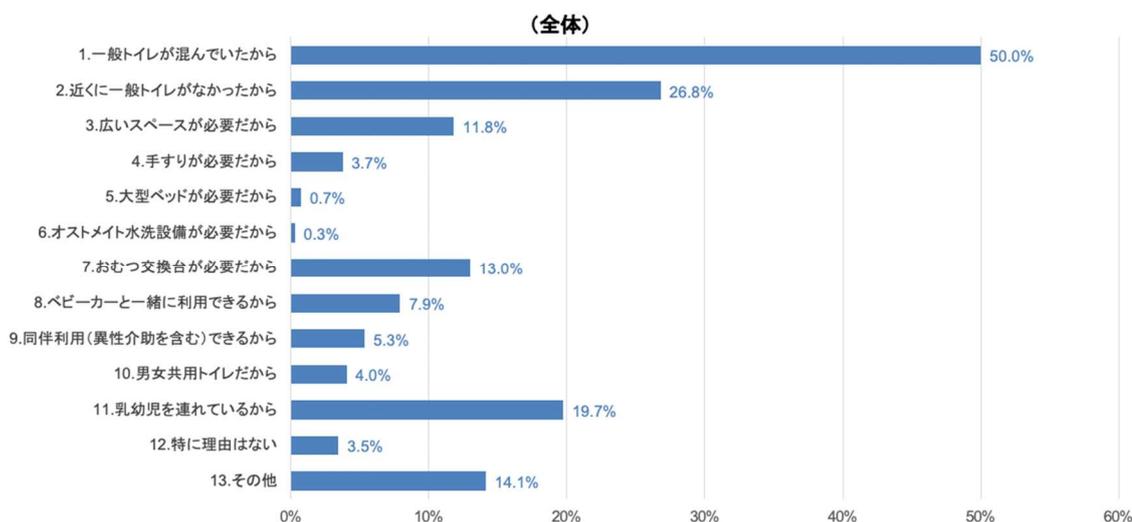
本調査研究では「車椅子使用者用便房等」と呼称しているが、アンケート調査では一般的に認知されている「多機能トイレ」として、その利用状況について回答を求めた。その結果、「よく使用する」、「ときどき使用する」と回答した者が全体の約3割であった。これらの回答を年代別に見ると、30代が49.4%と最も多く、20代が34.6%と続いた。



<図4-2-8 外出時の「多機能トイレ」の利用状況について>

## 9) 「多機能トイレ」を利用する理由について

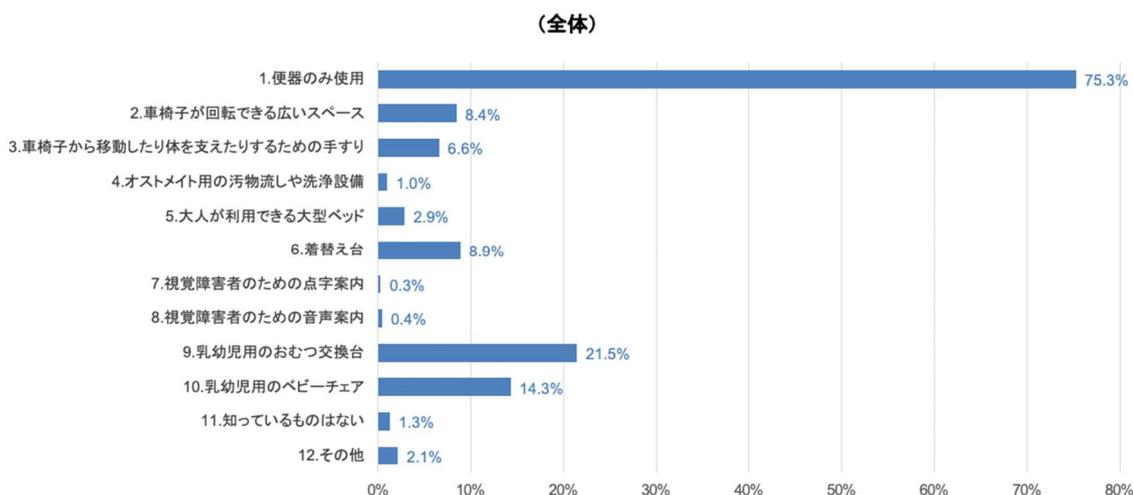
「多機能トイレ」を利用する理由（もしくは利用した理由）としては、「一般トイレが混んでいたから」とするものが50.0%と最も多く、次いで「近くに一般トイレがなかった」が26.8%、「乳幼児を連れてくるから」が19.7%であった。



<図4-2-9 「多機能トイレ」を利用する理由について>

## 10) 「多機能トイレ」利用時に使用した障害者等用設備について

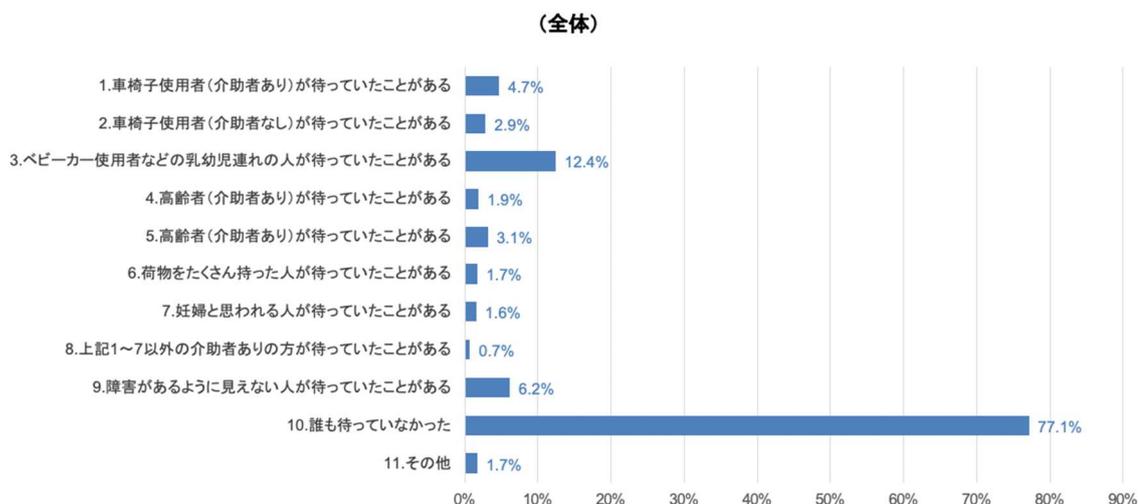
「多機能トイレ」を利用した際に使用した障害者等用設備について回答を求めたところ、全体の75.3%は「便器のみ使用」で障害者等用設備は使用していなかった。障害者等用設備を使用している者では「乳幼児用のおむつ交換台」が21.5%、「乳幼児用のベビーカー」が14.3%と、乳幼児用の設備の利用者が多い。



<図4-2-10 「多機能トイレ」利用時に使用した障害者等用設備について>

## 11) 「多機能トイレ」利用時の利用待ちの有無について

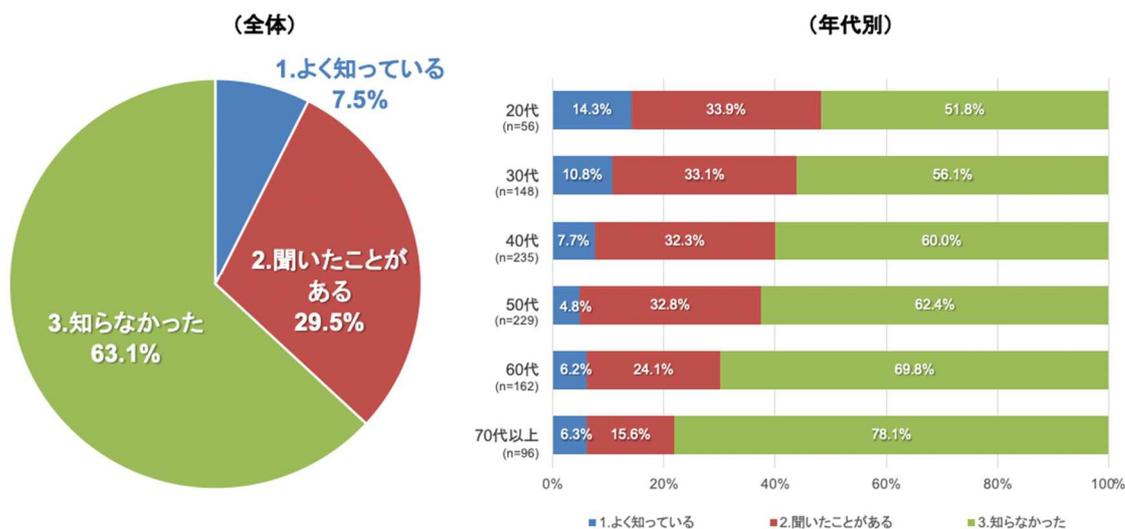
「多機能トイレ」の利用経験を有する者（前問でよく使用する、ときどき使用する、ほとんど使用しないと回答した者）に対して、「多機能トイレ」を利用時の利用待ちの有無について回答を求めた。その結果、全体の77.1%は「誰も待っていなかった」との回答であったが、利用待ちがあったと回答した者のうち、「乳幼児連れの人」が12.4%、「障害があるように見えない人」が6.2%、「車椅子使用者（介助者あり）」が4.7%であった。



<図4-2-11 「多機能トイレ」利用時の利用待ちの有無について>

## 12) 「多機能トイレ」の利用集中問題の認知について

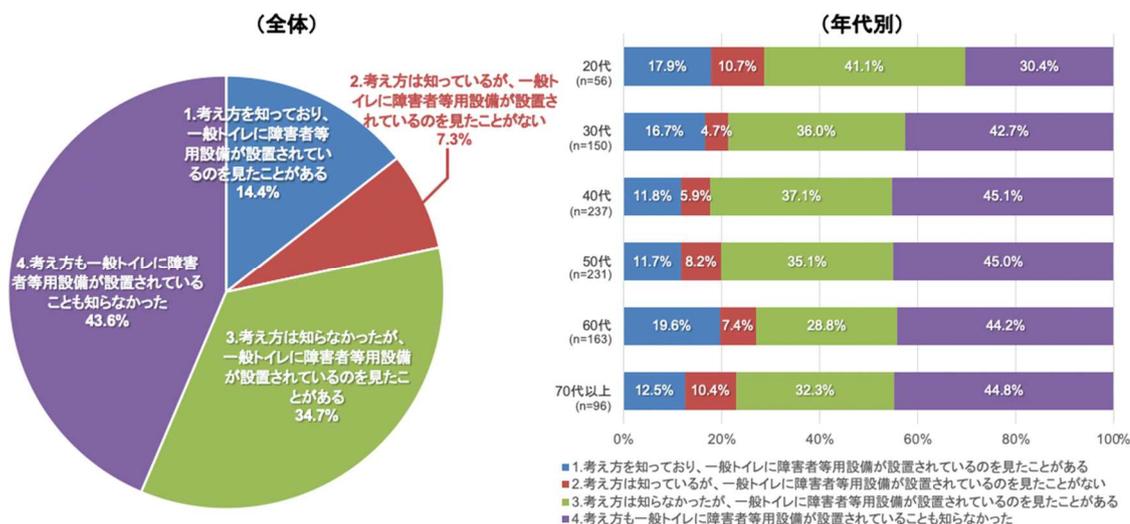
「多機能トイレ」への利用集中により、車椅子使用者やオストメイトの方等がトイレを使いにくくなっている問題について知っているか回答を求めたところ、「よく知っている」、「聞いたことがある」と回答した者が37.0%、「知らなかった」と回答した者が63.1%であった。



<図4-2-12 「多機能トイレ」利用集中問題の認知について>

### 13) 一般トイレへの障害者等用設備の分散設置の考え方の認知について

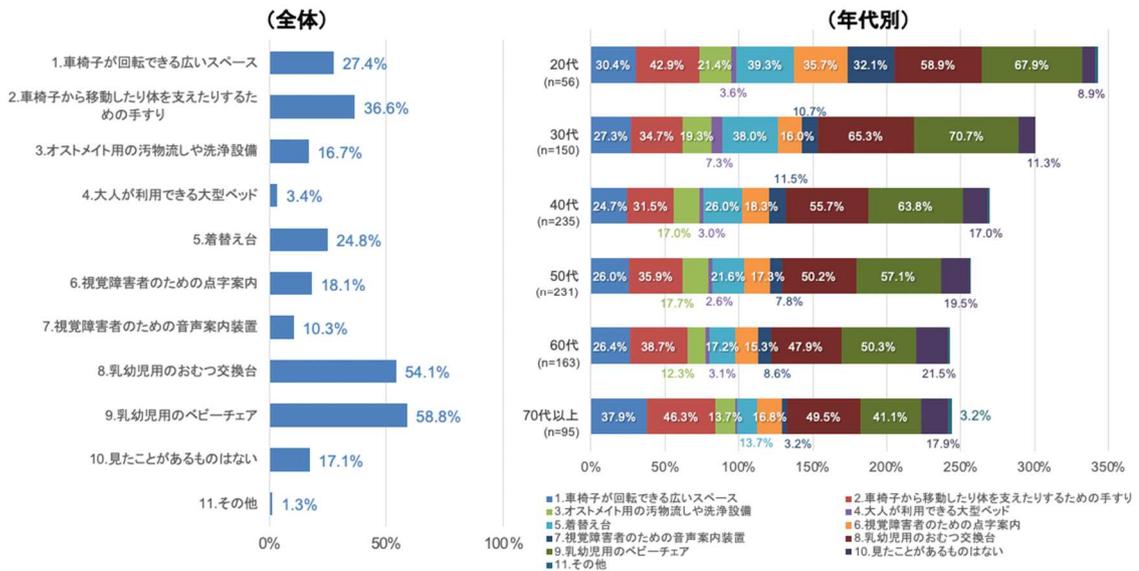
「多機能トイレ」の利用集中を解消するため、一般トイレ内等にも障害者等用設備を分散して設置するという考え方を知っているか回答を求めたところ、「考え方を知っている」と回答した者は約2割に留まった。また、「考え方も一般トイレに障害者等用設備が設置されていることも知らなかった」と回答した者が43.6%であった。



<図4-2-13 一般トイレへの障害者等用設備の分散設置の考え方の認知について>

#### 14) 一般トイレ内に設置されている障害者等用設備の認知について

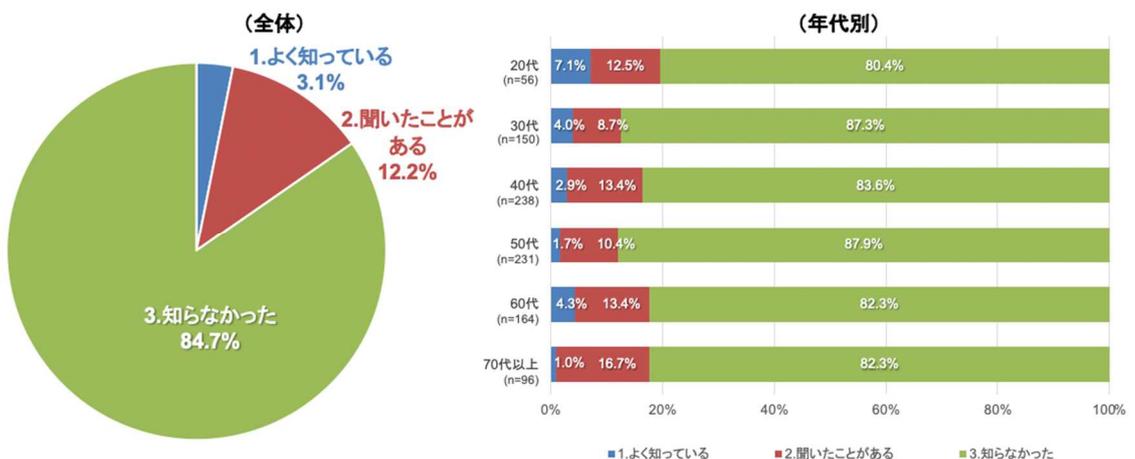
一般トイレ内に設置されている障害者等用設備で見たことがあるものについて回答を求めたところ、「乳幼児用のベビーチェア」が58.8%、「乳幼児用のおむつ交換台」が54.1%と半数を超えた。また、「車椅子から移動したり体を支えたりするための手すり」が36.6%、「車椅子が回転できる広いスペース」が27.4%と続いた。



<図4-2-14 一般トイレ内に設置されている障害者等用設備の認知について>

#### 15) 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」の認知について

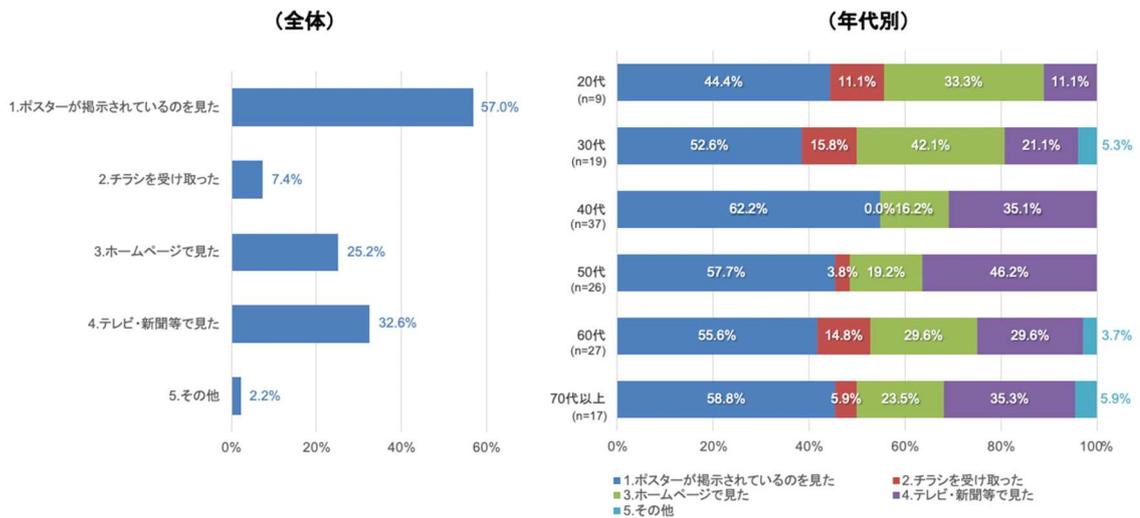
2017年より国土交通省が関係する事業者団体等の協力を得て実施している「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」については、全体の84.7%が「知らなかった」と回答した。



<図4-2-15 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」の認知について>

## 16) 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」を知ったきっかけについて

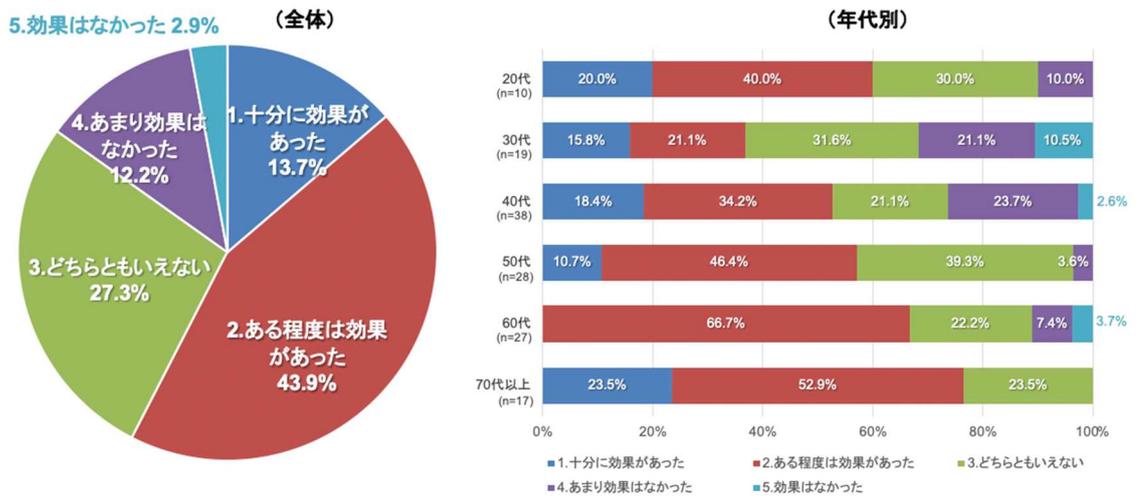
「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」をよく知っている、もしくは聞いたことがあると回答した者に対して、どのように知ったかそのきっかけの回答を求めた。その結果、「ポスターが掲示されているのを見た」が57.0%と最も多く、「テレビ・新聞等で見た」が32.6%、「ホームページで見た」が25.2%と続いた。



＜図4-2-16 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」を知ったきっかけについて＞

## 17) 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」の効果について

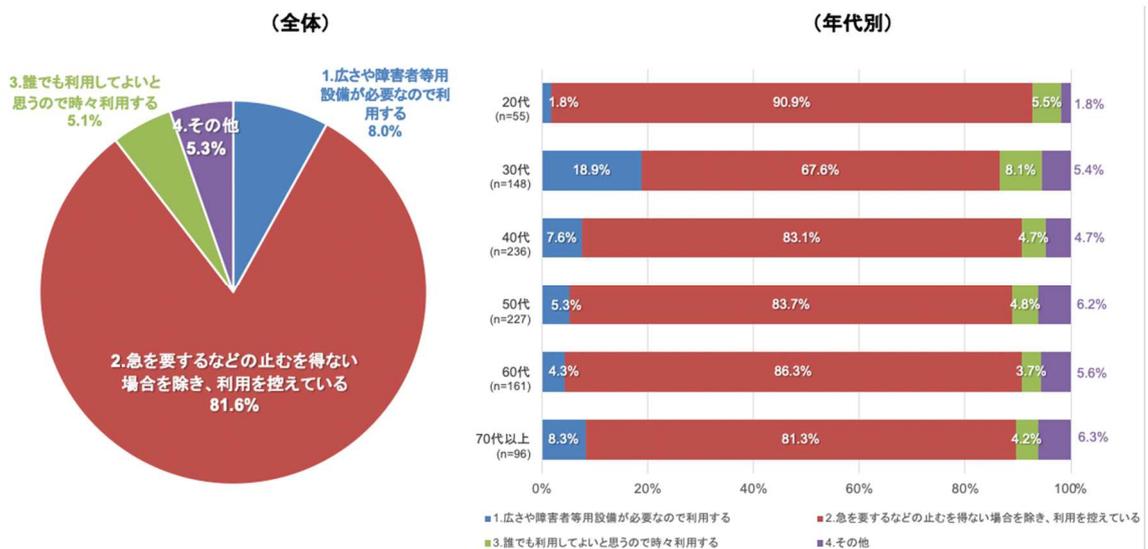
「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」をよく知っている、もしくは聞いたことがあると回答した者に対して、このキャンペーンが「多機能トイレ」に対する理解やマナーの向上において効果があったと思うか回答を求めた。その結果、「十分に効果があった」、「ある程度は効果があった」とする者が、合わせて57.6%と半数を超えた。



＜図4-2-17 「トイレ利用マナー啓発キャンペーン」の効果について＞

### 18) 「多機能トイレ」に対する考え方について

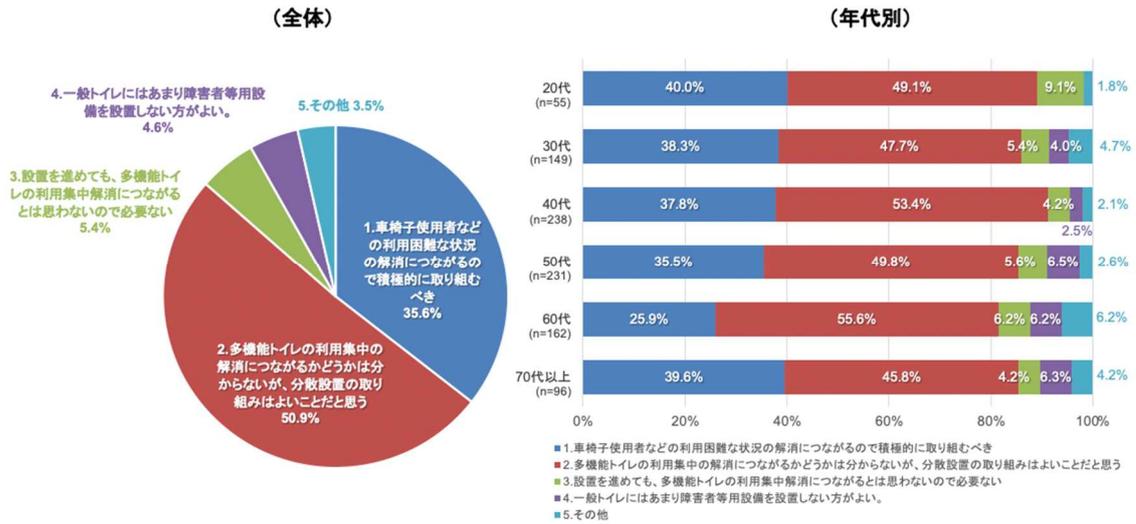
「多機能トイレ」に対する考え方としては、「急を要するなどの止むを得ない場合を除き、利用を控えている」と回答したものが全体の81.6%を占めた。



＜図4-2-18 「多機能トイレ」に対する考え方について＞

### 19) 一般トイレ内への障害者専用設備の分散設置に対する考え方について

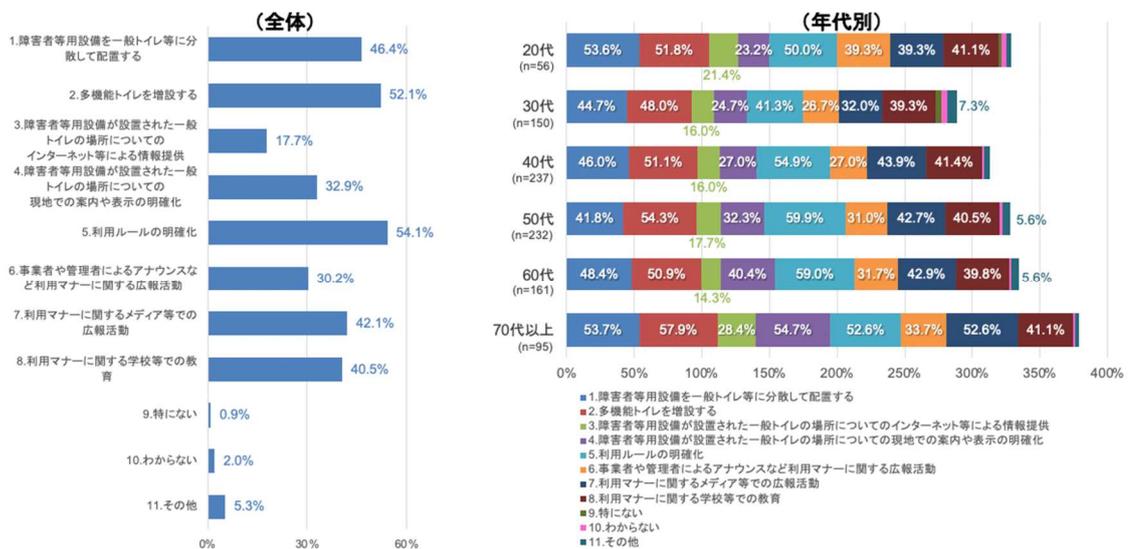
一般トイレ内に障害者専用設備を分散して設置することに対して、考え方として近いものの回答を求めたところ、「積極的に取り組むべき」、「取り組みはよいことだと思う」と取組を肯定する者が全体の86.5%を占めた。



<図 4-2-19 一般トイレ内への障害者専用設備の分散設置に対する考え方について>

## 20) 障害者等が真に利用しやすくするために必要な取組について

車椅子利用者等の障害者や、乳幼児連れの方等が必要とするトイレの整備を行い、真に利用しやすくするために必要な取組と思われるものについて回答を求めたところ、「利用ルールの明確化」及び「多機能トイレを増設する」が半数を超えた。その他、半数は超えていないが「一般トイレへの機能分散」、「広報活動」、「教育」を必要な取組と考える者が多かった。



<図 4-2-20 障害者等が真に利用しやすくするために必要な取組について>

## 21) 「多機能トイレ」に関する意見や要望について

最後に「多機能トイレ」についての意見や要望等について、自由記述での回答を求めた。以下に、主な意見を集約した結果を示す。

### 【周知・広報に関するもの】

- ・ 知らない人が多いと思われるため、広報の必要性を感じる
- ・ 「多目的トイレを目的外利用すること」の問題意識が浸透し始めていると思うので、啓発のチャンスではないか
- ・ マナーキャンペーンや、小中高生にも啓蒙活動をもっと積極的に行ってほしい
- ・ 多機能トイレの存在、利用ルール等を徹底周知させる広報活動を期待する
- ・ このようなトイレがあることを積極的にPRし、啓蒙活動を行う必要があるのではないか
- ・ 多機能トイレでなければ利用できない人のためにも、強目な広報が必要と思う
- ・ 親一人で幼い兄妹等を連れている場合でも利用できるよう、気配りやマナーの啓発をしてほしい
- ・ 分散設置の取組等を、広く周知していくべきと思う  
積極的に理解を促すような方法を考える必要があると思う
- ・ マナーアップキャンペーン等の啓発が必要と考える
- ・ これまで以上にルールの明確化や利用マナーの広報活動を行ってほしい

### 【教育に関するもの】

- ・ 多機能トイレの使い方を学校で教えていく必要があると思う
- ・ 家庭教育をしっかりとすべき
- ・ ルールよりマナー教育を幼少期から実施すべき
- ・ 幼少期からの意識づけが大切だと思う

### 【表示・アナウンスの必要性に関するもの】

- ・ 設置場所のルール化、わかりやすい掲示、アナウンスでの告知等が必要
- ・ 目立つように案内や表示をすれば、知らずに多機能トイレを利用する人が減ると思う
- ・ 入口の表示を分かりやすくする
- ・ 優先順位をトイレの入り口に表示する

- ・ 「障害者等以外の方の長時間のご利用はご遠慮ください」という一文を掲示する
- ・ 一般トイレにおむつ交換台があるかどうか分からず、多機能トイレを利用してしまうことがあるので、設備の有無について表示してほしい

#### 【名称に関するもの】

- ・ 多機能トイレを使わざるを得ない事情のある人もいるので、「みんなのトイレ」等、使いやすい名称とするのがよい
- ・ 「車椅子用」、「歩行困難者用」等、名称を変えないと伝わらない
- ・ 「多機能」という言葉がしっくりこないので、「思いやり優先トイレ」等の名称に変更する
- ・ 「誰でもトイレ」というネーミングが安易な使用を助長するのではないか
- ・ 「多機能」という名称だと拡大解釈されるので、「障害者用トイレ」でよいのではないか

#### 【その他】

- ・ 障害者用と乳幼児用は設備を別にしてもよいと思う
- ・ 一般トイレ内に障害者用設備を分散して設置するのがよい
- ・ 多機能トイレの入口は人目につきやすい場所に設置するのがよい
- ・ 障害者等以外は利用を禁止するなどのルール化が必要
- ・ 「どなたでもお使いいただけます」と利用を促す表示が利用集中につながるのではないか
- ・ IC タグ等を所持した者に利用を限定するなど、システムを導入したらよい
- ・ 有料を前提とし、障害者等であれば有人窓口で払い戻しをするようにすれば、抑止効果が期待できるのではないか
- ・ 多機能トイレを必要とするものにはICカードを交付し、優先利用できるようにする
- ・ 一般トイレを快適な空間にすることで、多機能トイレの利用が減るのではないか
- ・ 警備員の配置や警察官の巡回が必要ではないか
- ・ 多機能トイレの数を増やすのがよいのではないか
- ・ すべてを多機能トイレにすればよい
- ・ 悪質な利用に関しては法律で禁止し、罰則を検討するのがよい
- ・ 悪用する者を取り締まる法律ができるとよい

### 3 様々な特性を持つ人のトイレ利用時の困りごと

#### (1) 調査の実施概要

高齢者、障害者、乳幼児連れの方等、様々な特性を持つ人の外出時のトイレ利用に関する困りごとを把握するため、特性ごとにグループインタビューを実施した。調査対象および参加者の概要は以下のとおりである。

グループインタビューは、ファシリテーターの進行のもと、2020年11月6日から11月26日にかけて実施した。

＜表4-3-1 グループインタビューの対象者＞

乳幼児連れ（3名）	幼児（双子）の母、幼児（双子）の母、乳児・幼児・小学生の母
発達障害者（3名）	当事者（成人男性）の父、当事者（成人男性）の母、当事者（成人男性）の母
車椅子使用者（3名）	男性（手動車椅子と大型電動車椅子を併用）、男性（手動車椅子）、女性（簡易電動車椅子）
オストメイト（3名）	女性（小腸ストーマ）、女性（結腸ストーマ）、男性（結腸ストーマ）
視覚障害者（4名）	男性（弱視（ロービジョン）、男性（全盲）、女性（全盲）、男性（全盲）

なお、聴覚障害者については他の意見交換会において関係団体の意見を収集し、認知症の者については当事者団体に対しアンケート調査を実施して意見を収集した。

#### (2) 主な調査項目

主な調査項目は以下のとおりである。

＜表4-3-2 グループインタビューにおける調査項目＞

調査項目1	障害者等用設備が設置されたトイレについての困りごと
調査項目2	トイレの設備についての困りごと
調査項目3	トイレに関する情報収集・情報案内についての困りごと

#### (3) 調査結果

##### 1) グループインタビュー実施結果

グループインタビューで挙げられたトイレ利用に関する困りごとや利用実態について、調査項目ごとに整理した。

## ■調査項目1 障害者等用設備が設置されたトイレについて

### ① 一般便房に障害者等用設備が設置されたトイレの「広さ」

#### 【車椅子使用者】

- ・ 広さがあれば使える人もいる
- ・ 車椅子使用者用便房等が使用中でやむを得ず入れそうな一般便房を使うことがあるが、扉が閉められず介助者に立って隠してもらうことになり、トイレの通路をふさいでしまう

#### 【視覚障害者】

- ・ 広いスペースのトイレは設備を手探りで探さなければならず使いづらい

#### 【乳幼児連れ】

- ・ 広い一般便房であっても2人乗りベビーカーでは中に入れない
- ・ 便房外にベビーカーを置いておけるスペースがない

### ② 一般便房に障害者等用設備が設置されたトイレの「配置」

#### 【オストメイト】

- ・ オストメイト用の便房が奥の方にあると、オストメイトだと知られたくない人も使いやすい

### ③ 一般便房に障害者等用設備が設置されたトイレの「設備」

#### 【車椅子使用者】

- ・ スペースが狭くなるので内側に開くタイプのドアは使いづらい

#### 【オストメイト】

- ・ 荷物置き場やフックが必要

#### 【視覚障害者】

- ・ 便房内に手洗い台があると使い勝手がよい

#### 【発達障害者】

- ・ 洗面台や着替え台があるとよい

### ④ 一般便房に障害者等用設備が設置されたトイレの「利用マナー・運用ルール」

#### 【車椅子使用者】

- ・ 車椅子使用者用便房等以外にも使えるトイレがあると安心感がある

- ・ フロアマップでどんな機能があるか確実にわかるようにする必要がある

**【視覚障害者】**

- ・ 自分が使えるトイレをどうやって探せばよいのかわからない
- ・ どんな機能があるのかを入口と個室前の両方でサインや音声で示す必要がある

**【発達障害者】**

- ・ 障害者等用設備が分散配置されたトイレのパターンを増やしすぎないようにしてほしい

**【発達障害者】**

- ・ 障害者等用設備が分散配置されたトイレがすぐ使えるかわからないので、入口の近くにある車椅子利用者用便房等を使ってしまう

**⑤ 車椅子利用者用便房に障害者等用設備が設置されたトイレ（従来の多機能トイレ）の「広さ」**

**【車椅子利用者】**

- ・ 介助者に支えてもらって便器に移乗する際、便器周りが狭いと使いづらい
- ・ 大型電動車椅子での使用の場合より広い区画が必要

**【視覚障害者】**

- ・ 新幹線の壁が円形の車椅子利用者用便房等で方向感覚を失い、出口の場所がわからなくなった
- ・ 盲導犬を連れて入る人もいる（一般便房は狭いので一緒に入れない）

**【発達障害者】**

- ・ トイレの介助を行う場合は少なくとも大人2名が入れる程度の広さが必要
- ・ トイレの介助は2名で行う場合もあり、その際はかなりの広さが必要

**⑥ 車椅子使用者用便房に障害者等用設備が設置されたトイレ(従来の多機能トイレ)の「配置」**

**【発達障害者】**

- ・ 男女別トイレ内に配置されていると異性介助で入ることができない

**⑦ 車椅子使用者用便房に障害者等用設備が設置されたトイレ(従来の多機能トイレ)の「設備」**

**【車椅子使用者】**

- ・ 中の照明が勝手に消えてしまう
- ・ 電動扉に衝突して破損したことがある
- ・ 介助者が内側の閉めるボタンを押して出てしまい外から開かなくなった
- ・ 介助者には外で待ってもらった方がよいが、外から鍵がかけられない、中の声が外に届かないことから一緒に入ってもらうしかない
- ・ 扉の取手の形状が使いにくいものがある
- ・ 車椅子使用者かつオストメイトや乳幼児連れの場合、汚物流しやベビーチェア等の追加の設備が必要
- ・ 一定時間で戸が開いてしまい、恥ずかしい思いをしたことがある

**【オストメイト】**

- ・ 設備をどのように使うか知らずに配置されており、他の設備が妨げになって使いにくい場合がある

**【視覚障害者】**

- ・ 設備がたくさんあり、どの設備かわからない
- ・ 開くボタンが分からず出られなかった
- ・ 音声で上手く設備の情報を伝えることができれば、トイレ内の移動が少なく済み、使い勝手がよい
- ・ 音声案内が1回しかなく頭の中で描く前に終わってしまった
- ・ 盲導犬は床に伏せて待機するので床面の汚れや濡れが気になる

**【乳幼児連れ】**

- ・ 1人で歩くことができる年齢の子がボタンを押して扉を開けてしまう

## ⑧ 車椅子使用者用便房に障害者等用設備が設置されたトイレ(従来の多機能トイレ)の「利用マナー・ルール」

### 【車椅子使用者】

- ・ 遊ぶための着替えに使うなど不適切な利用がある
- ・ 高齢者、乳幼児連れの利用が多く、使いたいときに使えない(休憩所のように使う人もいる)
- ・ 上下移動が大変なので、別フロアで空いているトイレがあるか探すのに苦労する(空くまで待つか別のトイレを探すか非常に迷う)
- ・ 使用中の場合、1階であれば外に出て別のトイレを探すこともある

### 【オストメイト】

- ・ 見た目から障害があることがわからないので、後に待つ利用者に嫌な顔をされたことがある

### 【視覚障害者】

- ・ 案内をお願いすると一般トイレの利用を希望していても車椅子使用者用便房等に連れていかれることが多い

### 【発達障害者】

- ・ 見た目から障害があることがわからないので、後に待つ利用者に怒られたことがある
- ・ 中と外で連絡がとれないので、待っている人がいるかもわからないし、介助中であることを外に示すこともできない
- ・ 待つことが難しい(どれくらい待つかわからず不安になる)

### 【乳幼児連れ】

- ・ 障害者・乳幼児連れ以外の利用で待たされることがある
- ・ 時間がかかるので気をつかう
- ・ 外の様子がわからないので待っている人がいないか焦る

## ■調査項目2 トイレの設備について

### ① 便器

#### 【車椅子使用者】

- ・ 低いところから立ち上がるのは大変なので、ある程度高さがあってほしい

#### 【オストメイト】

- ・ 便器に座って装具の交換をすることはできない

- ・ 荷物置き場がないときは便器の蓋に置くこともある

#### 【視覚障害者】

- ・ 流し方にいろいろな種類があり困る
- ・ 小便器の手すりが白杖を使う際に邪魔になることがある
- ・ 小便器の位置や形状を手で触って確認するので、衛生面で不安になる
- ・ 床や壁の色によっては便器の位置が分かりづらい

#### 【発達障害者】

- ・ 自動洗浄に驚く
- ・ トイレを流す音を怖がる
- ・ 温水洗浄設備で遊んでしまう
- ・ 温水洗浄設備を怖がる
- ・ 流し方、ボタンの位置やデザインが統一されていないので使い方が分からない

### ③ オストメイト用設備

#### 【車椅子使用者】

- ・ 車椅子使用者用便房等内の移動や転回の際にオストメイト用設備が妨げになることがある

#### 【オストメイト】

- ・ 「汚物流し」と「簡易型」の2種類あるが、「簡易型」はオストメイト用設備というには不十分
- ・ 「汚物流し」があると泄物の処理が立ったまま容易に行える
- ・ 装具交換等の際には「汚物流し」に付属する「ハンドシャワー(温水)」で腹部を洗浄する
- ・ 「簡易型」は装具の中を洗う際に使えるが、便器に近づくためにかがむ必要がある(※病院は装具を洗わないよう指導するが汚れがストレスで洗う人もいる)
- ・ 「簡易型」では装具の交換はできない
- ・ 車椅子使用者や子供、背の高いオストメイトでは「汚物流し」の高さが合わず使えない

#### 【視覚障害者】

- ・ 車椅子使用者用便房等内を手探りで探す際に手洗い台なのか汚物流しなのか分かりにくい

#### ④ ベビーチェア

##### 【オストメイト】

- ・ 荷物置き場がないときに荷物を置くことがある

##### 【乳幼児連れ】

- ・ ベビーチェアがないと親は用を足せない
- ・ 素材が固いので、6か月くらいのときは子供の体が安定せず使えなかった
- ・ 設置位置が高く子どもが怖がる
- ・ 便器の近くまたは対面に設置されていた方が安心する
- ・ 非常用ボタン等を押されない位置に設置してほしい

#### ⑤ おむつ交換台

##### 【車椅子使用者】

- ・ 一人で利用する際おむつ交換台が出したままだと戻すのが大変

##### 【オストメイト】

- ・ 荷物置き場がないときに荷物を置くことがある
- ・ 設置位置によっては広げたとき汚物流しに被ってしまう

#### ⑥ 大型ベッド

##### 【車椅子使用者】

- ・ 大型ベッドがないと着替えられない人もいる
- ・ 一人で利用する際大型ベッドが出したままだと戻すのが大変

##### 【オストメイト】

- ・ 荷物置き場がないときに荷物を置くことがある
- ・ 設置位置によっては広げたとき汚物流しに被ってしまう

##### 【発達障害者】

- ・ 大型ベッドの設置が少ない

#### ⑦ 着替え台

##### 【オストメイト】

- ・ 服を着替えるときに使うことができる

**【発達障害者】**

- ・ トイレで失敗してしまったときに着替えるのに使うことができる

**【乳幼児連れ】**

- ・ 子どもを立たせたまま着替えさせることができる

**⑧ 仕切り・カーテン**

**【車椅子使用者】**

- ・ 介助者と一緒に入るのでカーテンがあるとよい

**【視覚障害者】**

- ・ 親子連れで入る場合、カーテンがあるとよい

**⑨ 洗面台・エアタオル**

**【車椅子使用者】**

- ・ 下に空間がないと洗面台に近づけない
- ・ 手洗い台の下に空間があっても、蛇口が短いと手が届かない

**【視覚障害者】**

- ・ アイランド型の洗面台を探すのが難しい
- ・ 自動で水が出る洗面台で服を濡らした
- ・ 蛇口の種類が多いので、混乱することがある
- ・ 石鹸やエアタオルがどこにあるか分からない

**【発達障害者】**

- ・ エアタオルの音が怖い
- ・ 蛇口、自動か手動かなどが統一されていないため使い方が分からない

**【乳幼児連れ】**

- ・ 子供を抱っこしている状態だと手が洗えない

**⑩ 荷物置き**

**【オストメイト】**

- ・ 装具や使用する道具がたくさんあり荷物が多いため荷物を置く場所がないと困る
- ・ 上着を汚したくないので服を掛けたいがフックが少ない、位置が高い

**【視覚障害者】**

- ・ 荷物を置く場所やフックがあるか分からない

**【乳幼児連れ】**

- ・ 荷物が多いので棚やフックがあるとよい

**⑪ 非常用ボタン**

**【視覚障害者】**

- ・ 非常用ボタンに点字等の記載がないため、水洗等の他のボタンと勘違いして押してしまう

**【発達障害者】**

- ・ 目立つので非常用ボタンを押してしまう

**⑫ 汚物入れ**

**【車椅子使用者】**

- ・ 汚物入れがフットペダル式で使えない

**【発達障害者】**

- ・ 自動で開く汚物入れの使い方が分からない

**⑬ その他設備**

**【車椅子使用者】**

- ・ 設備等の配置によっては洗面台に近づけない

**【オストメイト】**

- ・ 照明が頭上にあると、陰になって腹部が見えない

**【視覚障害者】**

- ・ 自動で反応するものは自分の行動で何が起こったか分からず不安

**【発達障害者】**

- ・ ドアの形状、鍵の閉め方等が統一されていないため使い方が分からない
- ・ 同伴者が排泄する際に当事者が待機する場所が必要

#### 【乳幼児連れ】

- ・ 成長してベビーチェアは使えないが一人にしておけない年齢の子が待ってられる椅子等がほしい

### ⑭ デザイン・配置

#### 【視覚障害者】

- ・ 扉の色や形状によってはどの個室が空いているか、どんな設備が付いているか分からず手探りで探す
- ・ トイレ内には誘導ブロックがないので、入口から小便器・個室、小便器・個室から手洗い台、手洗い台から出口までの移動が難しい
- ・ 明るいところに白っぽい色の設備を置くと、コントラストがないので見えにくい

#### 【発達障害者】

- ・ 変わったデザインに驚いてしまう、トイレだとわからない

### ⑮ 音・音声案内（便房内）

#### 【視覚障害者】

- ・ 説明が長いと覚えられない、自分に必要な部分が分からない、再度聞きたいときはどうすればよいか分からない
- ・ 音声案内があることが事前にわからず、急に始まるので聞き逃してしまう
- ・ 点字が分からない人もいるので音声案内も必要
- ・ 音がすることで設備の位置が分かる

#### 【発達障害者】

- ・ トイレ内に刺激（音楽、説明書き等）が多いと気を取られてトイレに集中できない

### ⑯ 衛生面

#### 【車椅子使用者】

- ・ 床が汚れていたり濡れていたりすると使えない（自分で掃除できない、電動車椅子で乗り入れたくない、手動式はタイヤを手で操作するので不衛生）

#### 【発達障害者】

- ・ 臭い（アンモニア臭、芳香剤）が強いとトイレに入れない

**【乳幼児連れ】**

- ・ 床面や設備の清潔さが必要（子どもがあちこち触ったり、親がしゃがんで対応したりすることがある）

**⑩ その他トイレに関すること**

**【視覚障害者】**

- ・ トイレ内の待機列が小便器なのか個室なのか分からない
- ・ 清掃中、故障中であることが分からない

**■調査項目3 トイレに関する情報収集・情報案内について**

**① 事前の情報収集で施設のホームページ等を確認する際**

**【車椅子使用者】**

- ・ 施設や公共交通機関のホームページで確認する

**【視覚障害者】**

- ・ 施設や公共交通機関のホームページで確認する
- ・ 点字等のアクセスガイドで確認する

**【乳幼児連れ】**

- ・ 施設や交通機関のホームページで確認する

**② その他事前の情報収集に関すること**

**【車椅子使用者】**

- ・ 施設に行ったことのある知人に確認する
- ・ 目的地の近くの施設に使えるトイレがあるか地図等で確認しておく
- ・ 目的地に使えるトイレがあっても使用中の場合があるので事前に駅で済ませておく

**【オストメイト】**

- ・ 外出先のオストメイト対応トイレの情報を、オストメイト向けアプリで調べる

**【発達障害者】**

- ・ エアタオルの音を怖がるので、出かける前に設置の有無を確認している
- ・ 高速道路を使う場合は、トイレに行きたいという申し出がいつあってもいいように、SA/PAの位置を常にナビで確認している

#### 【乳幼児連れ】

- ・ 授乳室とトイレの位置情報を写真付きで掲載しているアプリで調べる

### ③ 施設のフロアマップ

#### 【車椅子使用者】

- ・ パンフレットを手にとって見るのは難しいのでフロアマップで確認する

#### 【発達障害者】

- ・ フロアマップ上で車椅子使用者用便房等にどんな設備があるか示してほしい

#### 【乳幼児連れ】

- ・ ベビーカー使用時は上下移動が大変なので、トイレ・授乳・おむつ交換が同じフロアでできるかどうか確認している

### ④ 案内図（便房内情報）

#### 【視覚障害者】

- ・ 案内図があると弱視（ロービジョン）には手掛かりになる
- ・ 触知図の情報が多すぎると理解しきれない

#### 【発達障害者】

- ・ どのトイレにどのような設備があるか分かるようにしてほしい

### ⑤ 音声案内（トイレ入口）

#### 【視覚障害者】

- ・ 音声案内がないとどちらが男性/女性用か分からない
- ・ 点字が分からない人もいるので音声案内が必要

### ⑥ 空き状況表示

#### 【視覚障害者】

- ・ 新幹線等のトイレの使用中表示を確認することができない

### ⑦ トイレや設備のサイン

#### 【オストメイト】

- ・ 「オストメイト用設備」のマークがあるので行ってみたら「汚物流し」がなく「簡易型」の設置で困った

#### 【視覚障害者】

- ・ 弱視（ロービジョン）は、頭上に設置されたサインの存在に気づきにくい
- ・ 弱視（ロービジョン）は、目線の高さに設置されたサインの方がわかりやすい

#### 【発達障害者】

- ・ シンプルに分かりやすく、色等も統一してほしい

#### 【乳幼児連れ】

- ・ 設備のサインが国際アクセスシンボルマークのみで示されており、行ってみたらおむつ交換台がなかった

### ⑧ その他トイレの情報案内に関すること

#### 【視覚障害者】

- ・ 案内所や近くにいる人に聞く
- ・ 介助者が異性だと中に入って設備の説明をすることができない

## 2) 団体からの意見収集結果

グループインタビュー以外の方法で収集したトイレ利用に関する困りごとは以下のとおりであった。

### ① 聴覚障害者団体

- ・ 災害時は不安なので光るランプ等があるとわかりやすい
- ・ 色や光の強さによっては気づきにくいことがある
- ・ 光によって気づき方も違ってくるので、現場に行って壁の色等と見比べた上で配置して頂きたい
- ・ トイレ用擬音装置で排泄音が聞こえないようにしているが、聴覚障害者にとっては排泄音が聞こえていること自体が分からないので、エチケット違反だと怒られることがある

### ② 認知症の者

- ・ 案内表示が少ないと見つけにくい
- ・ 大きな表示があるとわかりやすい
- ・ 個室から出た後、トイレの出口がわからなくなってしまったことがあるので、色やデザインで工夫してほしい
- ・ 流し方、鍵の掛け方等がトイレによって異なり、使い方が分かりにくいことがある

- ・ 多機能トイレが広すぎて不安に感じることもある（いろいろな設備があるので戸惑う）
- ・ 機能がたくさんあると考えることが増えて時間がかかり焦る
- ・ 排泄のコントロールがうまくいかない場合がある
- ・ ショッピングモール等ではトイレまでの距離等も示してあるとよい
- ・ 恐らくデザインの影響だと思われるが、実際にはないものが見えたり暗く感じたりしたことがあった

#### **（４）困りごとと対応例の整理**

平成 23 年度に実施した「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」において整理した、多様な利用者の主な特性、特性ごとのトイレ利用時の困りごとと考えられる対応例について、本調査におけるグループインタビューや当事者との現地視察等により把握した事項を追加した。（追加事項は赤字で示す。）

<表 4-3-1 トイレ利用時の困りごとと対応例>

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
高齢者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人差はあるが、加齢により視力・聴力・筋力等の身体機能や体力が低下する人もいる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>足腰が弱くなってくるため、動作が不安定になり、時間がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち座り、移動の動作が安定するように手すりの設置</li> <li>小便器への手すりの設置</li> <li>低めの位置に2つ目の荷物掛けフックの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>和式トイレが使いにくくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便器の設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>細かい操作がしにくい</li> <li>新しい機能を理解しにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすく見やすいボタン等の設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>おむつの交換をすることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ベッドの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介助者や同伴者と利用する場合(特に異性の場合)がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合に利用できるスペースをトイレ外部に設置</li> <li>男女共用トイレの設置</li> <li>介助者と一緒に入れる広めの区画の設置</li> <li>カーテンの設置</li> </ul>
妊産婦・乳幼児連れ	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠初期は急な体調の変化があったり、外見から気付かれにくい</li> <li>妊娠後期にお腹が大きくなっていくにつれて動きやすさが変化する</li> <li>ベビーカーを使用したり、乳幼児を抱き抱えて移動したりする</li> <li>子どもが騒がないか周囲を気にする</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の月齢に対応した設備を求めている</li> <li>おむつ、パンツ型のおむつを替える場所が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に応じたニーズに対応する設備(おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台)の設置</li> <li>授乳室(授乳ニーズにも対応可能)が近くにあるとよい(特に授乳期間中は頻繁に排泄するため、頻繁におむつ替えが必要)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベビーカーごと入れる便房、子どもと一緒に利用できる便房を求めている</li> <li>保護者と一緒にトイレに入る子どもへの配慮が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子利用者用便房等ほど広くなくてもよいが、子どもやベビーカーが入れる広めのトイレの設置</li> <li>保護者の排泄の場合には、ベビーチェアの設置が必要(鍵の位置関係に注意)</li> <li>保護者が見守れる子ども用のトイレや、親と子ども兄弟が入れる広めのトイレの設置</li> </ul>

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの発育への配慮が必要</li> <li>・ おむつや着替え等の荷物が多い</li> <li>・ ベビーチェアに座った子どもが扉の鍵を開けそうで心配</li> <li>・ ベビーチェアに座らせた子どもの様子が見えないと落下しないか心配</li> <li>・ 乳幼児連れ用設備が女性用トイレにしか設置されていないことがある</li> <li>・ 子供を抱っこしている状態だと手が洗えない</li> <li>・ ベビーカーでの上下移動が大変なので、トイレ・おむつ・授乳の場所を事前に把握したい</li> <li>・ おむつ交換台・ベビーチェアのサイン表示が必要</li> <li>・ 乳幼児連れ用設備があるトイレがあっても、すぐ使えるかわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが勝手に外に出ていかないための高め位置にある鍵の設置</li> <li>・ 子どもが一人で利用できる子どもサイズの便器の設置</li> <li>・ 子ども用の低い洗面台（または踏み台）の設置</li> <li>・ 荷物置き台とフックの設置（低めの位置に2つ目のフック）</li> <li>・ ベビーチェアから手が届かないところに2つ目の鍵を設置</li> <li>・ ベビーチェアをトイレ使用者の前方の近接したところ／後方（側方）の手の届くところに設置</li> <li>・ 男性トイレ内または男女共用便房への乳幼児連れ用設備の設置</li> <li>・ 洗面台の近くにベビーチェアを設置</li> <li>・ フロアマップやトイレの案内図等でトイレの位置および設備の種類を示す</li> <li>・ 施設内のトイレのわかりやすい空室表示等</li> </ul>
<b>肢体不自由・車椅子使用者</b>	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肢体不自由の原因により困難さには個人差がある</li> <li>・ 身体状況に応じて車椅子や介助犬を利用する人、介助者が必要な人もいる</li> <li>・ 移動中は車椅子使用者や介助犬の十分なスペースが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入って閉められるドア（引き戸、自動式引き戸、使いやすい鍵等）、車椅子でも移乗できる便器（回転できる広さ、手すり、腰掛け便器）の設置</li> <li>・ 立ち上がりやすさや、車椅子でのアプローチのしやすさを考慮した便座高の便器を設置</li> <li>・ 右麻痺、左麻痺に対応できるような設備や手すり等の配置バリエーション</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子に乗った状態で入って利用できるトイレが必要</li> <li>・ 介助者がいる場合は介助者が動けるスペースが必要</li> <li>・ 右麻痺や左麻痺等、様々な障害状況に対応できるトイレが必要</li> </ul>	

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型電動車椅子の場合広めの区画が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広めの区画の設置（車椅子使用者用便房等が複数ある場合は一方を広めにするなど）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>床に倒れたときの緊急通報設備が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び出しボタンを床近くに設置、複数の壁面への設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上肢にも障害がある場合の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>座ったままボタンが押しやすい温水洗浄便座（乾燥機付き）の設置</li> <li>洗面台や蛇口の形状の工夫</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の車椅子使用者は家族等による異性介助の場合が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共用部への車椅子使用者用便房の設置</li> <li>カーテンの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ内にある機能が適切に利用されていないことで利用できない状況がある（開いたままの交換台が邪魔になって入れない等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注意喚起のための表示等の工夫</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>着替えのために大型ベッドが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ベッドの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が乳幼児連れでトイレを利用する場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が利用できる高さのベビーチェアやおむつ交換台の設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者でも排泄の装具や用具（カテーテル、尿瓶、畜尿袋、ペットボトル等）を洗うために汚物流しを利用する場合がある</li> <li>車椅子使用者用便房等内の移動や転回の際にオストメイト用設備が妨げになることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用便房が複数設置されている場合には、汚物流しを設置（車椅子使用者でオストメイトの方が安心して利用できる設備の開発の促進が求められています。）</li> <li>車椅子使用者用便房内にオストメイト用設備を設置する場合は、便房内における車椅子の移動等に支障がないよう、便房の広さ・機器配置に留意する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用便房等の扉（電動式）の開閉ボタンや鍵の使い方を誤る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすいボタン、使い方の周知</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下移動が大変なので空いているトイレを探しづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロアマップ等による情報提供</li> <li>施設内のトイレのわかりやすい空室表示</li> <li>各フロアに車椅子使用者用便房を設置</li> <li>車椅子使用者が移動しやすいエレベーターを適切に設ける</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備等の配置によっては洗面台に近づけない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面台まわりの設備やゴミ箱等の位置を配慮</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定時間で戸が開いてしまい恥ずかしい思いをした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設用途や安全性等を十分に勘案して自動開錠時間を設定し、その旨を表示する</li> </ul>

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>フットペダル式の汚物入れは使えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動で扉が開かない設定とする</li> <li>センサー式で蓋が開閉する、又は蓋がないなど、車椅子使用者等にも容易に蓋の開閉等ができる汚物入れの採用</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
内部障害者 (特にオストメイト)	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体を寄せやすい形状のオストメイト用設備（汚物流し）の設置</li> <li>着替え台を汚物流しの近くに設置</li> <li>鏡の設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時のパウチからの排泄処理</li> <li>トラブル時(漏れた場合等)の処置(トラブル時やパウチの交換等を想定した配慮が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限りオストメイト用設備の詳細な情報を提供する</li> <li>HP等による情報提供(簡易型しかないトイレは近隣の汚物流し)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイト用設備のピクトグラムだけでは汚物流しがあるのか簡易型の設備があるのかわからない</li> <li>簡易型設備しかなく装具の交換ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温水設備・水石けんの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接腹部を洗浄する場合は温水が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイトの方の必要な荷物を置くことができる荷物台やフックを設置する</li> <li>荷物台が設けられない場合は十分な奥行きのあるライニングで兼用する場合がある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーマ等の荷物が多い、置く場所がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明の位置への配慮</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明の位置によっては腹部が影になって見えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置(上下前後)が変えられる汚物流しの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子や子供、背が高い人等が汚物流しを使用できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイトについての周知</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の使い方が理解されないまま設置されていて使いにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般トイレまたは男女共用トイレ等車椅子使用者便房とは別に設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外見では分からないので、車椅子使用者用便房等を利用する場合に気兼ねがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共用トイレへの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害等があり介助者が必要な場合、介助者が異性であると、一般トイレ内だけにオストメイト用設備があるトイレは使えない</li> </ul>	

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般トイレ内のオストメイト用設備がある便房が入口付近にあり、使用中であることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般トイレ内に配置する場合に、ピクトグラムを入口から見えやすい位置に配置する</li> <li>個室に入る前に個室外から設備が設置されていることがわかるように配置する</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
視覚障害者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害の程度により、全盲と弱視（ロービジョン）、色覚多様性に分けられる</li> <li>白杖や盲導犬を利用する人、ガイドヘルパーと一緒に歩く人、白杖等を利用せずに一人で歩く人等、人によって移動手段が異なる</li> <li>盲導犬を利用している場合は広いトイレを必要とする場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目線の高さにサインを設置</li> <li>トイレの入口付近に音声や触覚で案内する設備の設置</li> <li>手すりの連続設置</li> <li>便扉の周辺色とのコントラストの他、使用有無がわかる扉の開閉状態を確保</li> <li>小便器の位置（区分）を分かりやすくするために間仕切りを設置</li> <li>操作ボタンの配置、コントラスト、触知、高さ、間隔等を工夫</li> <li>操作系ボタンは JIS S 0026 配置とし、点字付きボタンやボタンと周辺色とのコントラストを確保する</li> <li>コントラストを高めるため、手すりと同色を調える</li> <li>便房内の音声案内の設置</li> <li>人的支援（案内）の配慮</li> <li>手洗い台を壁側に設置するなど動線を考えたレイアウト</li> <li>人的支援の際に案内する先を丁寧に確認する</li> <li>一般トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分が使いたいトイレの位置がわからない</li> <li>トイレ内の配置（便房や洗面台がどこにあるか）が分からない</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>空いている個室がどこかわからない</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>便器や設備の配置が分からず手探りで探すことがある</li> <li>便器や手すりの位置が分かりにくい</li> <li>流し方の種類がたくさんありわからない</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛇口の種類が多い</li> <li>自動の洗面台で服が濡れる</li> <li>細かい設備の設置有無や位置がわからない（石鹸、エアタオル、荷物置き場、フック等）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般トイレ内での誘導がない（入口～小便器・個室～手洗い台～出口の移動が難しい）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般トイレの利用を希望しているのに、車椅子利用者用便房等に誘導される</li> </ul>	

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>異性の介助者や同伴者と利用する場 合がある</li> <li>清掃中や故障中の対応</li> <li>非常用ボタンに点字がなく間違っ て押してしまう</li> <li>盲導犬は狭い一般便房には連れて入 れない</li> <li>床に伏せて待機するので汚れや濡れ が気になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共用トイレの設置</li> <li>カーテンの設置</li> <li>簡易的な音声案内装置を利用する</li> <li>非常用ボタンにも点字をつける</li> <li>車椅子利用者用便房等の広さで対応可能 ／一般トイレに広めの区画の設置</li> <li>定期的な清掃 等</li> </ul>
聴覚・ 言語障害者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある</li> <li>聞こえ方の程度には個人差があり、補聴器で会話が可能な人もいるが、補聴器をつけても周囲の雑音等でうまく聞き取ることができない人もいる</li> <li>聴導犬を利用する人もいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時のサイレン等、音情報が得られ ない</li> <li>緊急時のフラッシュランプが、壁の色 味や点滅の具合によっては見にくい 場合がある</li> <li>聴導犬は狭い一般便房には連れて入 れない</li> <li>床に伏せて待機するので汚れや濡れ が気になる</li> <li>火災等非常時を知らせるフラッシュラン プを見やすい位置に設置</li> <li>補助犬トイレの設置</li> <li>定期的な清掃 等</li> </ul>
知的障害者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>話の内容を理解できなかつたり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コ ミュニケーションを上手に取れないことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつも使用しているトイレでも、混ん でいるトイレでは混乱する</li> <li>トイレの待ち場所や列の並び方がわかる サインの設置</li> <li>トイレ便房の配置がわかる案内図</li> <li>異性の介助者や同伴者と利用する場 合がある</li> <li>男女共用トイレの設置</li> <li>介助者と一緒に入れる広めの区画の設置</li> <li>カーテンの設置</li> <li>同伴者が排泄する場合の待機場所や2つ 目の鍵の設置 等</li> </ul>
精神障害者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかつたりする</li> <li>人と対面することやコミュニケーションが苦手な人もいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつも使用しているトイレでも、混ん でいるトイレでは混乱する</li> <li>トイレの待ち場所や列の並び方がわかる サインの設置</li> </ul>

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>異性の介助者や同伴者と利用する場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ便房の配置がわかる案内図</li> <li>男女共用トイレの設置</li> <li>介助者と一緒に入れる広めの区画の設置</li> <li>カーテンの設置 等</li> </ul>
発達障害者	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外見だけでは障害の特性が気づかれにくい。こだわりが強く、突発的な出来事や急な対応を求められても苦手だったり、時間の感覚が分かりにくかったりする人もいる</li> <li>いつも使用しているトイレでも、混んでいるトイレでは混乱する</li> <li>トイレが空くまで待つことが難しい場合がある</li> <li>臭いが苦手（臭いに敏感）な場合がある</li> <li>光に対して敏感な場合がある</li> <li>音が苦手な場合がある</li> <li>トイレ内に刺激が多いとトイレに集中できない場合がある</li> <li>おむつの交換をする場合がある</li> <li>異性の介助者や同伴者と利用する場合がある</li> <li>突然音がある、自動で流れるなど予測しにくいことに驚く場合がある</li> <li>サインや設備の使い方が統一されず使い方がわからない場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの待ち場所や列の並び方がわかるサインの設置</li> <li>トイレ外部に待機用のベンチを設ける</li> <li>消臭効果のあるタイルの採用</li> <li>定期的な清掃</li> <li>間接照明の採用</li> <li>個室化したトイレが必要</li> <li>静音機器の採用</li> <li>シンプルでわかりやすいデザイン</li> <li>大型ベッドの設置</li> <li>男女共用トイレの設置</li> <li>介助者と一緒に入れる広めの区画の設置</li> <li>カーテンの設置</li> <li>同伴者が排泄する場合の待機場所や2つ目の鍵の設置</li> <li>設備があることがわかるようサインを設置する</li> <li>音量や自動化への配慮、付置設備の分かりやすさを検討</li> <li>サインや設備の統一 等</li> </ul>
認知症の人	<p>&lt;主な特性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>血管性認知症の場合、手足の痺れ・麻痺の症状が出ることもある</li> <li>認知機能（視覚・注意力・記憶力）が低下する</li> </ul>	

対象	トイレ利用時の困りごと (利用上の課題・配慮すべき事項)	対応例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ介助が必要な場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異性介助や一緒に入ることに配慮し、男女共用トイレの設置</li> <li>・ 介助者と一緒に入れる広めの区画の設置</li> <li>・ カーテンの設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族や介助者がトイレに入っている間にいなくなってしまうことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ（便房）付近に待合スペース（椅子等）を設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作ボタンの区別がわからない</li> <li>・ 流し方や鍵の掛け方がわからない、機能が多く戸惑う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作ボタンの配置を統一する（JIS）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレの位置がわかりにくい</li> <li>・ 個室から出た後、出口がわからなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内表示の工夫（サインの大きさや距離を示す）</li> <li>・ デザインや色でわかりやすいよう工夫等</li> </ul>

## 第5 利用者特性に配慮したトイレの事例

第4にあるように、本年度調査研究では車椅子利用者用便房等の整備状況及び利用実態を把握するため、旅客施設及び商業施設等における整備状況調査（アンケート調査）を実施し、車椅子利用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の事例を把握した。この整備状況調査の結果等を踏まえ、旅客施設や商業施設等において近年整備されたトイレ事例のうち、車椅子利用者用便房等への利用集中や多様な利用者の困りごと等を解消できるような取組が行われている事例を抽出し、ヒアリング調査及び現地調査を実施した。

ここでは利用者の特性に配慮したトイレの事例、施設用途や規模等に対応したトイレ事例に分類し、その内容を詳述する。

### 1 利用者特性に配慮したトイレの事例

73 ページの表4-3-1「トイレ利用時の困りごとと対応例」で整理したように、トイレ利用時の困りごとは利用者の特性により異なり、トイレ整備に求められる内容も様々である。本項では、利用者の特性に配慮したトイレの事例をとりまとめた。

#### (1) 車椅子利用者用便房等から機能分散が図られた設備の事例

##### 1) 乳幼児連れへの対応

###### ① おむつ交換台

- ・ おむつ交換台はある程度の設置スペースが必要であることから、一般トイレ内に設置する場合は便房外（洗面台付近等）に他の利用者の視線等に配慮して設置されている事例が見受けられる。
- ・ 便房内に設置されている事例では、広めのスペースが確保された便房や、車椅子利用者用簡易型便房内への設置事例が見受けられるが、このような便房ではベビーチェアが併せて設置されている場合が多い。



<図5-1-1 一般トイレ内（便房外）に設置されたおむつ交換台の例>



＜図5-1-2 一般トイレ内（便房内）に設置されたおむつ交換台の例＞

## ② ベビーチェア

- ・ 便房内に設置されるベビーチェアの取り付け位置は、便器の横側や正面側等、施設により異なる。
- ・ 男性トイレでは、小便器付近にベビーチェアが設置されている事例もあるほか、洗面台付近に設置されている事例も見受けられる。



＜図5-1-3 一般トイレ内（便房内）に設置されたベビーチェアの例＞



<図5-1-4 洗面台や小便器付近に設置されたベビーチェアの例>

### ③ 着替え台

- ・ 幼児等が衣服を着脱する場合を考慮して、着替え台が設置されている事例がある。
- ・ 着替え台は便房内だけでなく、便房外に設置されている事例も見受けられる。



<図5-1-5 着替え台が設置されている例（左：便房外、右：便房内）>

### ④ 授乳室（ベビールーム）

- ・ スペースが確保可能な場合は、トイレ近傍に別途授乳室（ベビールーム）が設置されている事例がある。
- ・ 授乳室（ベビールーム）は女性専用のもの、おむつ交換スペースまでは男性も利用可能なもの（授乳スペースは女性専用）等が見受けられる。
- ・ 内部には授乳の際に座れるよう椅子や荷物置き（机）が設置されているほか、おむつ交換台、ベビーチェアや着替え台等も設置されている。



<図5-1-6 授乳室（ベビールーム）が設置されている例>

### ⑤ その他の設備

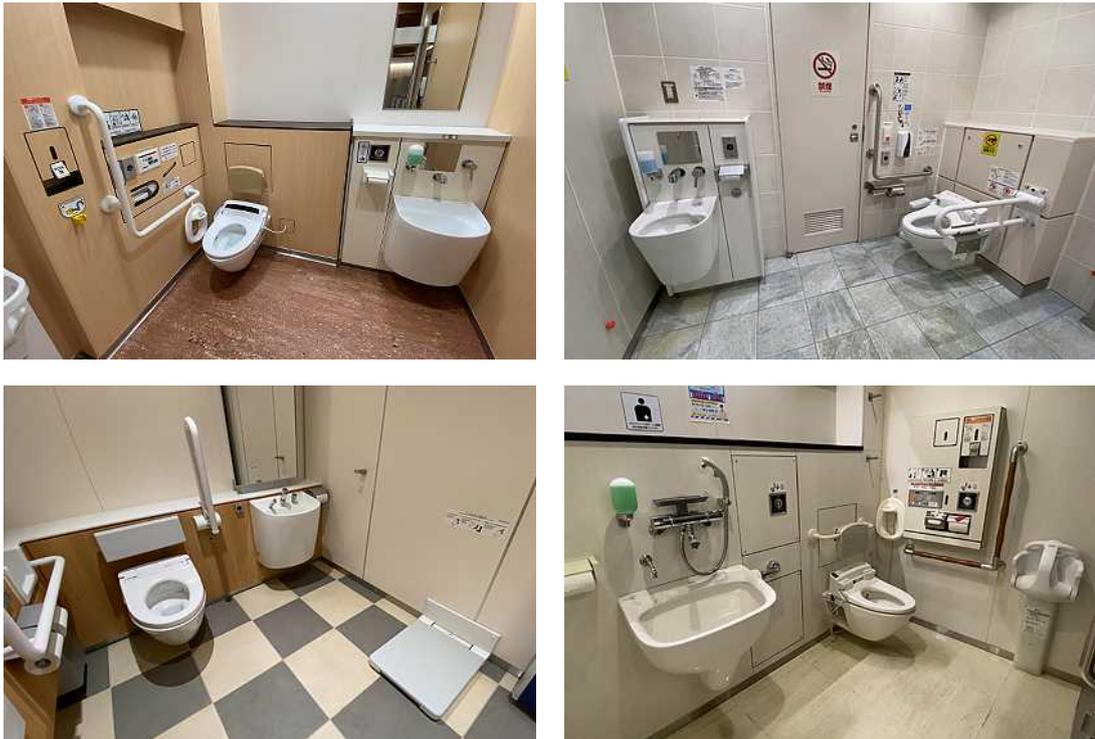
- ・ 一般トイレ内に幼児用の小便器や大便器が設置されている事例がある。
- ・ スペースが確保可能な場合には、親子連れが一緒に入ることのできる親子トイレが設置されている事例もある。



<図5-1-7 親子トイレ（左）と一般トイレに幼児用便器が設置されている例（右）>

## 2) 内部障害者（特にオストメイト）への対応

- ・ 一般トイレにオストメイト用設備が設置されている場合は、便房は比較的広めとなっている。
- ・ 最新の事例では汚物流しのコンパクト化が図られており、鉄道駅のようにスペースが限られた施設であっても一般便房内に設置される事例が見受けられる。
- ・ 衣服に汚れが付着した場合に着替えができるよう、便房内に着替え台を設置している事例も見受けられる。



<図5-1-8 一般トイレ内に設置されたオストメイト用設備の例>

## (2) 様々な利用者特性への対応事例

### 1) 車椅子利用者への対応

#### ① 一般トイレ内への車椅子利用者用便房の設置

- ・ 車椅子利用者は車椅子から便器に移乗したり、便房内で回転したりするためのスペースが必要となるが、そのスペースは使用する車椅子の種類等によって異なる。
- ・ 車椅子利用者用便房等（多機能トイレ）が役割を担う例が多いが、機能分散の取組により一般トイレ内にも車椅子利用者に対応する便房の設置例が増えてきている。
- ・ 一般トイレ内に設置される車椅子利用者用便房には、乳幼児連れ用設備が併設されている事例が多い。
- ・ 男女別の一般トイレ内ではなく、トイレ出入口付近の共用部に車椅子利用者用便房等（多機能トイレ）とは別に車椅子利用者用便房を設置している事例もある。
- ・ 一般トイレ内のオストメイト対応便房はスペースが広い場合、車椅子利用者対応とはなっていない場合でも、車椅子の種類によっては利用可能な場合がある。



(共用部に設置された車椅子利用者用便房)

(オストメイト対応便房内における車椅子の様子)

<図5-1-9 車椅子利用者用便房の例>

## ② トイレ出入口の段差解消

- ・ 和式便器が設置されていたトイレでは、排水管等のため床面が1メートル程度上がっており、トイレ出入口に階段が設置されている場合がある。
- ・ トイレの改修に際しては、和式便器の廃止や壁内配管の活用による床面の切り下げとスロープの設置等により、車椅子での利用が可能になっている事例もある。



<図5-1-10 トイレ出入口の段差解消の例>

## 2) 視覚障害者への対応

### ① コントラストの確保、間仕切りの設置

- ・ 弱視（ロービジョン）等の場合、便器と壁や汚垂れ石のコントラスト比

が高いと、便器の位置を把握しやすい。

- ・ 小便器の間に間仕切りが設置されるなど区画が明確に分かれていると、便器の位置を把握しやすい。



<図5-1-11 便器と壁や汚垂れ石のコントラスト比が高い例>



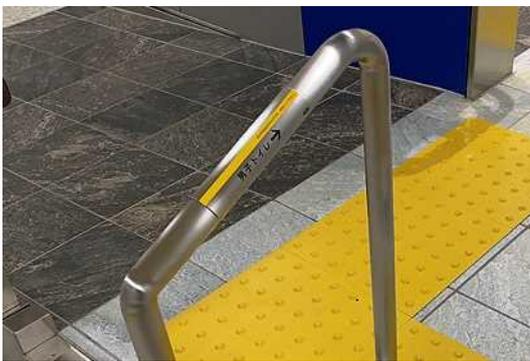
<図5-1-12 小便器の間に間仕切りが設置されている例>

## ② トイレへの誘導

- ・ 公共交通機関では、視覚障害者にトイレの位置を知らせるための音声案内装置が設置されている事例が見受けられる。
- ・ 便房内の便器の位置等を知らせるための音声案内装置が車椅子利用者用便房に設置されている事例があり、中には多言語対応となっているものもある。
- ・ トイレの出入口付近の手すりに点字案内を設置して誘導を図っている事例もある。



<図5-1-13 トイレの位置を知らせる音声案内>



<図5-1-14 トイレ出入口付近の手すりに設置された点字案内>

### ③ その他の工夫

- ・ 弱視（ロービジョン）にも配慮し、トイレの出入口であることを明示するため、床から立ち上がる大型のサインを設置。
- ・ 弱視（ロービジョン）にも配慮し、便房の空き状況を明示するため、便房の扉の表裏で色を変更。



<図5-1-15 大型のサイン（左）、使用の有無がわかりやすい開閉扉形式と色調のコントラストの例（右）>

### 3) 補助犬を利用する人への対応

- ・ 補助犬が排泄する際に使用することができる補助犬トイレを設置している事例もある。



<図5-1-16 補助犬トイレの例>

### (3) 車椅子利用者用便房の事例

#### 1) 車椅子利用者用便房内の設備

- ・ 一般トイレへの機能分散が図られている場合、車椅子利用者用便房にはオストメイト用設備を設置しない事例もあるが、車椅子利用者でも、排泄の装具や用具（カテーテル、尿瓶、畜尿袋、ペットボトル等）を洗うことがあり、汚物流しを設置している事例もある。
- ・ 重度障害者のおむつ交換に対応するため、大型ベッドが設置されている事例もある。
- ・ 介助者同伴での利用に配慮して、カーテンが設置されている事例もある。
- ・ 車椅子利用者用便房が同一場所に複数設置されている場合は、それぞれが左右勝手違いになっている、片方にのみオストメイト用設備を設置している、大型ベッドの種類を変えているなど、バリエーションを持たせたものになっている場合もある。



<図5-1-17 大型ベッドやカーテンが設置されている事例>



＜図 5-1-18 左右勝手違い等バリエーションを持たせている事例＞

## 2) 車椅子使用者用便房の扉

- ・ 車椅子使用者用便房で電動式の扉を採用している事例では、便房内の「閉」ボタンを押して外に出てしまった場合、施錠された状態となり、外の「開」ボタンで解錠できなくなってしまう。
- ・ 電動式の扉の場合では、一定時間経過後に自動的に開錠されてしまう場合もある。
- ・ 電動式の扉では上記のようなトラブル発生の懸念があることから、トイレの利用可能時間に有人対応ができない可能性がある施設等では手動式の扉が採用されている事例もある。



＜図 5-1-19 電動式の扉（左）と手動式の扉（右）＞

## 2 施設用途や規模ごとのトイレ事例

車椅子利用者用便房等の整備状況調査（アンケート調査）の対象とした旅客施設、商業施設、道の駅、高速道路のサービスエリア及びパーキングエリアは、それぞれ施設の用途や規模が異なることから、トイレの整備内容にも違いが見られる。本項では、施設用途や規模ごとの事例をとりまとめた。

＜表5-2-1 トイレ整備事例一覧＞

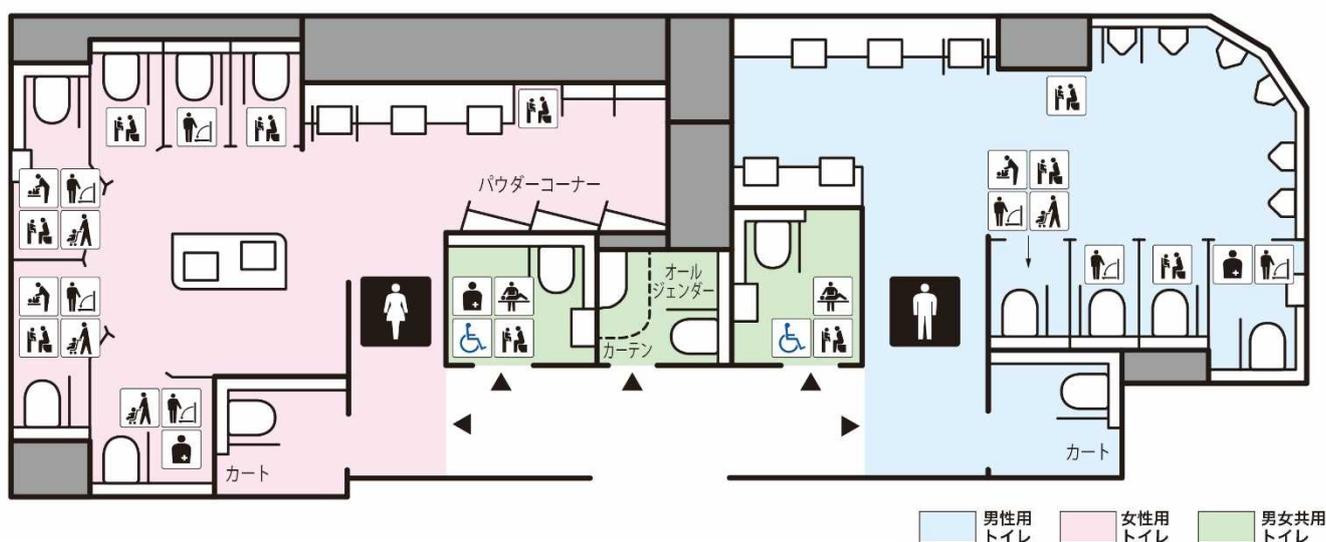
区分	対象施設	事業者	整備/改修時期
空港ターミナル	成田国際空港	成田国際空港株式会社	2019年
	新千歳空港	北海道エアポート株式会社	2019年
鉄道駅	大通駅	札幌市交通局（札幌市営地下鉄）	2020年
	勾当台公園駅	仙台市交通局（仙台市営地下鉄）	2018年
	心斎橋駅	大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)	2016年
SA・PA	岡崎サービスエリア	中日本高速道路株式会社(NEXCO 中日本)	2015年
道の駅	道の駅くめなん	岡山国道事務所	2018年
商業施設	イオンモール上尾	イオンモール株式会社	2020年
	カスミ筑波大学店	株式会社カスミ	2018年
公共施設	有明コロシアム	東京都オリンピック・パラリンピック準備局	2019年
	有明アリーナ	東京都オリンピック・パラリンピック準備局	2019年
	としま区民センター	豊島区	2019年

※本章では、本調査にご協力いただいた事業者等による最新の整備事例を紹介しております。（本報告書のとりまとめ方針と異なる整備も含まれております。）

## 整備に関する方針等

- Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインの推奨基準を最大限反映するとともに、障害当事者へのヒアリング結果を反映した設計指針書を作成
- 障害当事者、有識者、空港関係者等で構成される「ユニバーサルデザイン推進委員会」を設置し、当事者参画による現場視察や議論を踏まえ、ハード・ソフトの両面から改修策を具体化
- 2020年2月には「成田空港ユニバーサルデザイン整備ガイドライン」を策定
- 空港内の147か所のトイレについて、動線や利用頻度を考慮したランク付けを行った上で改修を実施
- ランク付けは行なっているものの、便房内へのL字型手すりの設置、聴覚障害者に対応する非常時のフラッシュライトの設置、音声案内の設置、様々な人が使いやすい低リップタイプの小便器の設置は全ランク共通で対応

## 成田空港第1ターミナル北ウイング1階到着ロビー



## 一般トイレ



空港ではスーツケース等の大型の荷物を持った利用者も多いことから、一般トイレ内・各便房はゆとりのある作りとなっている。女性トイレには、化粧品直しでの利用にも考慮したパウダーコーナーを設置。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の機能分散については、一般便房に代替を設けることで機能分散（具体的には、運動能力が高い小型の車椅子使用者の一般便房の利用促進に向けた整備、着替え台やベビーチェア、おむつ交換台の設置、オストメイト用設備等を一般便房に設置）
- 利き手や障害の状況により選択できるよう、手すり等の手に触れる設備は可能な限り便房によって左右勝手違いのタイプのものを設置
- オストメイト用設備については機能分散を図るため、一般便房内にオストメイト用設備を設けた場合かつ車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）が2つ整備されている箇所については、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）のうち1つではオストメイト用設備の設置を行わないこととした
- 異性による同伴介助や性的マイノリティの利用を想定し、性別に関係なく利用できる「オールジェンダートイレ」を設置し、内部にはカーテンも設置
- 空港特有の利用方法への対応として、カートごと入れる大型便房を設置しているほか、一般トイレの便房も広めのものを設置

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



利き手や障害の状況により選択できるよう、左右勝手違いの車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）を出入口付近に2か所設置。機能分散の観点から一方にはオストメイト用設備を設置していないが、車椅子使用者かつオストメイトの利用を想定してもう一方には設備を設置。

### 大型カート利用者用トイレ



空港特有の利用方法への対応として、カートごと入れる大型便房を出入口近くに設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはオストメイト用設備と着替え台が設置された便房、おむつ交換台やベビーチェア等が設置されベビーカーのまま入れる便房等、バリエーションを設けた便房を設置。

### オールジェンダートイレ



異性による同伴介助や性的マイノリティの利用を想定し、性別に関係なく利用できる「オールジェンダートイレ」を設置（内部にカーテンも設置）。

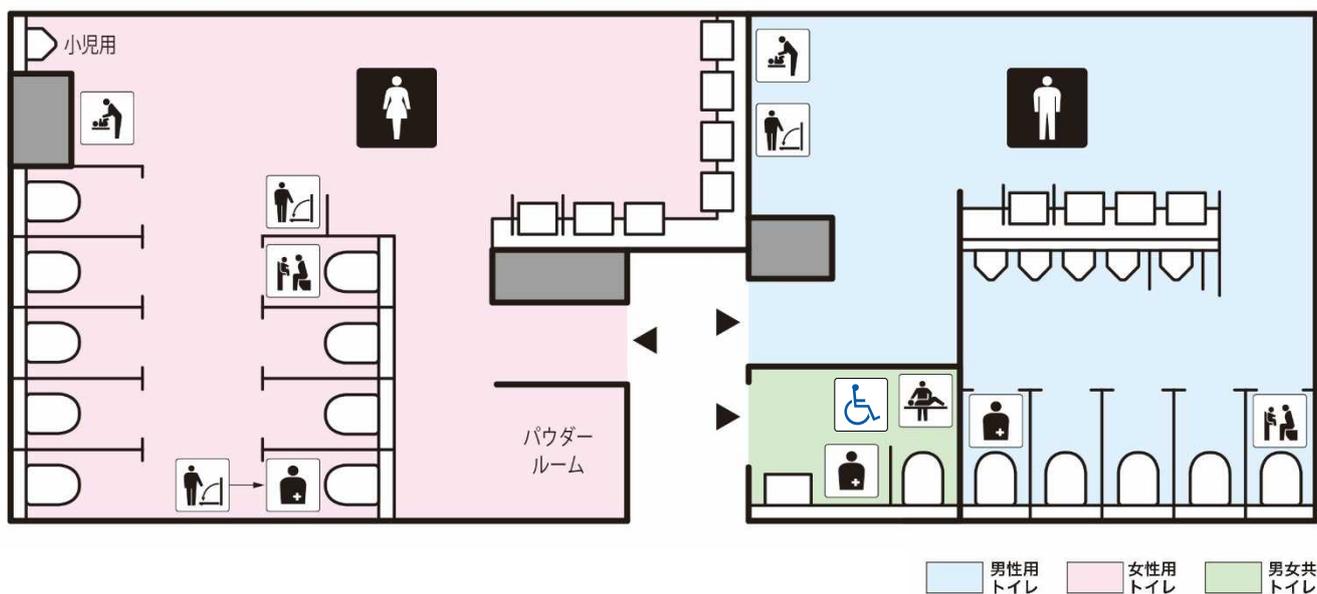
#### 施設の概要（第1ターミナル）

所在地	千葉県成田市
施設の日平均利用者数	52,000人
施設規模	46万平方メートル
施設の建設年度	1978年度
トイレの最終改修年度	2019年度

## 整備に関する方針等

- 国際線ターミナル新築時（2010年2月竣工）に、空港全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインの検討を行うための「ユニバーサルデザイン検討委員会」（有識者、障害当事者、外国人留学生等が参画）を設置し、トイレやサイン等の検証も実施
- 国内線ターミナル改修（2018年）に際しては、国際線ターミナル新築時の考え方を踏襲してトイレを整備
- 障害当事者からの要請により、2019年12月に当事者（電動車椅子使用者）立ち合いによるバリアフリー設備チェック（現地調査）を実施

## 新千歳空港国際線ターミナル



## 一般トイレ



空港ではスーツケース等の大型の荷物を持った利用者も多いことから、一般トイレ内・各便房はゆとりのある作りとなっている。女性トイレには、化粧直しでの利用にも考慮したパウダールームを設置。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）は、車椅子が回転できる広さ（3,000mm×2,700mm程度）を各エリアに原則1か所以上設置することとしており、内部にはオストメイト用設備、大型ベッド、手すり、洗面器を設置
- 一般トイレの便房内には手すりのほか、一部には着替え台（一部便房外）やベビーチェアを設置
- 「ユニバーサルデザイン検討委員会」では、一般トイレ内へのオストメイト用設備を設置の必要性が挙げられたため、男女別の一般トイレ内にそれぞれ設置
- 視覚障害者対応として、トイレ出入口に音声案内を設置しているほか、聴覚障害者対応として緊急時用のフラッシュライトを設置
- スペースが確保できる場合は、一般トイレの洗面台付近におむつ交換台を設置しているほか、小児用洗面器や女性トイレ内へは小児用小便器を設置

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはオストメイト用簡易水栓設備と着替え台が設置された便房、おむつ交換台やベビーチェア等が設置されベビーカーのまま入れる便房等、バリエーションを設けた便房を設置。

### フラッシュライト



聴覚障害者用対応として、便房内の天井に緊急時用のフラッシュライトを設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ） 一般トイレ内（便房外）の乳幼児連れ用設備等



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用設備、大型ベッドを設置。



一般トイレの洗面台付近におむつ交換台を設置しているほか、小児用洗面器や女性トイレ内へは小児用小便器を設置。

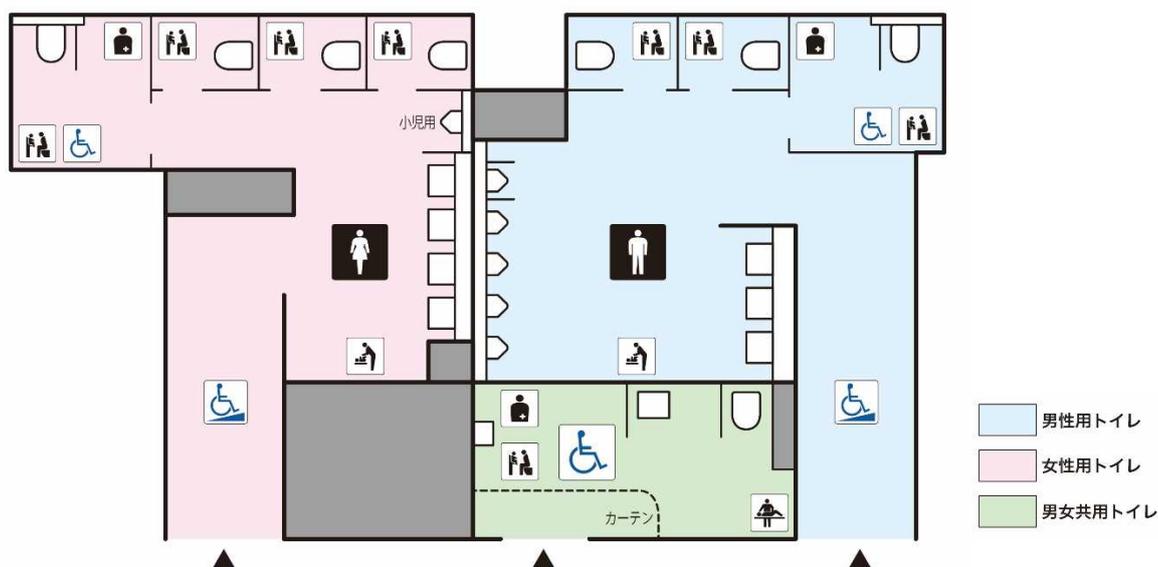


施設の概要	
所在地	北海道千歳市
施設の日平均利用者数	62,507人
施設規模	国内線ターミナル … 18万平方メートル 国際線ターミナル … 15万平方メートル
施設の建設年度	1992年度
トイレの最終改修年度	2019年度

## 整備に関する方針等

- 札幌市交通事業経営計画における一般トイレの洋式化整備計画により、2020年～2036年にかけて全49駅のトイレ改修を計画
- 全トイレの洋式化と温水洗浄便座等の設置による衛生面の向上、バリアフリー機能の充実と設備の機能分散を計画（全ての便房にベビーチェアを設置、おむつ交換台の設置、一般トイレの便房内にスペースがある場合はオストメイト用設備を設置、設計段階で可能と判断された場合は出入口の段差解消と車椅子利用者用簡易型便房を設置 等）
- 移動等円滑化整備ガイドラインを参考に、バリアフリーについては可能な範囲で最大限の対応方法を検討
- 「地下鉄駅トイレ改修事業における整備基準」を定め、その中で機能分散についても言及

## 大通駅



## 一般トイレ



一般トイレは、男性用・女性用ともに各便房にベビーチェアを設置しているほか、洗面台付近にはおむつ交換台も設置。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 既存改修のため、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の広さは駅により異なるが、スペースが確保できる場合は大型ベッドを設置しているほか、介助者に配慮するためカーテンも設置
- 車椅子使用者用簡易型便房にはオストメイト用設備（設置が可能な場合）、ベビーチェアを設置
- 視覚障害者対応として、トイレ出入口に音声案内を設置しているほか、トイレ出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設、トイレ内の配置と設備を案内する触知図を設置
- 一般トイレの各便房にはベビーチェアを設置しているほか、洗面台付近にはおむつ交換台も設置
- 設計時にトイレ出入口段差の解消が可能なか検討（配管の関係でトイレが通路より高くなっているため、スロープを設置することで対応）

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはオストメイト用設備、ベビーチェアを設置した車椅子使用者用簡易型便房を設置しているほか、他の便房にもベビーチェアを設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用設備、大型ベッドベビーチェア、カーテンを設置。

### 出入口の段差解消



既存改修のため、配管の関係で段差解消が困難な場合は、スロープの設置により対応。

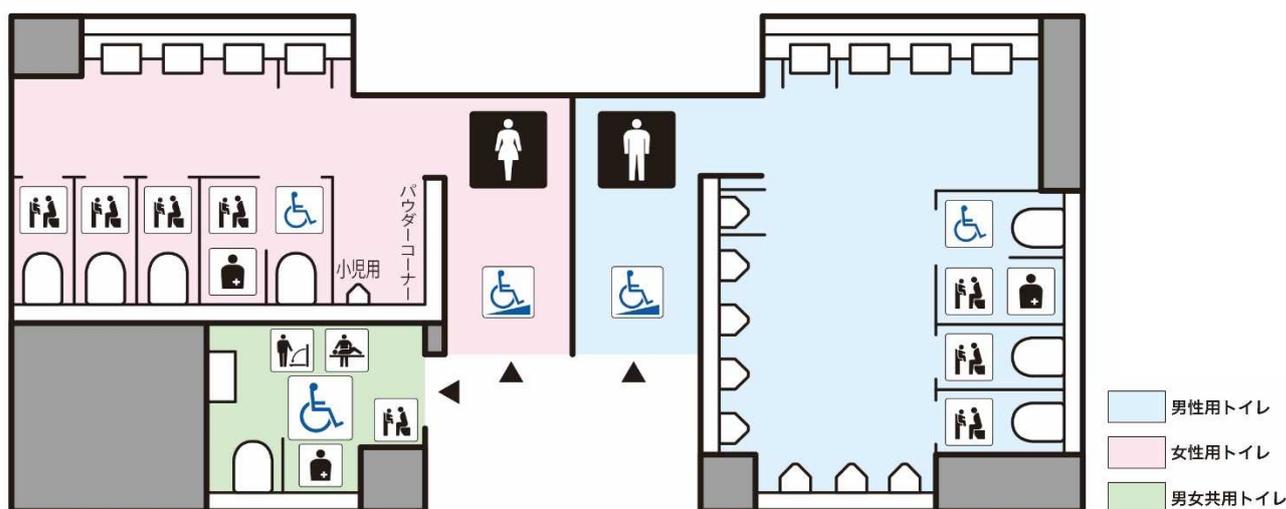
#### 施設の概要

所在地	北海道札幌市
施設の日平均利用者数	161,388人
施設の建設年度	1971年度
トイレの最終改修年度	2020年度

## 整備に関する方針等

- 2004年に仙台市バリアフリー基本構想が策定されたことを受け、仙台市交通局ではバリアフリー特定事業計画（公共交通特定事業計画）を策定し、2009年以降は障害者団体との意見交換会及びアンケートをそれぞれ隔年で実施
- **地下鉄東西線建設（2015年開業）に際しては、設計の当初から障害者の意見を聴取し、その結果を設計に反映**
- **東西線建設時は機能分散の考え方が示されていなかったが、待ち時間解消のニーズがあり、新規建設でスペースの確保が比較的容易だったことから、車椅子利用者用便房等（ひろびろトイレ）を2か所設置**
- **南北線は既存改修であり、スペースの確保が困難であったところ、当時のガイドラインで機能分散の考え方が示されたことから、一般トイレに車椅子利用者用簡易型便房を設置することで対応**
- 地下鉄南北線は開業から30年が経過し、その間にバリアフリー関連法令の変化、利用者の求める水準も上がってきたこと等を踏まえ、第2期の特定事業計画に位置づけ、トイレ改修も含めた全面改修の実施を計画

## 勾当台公園駅



トイレ出入口



トイレ出入口には大型のサインを設置しているほか、段差解消のためのスロープを設置。

一般トイレ



オストメイト用設備が設置された車椅子利用者用簡易便房が設置されている一般トイレ。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 改修工事前後で実施した障害者団体との意見交換会で挙げられたニーズに基づき、車椅子使用者用簡易型便房内の低い位置に荷物掛けフックを追加で設置、大きなトイレサインの設置（床面まで到達する大型のもの）、一般の男女別トイレ内へのおむつ交換台の設置等の対応を実施
- トイレ出入口段差の解消（従来は和式便器の排水管等のため1m程度床面が上っており、4～6段の階段が設置されていたところ、和式便器の廃止や壁内配管の活用により20cm程度まで切り下げてスロープを設置）
- 一般トイレ内の車椅子使用者用簡易型便房にはオストメイト用設備、着替え台、ベビーチェアを設置
- 視覚障害者対応として、トイレ出入口に音声案内を設置しているほか、聴覚障害者対応として火災発生時用のフラッシュライトを設置

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはオストメイト用設備、ベビーチェアを設置した車椅子使用者用簡易型便房を設置しているほか、他の便房にもベビーチェアを設置。一般の男女別トイレにおむつ交換台、女子トイレに小児用小便器も設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用設備、大型ベッド、ベビーチェア、着替え台を設置（内部の写真は仙台駅のもの）。

#### 施設の概要

所在地	宮城県仙台市
施設の日平均利用者数	16,963人（乗車人員）
施設の建設年度	1987年度
トイレの最終改修年度	2018年度

## 整備に関する方針等

- 2012～2025 年度までの計画で、建設年度の新しい駅を除く 122 駅のトイレリニューアルを計画
- 2012 年の整備開始時点でトイレ整備が進んでいた商業施設やサービスエリア等の事例を参考としたほか、トイレメーカーから過去の事例やトイレに関するデータの提供を受けるなどした上で、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備方針を決定
- トイレの整備は、整備マニュアルを策定した上で実施（全便房洋式化）
- 素材や色彩は、環境色彩コントロールの専門家の協力を得て決定

## 心齋橋駅



## 一般トイレ



男性トイレの小便器間に設置された衝立。



駅によっては洗面所付近にベビーチェアを設置（写真は御堂筋線の淀屋橋駅のもの）。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）は各駅に1以上設置し、内部にはオストメイト用設備、大型ベッド、手すり、洗面器を設置
- 移動等円滑化整備ガイドライン（2018年版）では、オストメイト用設備として汚物流し（温水）が標準とされたことから、以降の整備では設備の仕様を変更
- 改修前の便房数と同数が確保できることを前提に空間に余裕がある場合は、一般トイレ内に車椅子使用者簡易型便房を設置（内部には手すり、おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台、幼児用の補助便座を設置）
- 一般トイレの全便房にI型手すりや、手すりとしても利用できる紙巻器を設置
- 空間に余裕がある場合は、洗面台付近にベビーチェアを設置

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



一般トイレ内に設置された車椅子使用者用簡易型便房（おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台、幼児用補助便座を設置）。



車椅子使用者用便房（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレ内の各便房にはベビーチェアを設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用簡易水栓設備、大型ベッドを設置。なお、移動等円滑化整備ガイドライン（2018年版）以降の整備では、オストメイト用設備は汚物流しを設置。

#### 施設の概要

所在地	大阪府大阪市
施設の日平均利用者数	187,358人
施設の建設年度	1933年度
トイレの最終改修年度	2016年度



## トイレの整備及び機能分散の状況

- 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）を“オールインワン”とするのではなく、一般トイレに分散できる機能については極力分散を進めている（車椅子使用者用便房等には大型ベッド、着替え台、手すり、洗面器、カーテンを設置）
- 介助者が同行して使用することを想定し、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）内にはカーテンを設置
- 感覚過敏への対応として、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）内のハンドドライヤーには静音型の製品を採用（現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため使用停止中）
- 一般便房内へのオストメイト用設備の設置を優先
- 杖を使用する者や小型の車椅子使用者向けに、一般トイレ内に大型便房（車椅子対応便房）の設置を推進
- 乳幼児連れの利用に配慮し、一般便房内にベビーチェアを整備しているほか、大型便房内にはおむつ交換台も整備
- 車椅子使用者用便房等では視覚障害者向けに、手すりやボタンに点字表記をしているほか、弱視（ロービジョン）に対しては色彩、コントラスト比等に配慮

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはオストメイト用設備と着替え台が設置された便房、おむつ交換台やベビーチェア等が設置されベビーカーのまま入れる便房等、バリエーションを設けた便房を設置。

### 車椅子使用者用便房等



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、大型ベッド、ベビーチェア、着替え台、カーテンを設置。

### 利用状況表示



トイレ入口には、各便房の利用状況を表示するデジタルサイネージを設置しているほか、各便房には利用状況を知らせるランプを設置。



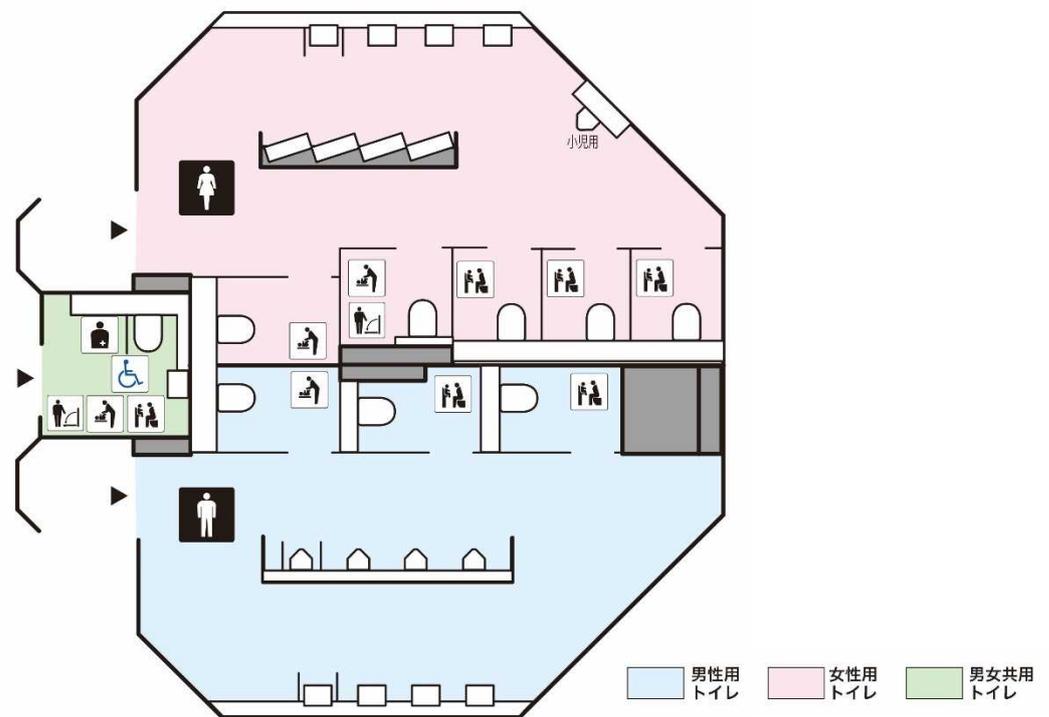
#### 施設の概要

所在地	愛知県岡崎市
施設規模	1,836 平方メートル
施設の建設年度	2015 年度
トイレの最終改修年度	2015 年度

## 整備に関する方針等

- NEXCO の設計要領のほか各種基準等を参考に、バリアフリーや子育て応援の観点から整備
- 和式トイレの施設については全て洋式化する方針
- 直近の事例では、ベビーチェア、おむつ交換台、授乳設備、おむつ販売機等を備えた子育て応援用スペースを整備（※授乳設備、おむつ販売機は道の駅構内）

## 道の駅くめなん



### 一般トイレ



男性トイレの小便器



便房の扉に設備の有無を示すピクトグラムを設置

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 男女別の一般トイレ内にベビーカーでも入ることができる広さの大型便房を整備
- 家族連れの利用を考慮し、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）に加え男女別の一般トイレの大型便房内にもおむつ交換台を設置
- 大型便房以外の便房には便座から届く範囲にベビーチェアを設置
- 全ての便房に荷物掛け用のフック、高齢者配慮のための手すりを設置
- 便房の扉にベビーチェアやおむつ交換台の有無を示すピクトグラムを設置
- 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）に設置された非常ボタンが押された場合、トイレ外の非常灯やアラームが作動し、それを確認した人が出張所（休日・夜間は自動切換えで道路情報管理室）に通報することで連絡が届く

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般トイレへの機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、一般トイレにはベビーカーでも入ることができる広さの大型便房を整備し、おむつ交換台を設置。他の便房にもベビーチェアを設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台を設置。

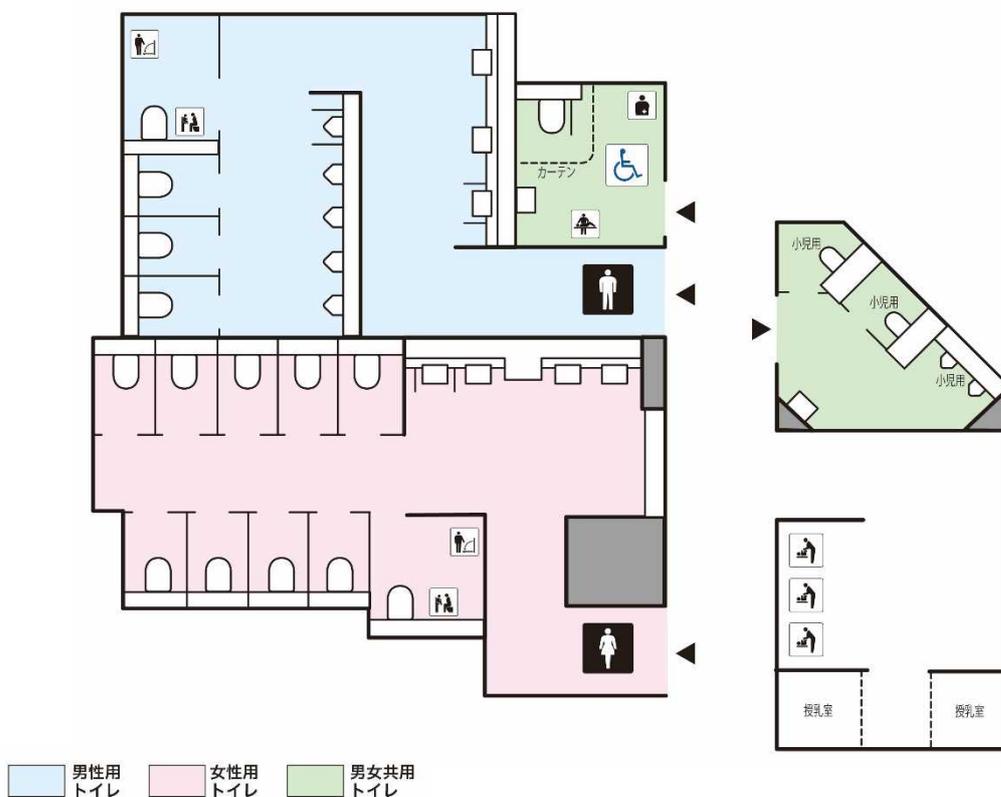
#### 施設の概要

所在地	岡山県久米郡
施設規模	1,836 平方メートル
施設の建設年度	1996 年度
トイレの最終改修年度	2018 年度

## 整備に関する方針等

- 社内ルールにより、トイレのあるべき姿を示しており、機能分散の考え方や多様な利用者を想定した設計を心掛けるよう取り組んでいる
- 以前は車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の整備により、障害者、妊産婦、乳幼児連れ、オストメイト等が利用できるようにしていたが、現在は男女ともに大型便房を設置し、機能分散の考え方を取り入れた整備を実施

## イオンモール上尾 (2階トイレ)



一般トイレ



子供用トイレ



一般トイレ及び車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）の向かい側に子供用トイレとおむつ交換台・授乳室を整備。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 2008年開業のイオンレイクタウンでは、一般トイレ内に大型の便房を設置していたが、車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）を「(障害者)優先トイレ」としたことを契機に、乳幼児連れについては一般トイレ内の大型便房に誘導するよう見直し
- 車椅子使用者用便房等（優先トイレ）は各フロアに1か所以上配置し、内部には大型ベッドと手洗い器のほか、介助者を念頭にカーテンも設置
- 車椅子使用者用便房等（優先トイレ）のサイズは、2,400mm×2,700mm
- オストメイト用設備は1か所以上設置
- 一般トイレ内の大型便房はベビーカーのまま入れる広さであり、内部にはベビーチェア、おむつ交換台、着替え台を設置

### 車椅子使用者用便房等（優先トイレ）から一般便房への機能分散



車椅子使用者用便房等（優先トイレ）からの機能分散として、男女別の一般トイレ内にそれぞれベビーカーのまま入れる大型ブースを整備し、ベビーチェア、着替え台を設置。（※別フロアのトイレ）



トイレ入口の手前にトイレ内の設備を示す表示を設置（※別フロアのトイレ）

### 車椅子使用者用便房等（優先トイレ）



車椅子使用者用便房等（優先トイレ）には、大型ベッド、オストメイト用設備、ベビーチェアを設置。



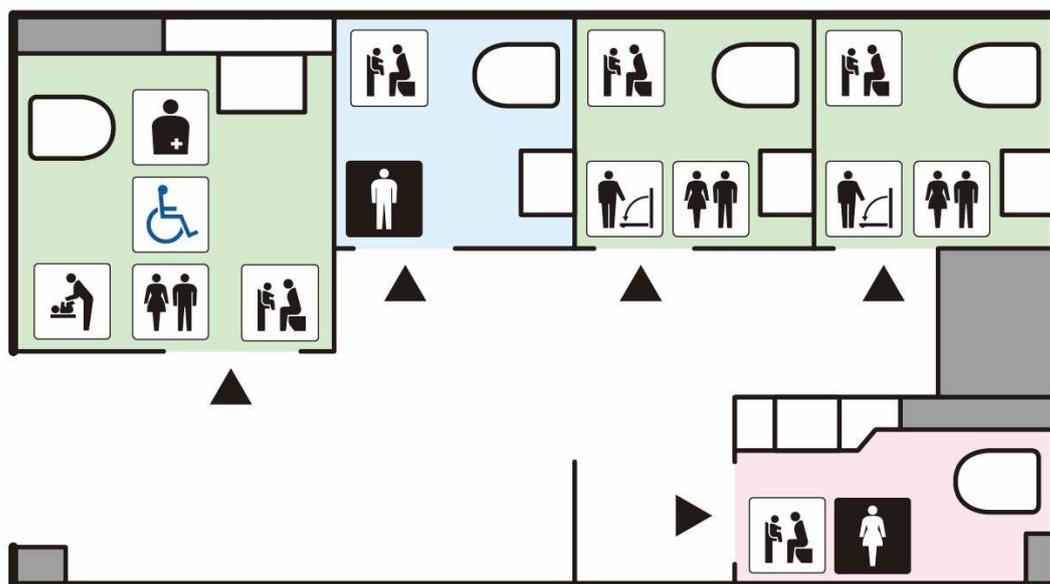
#### 施設の概要

所在地	埼玉県上尾市
施設規模	50,000 平方メートル
施設の建設年度	2020 年度
トイレの最終改修年度	2020 年度

整備に関する方針等

- 法令の建築基準以外に社内基準を設けてマニュアル化（建築物以外の備品についても準拠）しており、会社としてバリアフリー法制定以前のハートビル法の時から設計については可能な限りの対応をし、認定を受ける取組を実施
- 近年の店舗は社内基準に則り基本設計を行った上で出店

カスミ（筑波大学店）



男性用トイレ    女性用トイレ    男女共用トイレ

トイレ全体



5か所設置されている便房のうち3か所は男女共用便房（うち1か所は車椅子使用者用便房等（多機能トイレ））。扉には便房内の機能を示す大きめのピクトグラムを設置。

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 性別に関係なく使えるユニセックス化の観点で設置しており、5つの便房のうち3つが男女共用便房（うち1つは車椅子使用者用便房等）
- 車椅子使用者用便房等には、オストメイト用簡易水栓設備、おむつ交換台、ベビーチェアを設置
- 男女共用便房内には、ベビーチェアと着替え台を設置
- 男性用、女性用便房も1つずつ設置されているが、様々な人が落ち着いて利用できるよう全てが広めの個室となっている

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般便房への機能分散



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）からの機能分散として、男女共用便房にはベビーチェア、着替え台を設置。男性用便房と女性用便房にはベビーチェアを設置。なお、いずれの便房も空間は広めとなっている。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）には、オストメイト用簡易水栓設備、おむつ交換台、ベビーチェアを設置。

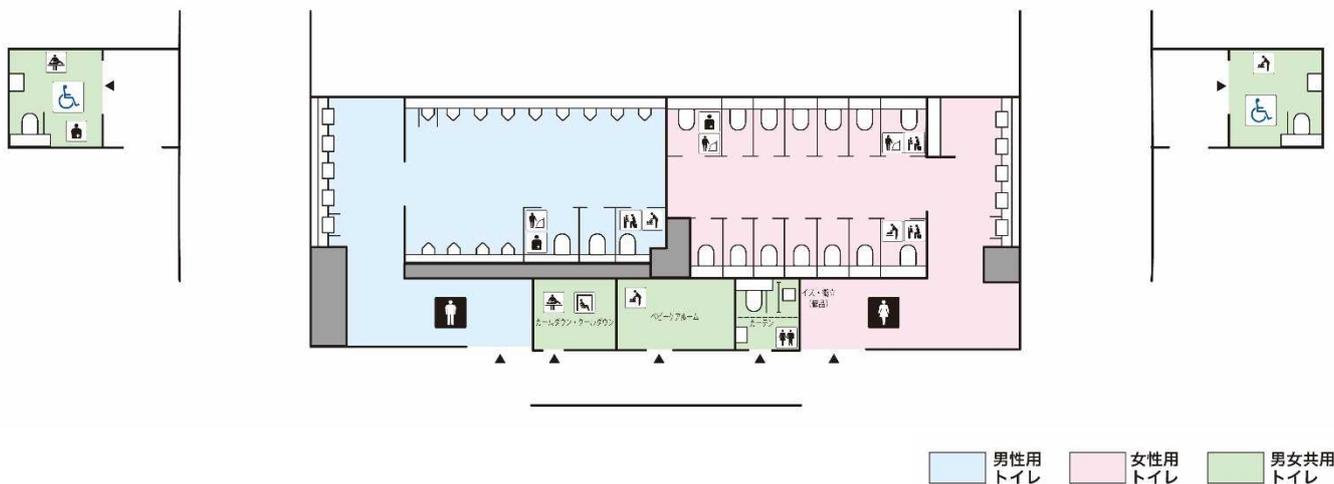
#### 施設の概要

所在地	茨城県つくば市
施設規模	966 平方メートル
施設の建設年度	2018 年度
トイレの最終改修年度	2018 年度

## 整備に関する方針等

- 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえるとともに、東京都福祉のまちづくり協議会と連携して実施した「アクセシビリティ・ワークショップ」において学識経験者や障害者団体から聴取した意見を反映し整備を実施
- 整備方針として、トイレ機能の分散配置を行うほか、便房へのフラッシュランプの設置、トイレ内のボタン配置の統一、使用中かどうか見てわかる便房扉鍵の設置、便房扉へのピクトグラム表示、手すりのコントラストを確保するなど設備に関する仕様についても定める

## 有明コロシアム（1階西側）



### 一般トイレ



男性トイレ

### 男女共用便房



異性の介助者がトイレを利用する際に、プライバシーに配慮しつつ被介助者が落ち着いて待てるようカーテンと衝立、椅子を設置した男女共用便房を整備

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 車椅子対応トイレや男女共用トイレを改修、増設し、さらに利用集中を緩和するため、各所男女別トイレにもオストメイト用設備や乳幼児連れ用設備を分散して設置
- 異性の介助者が同行することを想定し、男女共用トイレにはカーテンを設置するとともに、一部には衝立や椅子を配置
- 設備の場所を示すため、フロアの案内図およびトイレ入口の案内図に設備のピクトグラムを表示

### 車椅子使用者用便房等（車いす対応トイレ）から一般便房への機能分散



車椅子使用者用便房等（車椅子対応トイレ）からの機能分散として、一般トイレにオストメイト用設備（汚物流し＋温水の出る水栓）を設置した便房および乳幼児連れ用設備等（ベビーチェア）と着替え台を設置した便房を整備

### 車椅子使用者用便房等（車いす対応トイレ）



車椅子使用者用便房等（車椅子対応トイレ）は2種類あり、一方には大型ベッドとオストメイト用設備（汚物流し＋温水の出る水栓）、もう一方には乳幼児連れ用設備（おむつ交換台）が設置されている。

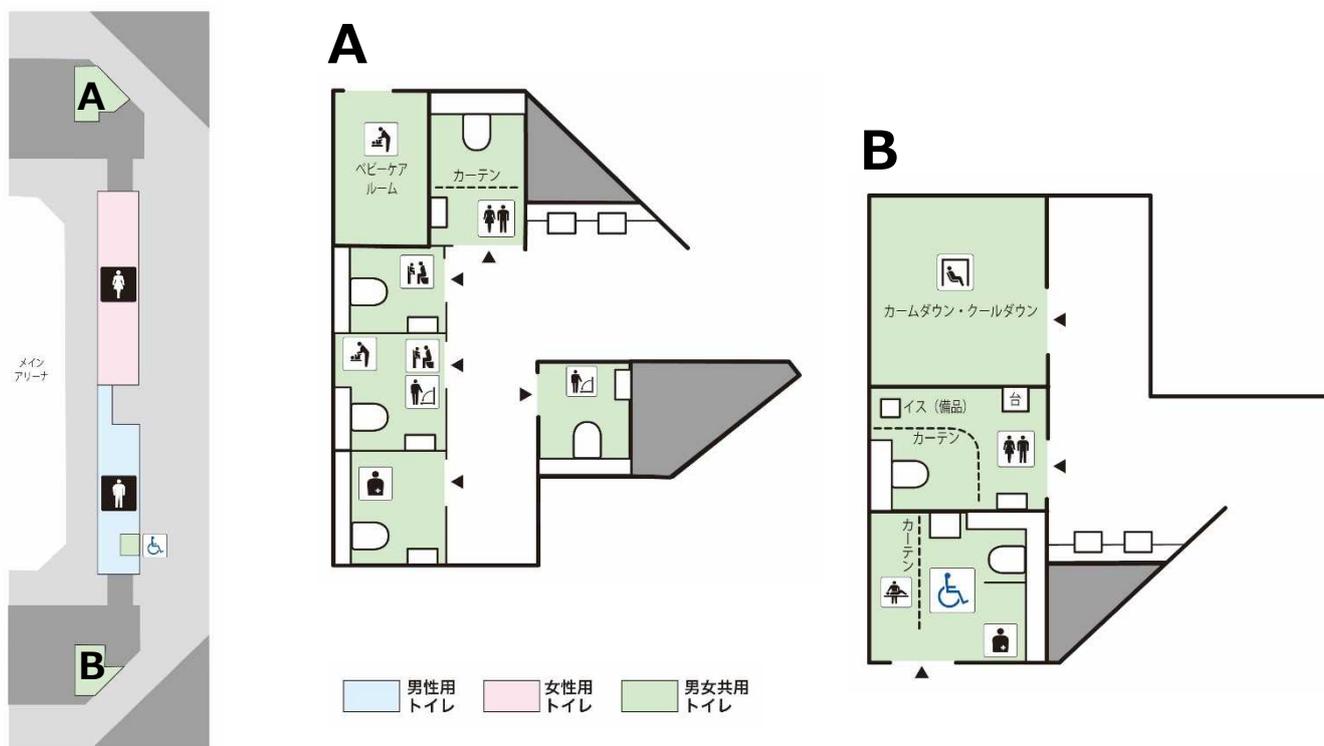
#### 施設の概要

所在地	東京都江東区
施設規模	28,100 平方メートル
施設の建設年度	1987 年度
トイレの最終改修年度	2019 年度

## 整備に関する方針等

- 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえるとともに、東京都福祉のまちづくり協議会と連携して実施した「アクセシビリティ・ワークショップ」において学識経験者や障害者団体から聴取した意見を反映し整備を実施
- 整備方針として、トイレ機能の分散配置を行うほか、便房へのフラッシュランプの設置、トイレ内のボタン配置の統一、使用中かどうか見てわかる便房扉鍵の設置、便房扉へのピクトグラム表示、手すりのコントラストを確保するなど設備に関する仕様についても定める

## 有明アリーナ（2階南側）



### 男女共用便房



男女共用便房には異性介助者の利用時を想定し、カーテン・椅子等が設置されている。（スペースが狭い場合は椅子なし）



### カームダウン・クールダウン



トイレに隣接してカームダウン・クールダウンのための個室を整備し、椅子や大型ベッド（トイレ内に設置されたものより大きく、折り畳み式ではないもの）を備品で設置

## トイレの整備及び機能分散の状況

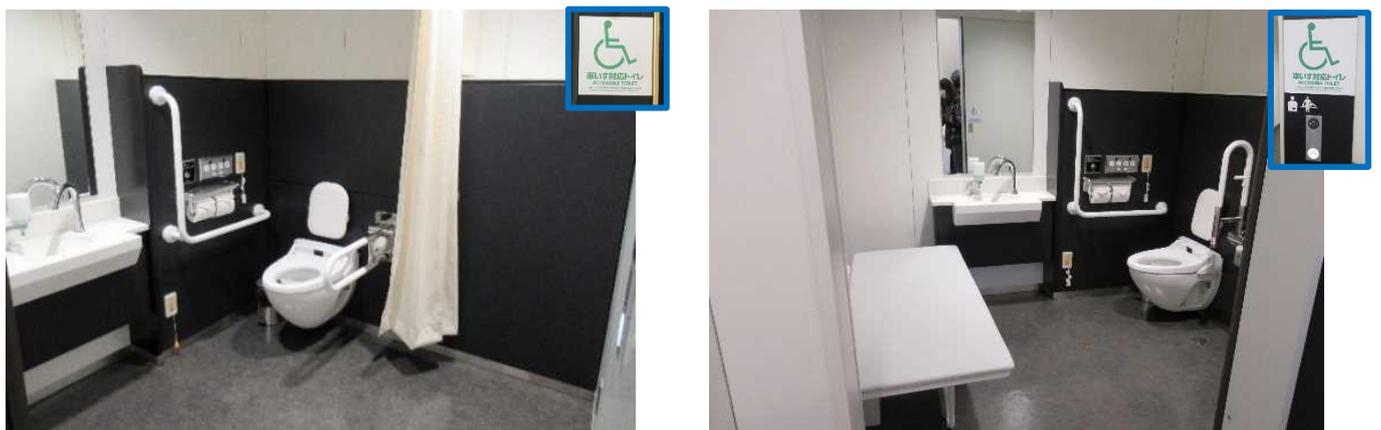
- **機能分散を図るため、利用者のニーズに合ったトイレを複数種類設置**（「車椅子対応トイレ（大型ベッド（600×1500mm）・オストメイト用設備があるもの・ないもの）」、「男女共用トイレ」、「オストメイト対応トイレ」、「乳幼児対応トイレ」、「手すり付トイレ」の5種類）
- プライバシーの確保のため、**車椅子対応トイレおよび男女共用トイレ内にはカーテンを設置**
- 異性の介助者が同行することを想定し、男女共用トイレの一部には椅子を設置
- 設備の場所を示すため、フロアの案内図ではピクトグラムを使って設備の大まかな位置を表示し、あわせて他のフロアの設備配置状況も表示し、トイレ入口案内図では、どの個室にどのような設備があるのかピクトグラムで表示

### 車椅子使用者用便房等（車椅子対応トイレ）から一般便房への機能分散



機能分散を図るため、オストメイト用設備（汚物流し+温水の出る水栓）が設置された便房及び乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビ-チェア、着替え台）が設置された便房を整備。

### 車椅子使用者用便房等（車椅子対応トイレ）



カーテンのみ設置した車椅子使用者用便房（車椅子対応トイレ）と、大型ベッドとオストメイト用設備（汚物流し+温水の出る水栓）が設置された車椅子使用者用便房等（車椅子対応トイレ）を整備。

#### 施設の概要

所在地	東京都江東区
施設規模	47,200 平方メートル
施設の建設年度	2019 年度
トイレの最終改修年度	—

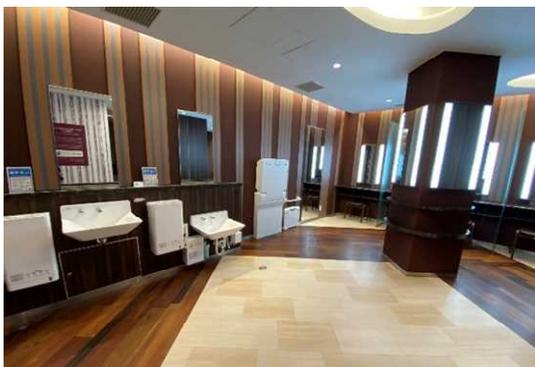
## 整備に関する方針等

- 「トイレは街の品格や企業のイメージにつながる」という考えからトイレ整備を重要視しており、整備を推進している

### としま区民センター（3階）



一般トイレ



フィッティングコーナー



一般トイレ内にパウダーコーナーとフィッティングコーナーを設けることでトイレの利用と着替えや化粧での利用を分散

## トイレの整備及び機能分散の状況

- 授乳室、ベビーカー置き場、おむつ交換台、親子トイレ等を設置した「パパママ☆すぽっと」を設けることで、一般便房や車椅子使用者便房等から乳幼児連れ対応設備を分散
- トイレの便房や洗面台とは別に、パウダーコーナーとフィッティングコーナーを設けることで、トイレの利用と着替えや化粧での利用を分散
- 車椅子使用者便房等のほか、男女共用トイレを設置

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）から一般便房への機能分散



機能分散を図るため、一般トイレ内におむつ交換台と着替え台を設置。また、トイレとは別に、授乳室、ベビーカー置き場、おむつ交換台、親子トイレ等の乳幼児連れ対応設備を整備。

### 男女共用トイレ



車椅子使用者用便房等に加え、男女共用トイレを設置。

### 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者用便房等には、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台、子供用便器を設置、

#### 施設の概要

所在地	東京都豊島区
施設規模	9,074 平方メートル
施設の建設年度	2019 年度
トイレの最終改修年度	2019 年度

## 第6 今後の車椅子使用者用便房等のトイレ整備のあり方と適正利用の推進

第5までの調査によって得られた知見や事例を元に、次のとおり、共生社会におけるトイレの整備のあり方と適正利用の推進に関する取組方針をとりまとめる。

### 1 今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

平成23年度の「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」以降、車椅子使用者用便房等の機能分散は、少しずつ考え方の浸透は見られるが、近年整備された一部の大規模施設以外の施設等における展開はこれからというところである。一方で、異性介助や同伴等のための男女共用トイレ化のニーズが高まっており、機能分散の取組以外にも、様々な利用者の特性に応じたきめ細やかなトイレ整備が進められている。

こうした取組を引き続き推進していくために、すべてのトイレ利用者にとって利用しやすい公共トイレの整備に求められる基本的な内容は以下のとおりである。

#### (1) 車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

車椅子使用者用便房等の機能分散については、平成23年度調査以降、各種ガイドライン等でも推進してきたところであるが、具体的にどのような設備を分散すればよいのか事業者等に伝わっていなかったり、一般トイレに設備が分散されていても、利用者のニーズに合致した整備がなされておらず、変わらず車椅子使用者用便房等に利用が集中している実態があったりするなど、適切なトイレ整備のあり方を明確にする必要がある。

施設の用途や利用者の状況に応じて異なる部分もあるが、機能分散を行うに当たり、参考となる考え方を以下のように示す。

##### 1) 車椅子使用者用便房等に集約された機能の分散化の検討

車椅子使用者用便房等に集約されやすい設備・機能のうち、次に定める設備等については、以下の観点により男女別の一般トイレもしくは男女共用トイレ等に設置することを検討することが望ましい。

##### ① 乳幼児連れ用設備の機能分散化

主としてベビーカー利用や、乳幼児連れ等の場合、区画の広さが必要だが、長時間の利用が予測されることから、原則として車椅子使用者用便房と区分することが求められる。

大規模ターミナル駅や大型商業施設等では乳幼児連れ用設備を集約した区画スペースの確保が求められる。

なお、施設用途や規模等により、車椅子使用者で乳幼児連れである場合も想定し、車椅子使用者も利用できるサイズの乳幼児室や、やや広めのお

むつ交換台への配慮が求められる場合もある。

ベビーチェアやおむつ交換台は一般トイレ内に男女別もしくは男女共用で広めの区画（便房）を設けて、これらの設備を設置することが効果的である。

## ② オストメイト用設備の機能分散化

オストメイト用設備については、バリアフリー法の設置義務がかかる施設を中心として整備がなされており、車椅子利用者用便房に設置されていることが多い。

しかし、オストメイト用設備を必要とするオストメイトの方は、外見からは障害があることがわからないため、オストメイト用設備が設置された車椅子利用者用便房等を利用する際に不安を感じている。

そのため、車椅子利用者ではないオストメイトの方が、気兼ねなくトイレを利用できるよう、一般トイレ内に男女別もしくは男女共用でオストメイトの方が利用できるオストメイト用設備付き便房を設置する。

なお、車椅子利用者でオストメイト用設備が必要である方もいることに鑑み、複数の車椅子利用者用便房が設けられる場合には1以上の車椅子利用者用便房にオストメイト用設備を設けることが望ましい。

ただし、現在では車椅子利用者自身が利用できるオストメイト用設備の開発はまだ不十分であり、当事者や介助者の視点も踏まえて今後の展開が求められる。

また、乳幼児連れであるオストメイトの方にも配慮し、ベビーチェアが同一便房内に設けられることが望ましい。

## 2) 施設全体での整備や近隣の施設との連携

1) に挙げた機能の分散や、(2) に示す多様な利用者特性に対応したトイレ整備については、可能な限りトイレブロック（男女別の一般トイレや車椅子利用者用便房等がまとまって整備されている単位）ごとに検討されることが望ましい。しかし、施設の構造上、トイレブロックごとの整備が難しい場合には、施設内の他のトイレブロックや他の階に設置されたトイレブロック等施設全体、あるいは、近隣の公共的施設とも連携し、分散配置もしくは利用する方法も考えられる。

この場合には施設管理者間の合意形成や適切な案内表示が不可欠である。

また、大規模ターミナル駅や大型商業施設等の不特定多数の者が利用する用途の大規模な施設においては、機能分散を図りつつ、車椅子利用者用便房を複数整備することが望ましいが、中規模以下の施設で複数の車椅子利用者用便房を設置する場合には、男女共用で簡易型の広さの便房を設けることが効果的である。

### 3) 一般トイレにおける適正な便房数の整備

鉄道駅等における通勤ラッシュ等のピーク時や商業施設等で混雑する時間帯等において、車椅子利用者用便房等に利用集中が起こる要因の一つとして、一般トイレ内の混雑等が挙げられる。一般トイレの適正器具数については、(公社) 空気調和・衛生工学会が定める規格においても算定式等が示されているが、不特定多数の者が利用するトイレについては、類似施設の利用実態を参考として、適正な便房数を確保することが望ましい。

なお、一般トイレにおいて多様な利用者の特性に配慮した便房を設置する際、設備を付加するだけでなく、便房の広さや出入口の幅を 800 mm 程度確保することだけでも、当該便房を使用することができる車椅子利用者等の対象者が増える可能性が高い。多様な利用者を念頭に置き、一般トイレ内の配置等の検討がなされることが望ましい。

## (2) 多様な利用者特性への対応

外出時のトイレ利用については、すべての人が経験することであり、不特定多数の者が利用する公共トイレにおいては、様々な利用者の特性に配慮した整備が求められる。

特に、多様な利用者の特性に配慮したトイレ整備を行うことは、施設全体の満足度向上に繋がる観点からも、様々な利用者のニーズに配慮したトイレ整備が求められる。

なお、すべての利用者が単一の特性を有しているだけではなく、複数の特性を有している場合もあることにも留意する必要がある。

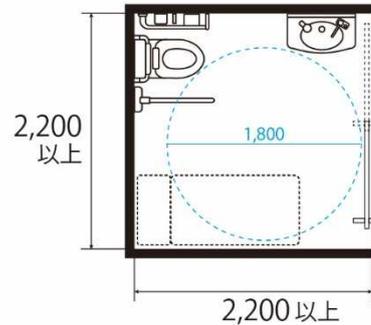
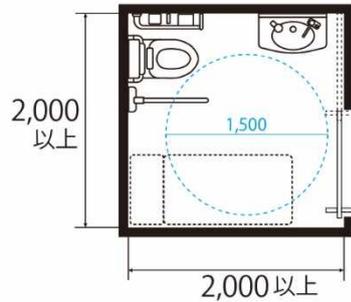
### 1) 重度障害の車椅子利用者等の視点

近年、公共交通機関等のバリアフリー化の進展等に伴い、高齢者、障害者等の外出機会が増大している。重度の障害をもつ車椅子利用者の中には、リクライニングやチルトタイプの電動車椅子を使用している者もあり、車椅子の仕様によっては、通常的車椅子を想定した便房サイズでは使用できない実態も見られる。

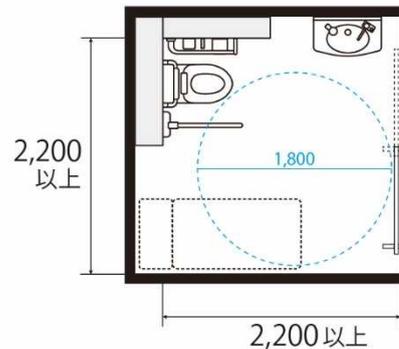
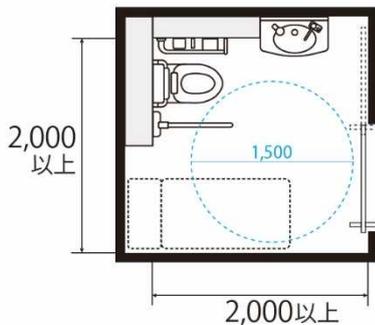
こうしたニーズにも対応するため、車椅子利用者の利用が想定される便房のうち、1 以上は大型の電動車椅子での使用等に配慮し、広めの区画（具体的にはライニングを含めない内法で 2m×2m 以上）とすることが望ましい。

なお、2) に後述する大型ベッドの設置も鑑みれば、車椅子利用者用便房を広めに設定することにより、大型ベッドの設置スペースも確保されることから、重度障害者の視点と介助者の視点を共に盛り込むことが望ましい。

### A：ライニングなしの場合



### B：ライニングありの場合



ライニング（設備配管用収納）付きの整備なされる場合、便房内の利用可能な面積が制限されることから、当該部分は除いて必要空間を確保することが望ましい。  
なお、最低限の車椅子回転径（150φ）は確保するものとし、大規模な施設等では電動車椅子での利用も考慮した回転径（180φ）を確保するよう努める。  
※A,Bともに、右図はわかりやすさのため、必要な回転径を確保できる最小の正方形寸法を記載しているが、実設計上は多様な寸法があり得る。

<図6-1-1 望ましい車椅子使用者用便房の整備例>

また、重度障害者等の場合、トイレの使用時間が通常よりも長くなる実態があるため、非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合には、こうした利用者の実態も考慮して、解錠時間を長めに設定することが望ましい。また、万が一利用時間が長く通報等が行われた場合には、戸を開ける際には、中の利用者へのあらかじめの声かけや、応答が無かった場合であっても動作確認等を行うなど、利用者の尊厳が十分に守られるよう最大限の配慮を行う必要がある。

## 2) 介助者の視点

トイレ利用時の介助者については、介助をする対象者が、異性、重度障害、知的・発達障害、高齢者等の特性の違いによって介助者のニーズが異なるため、介助する対象者の特性が多様であることに配慮し総合的に整備するトイレを検討することが重要である。

### ① 介助対象者が重度障害である場合の視点

重度障害者の介助であって便器に移乗させる場合には、介助者の動きに配慮した広さの確保や設備機器の配置が求められる。

おむつ等の利用である場合には、大型ベッド等の設置が必要である。特に、車椅子から移乗しておむつ交換や衣類の着脱を行う場合には、大型ベッドの設置とともに、車椅子を大型ベッドの横に置いた状態で、介助者の動き、着脱衣類や荷物等の置き場にも配慮した広めのトイレ区画が必要である。

### ② 介助対象者が知的障害・発達障害等である場合の視点

知的障害者・発達障害等であって、一人でのトイレ利用が困難である方の介助を行う場合、便器の使用が可能な場合には、車椅子使用者用ほどの広い区画は必要ではないが、2人以上が同時に便房内に入れる広さがあることが望ましい。その場合は異性の同伴も想定して男女共用トイレとすることが望ましい。

また、便器の使用が困難であり、おむつ交換が必要な場合には、重度障害の場合と同様に大型ベッド等の設置もしくは車椅子使用者用便房等の広い区画の利用が考えられる。

さらに、同伴者の排泄時に当事者の待機スペースを設けたり、鍵をダブルで設けるなどの工夫もあわせて検討することが望ましい。

### ③ 介助対象者が高齢者である場合の視点

歩行困難な高齢者や認知症の高齢者であって、便器の使用が可能である場合には、介助者とともに入れる広さのスペースが必要である。

おむつ等の利用である場合には、大型ベッド等の設置が必要である。特に、高齢者の付添いにおいては、家族等による異性の可能性も少なくなく、男女共用で入れるスペースに設けられる必要がある。

なお、いずれの場合においても、介助者がトイレ利用者と異性である場合にも配慮して、トイレ外部で利用者を待つことも考えられるため、トイレ外部の通路にベンチ等を設けることが望ましい。また、トイレ利用者が介助者

の視線等を気にせず利用できるよう、便房内にカーテン等の仕切りを設置することが望ましい。

男女共用の広めのトイレ区画を整備することは、多様な介助者等の付添いの実態に答えられるだけでなく、すべての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資する取組の一步となり得ることから、積極的な検討が求められる。男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

### 3) 乳幼児連れの方の視点

乳幼児連れの方については、抱っこひも等を利用してトイレを訪れる場合と、ベビーカーを利用して訪れる場合が想定されるほか、2人以上の子どもを連れている場合や、大型の双子用ベビーカーを使用している場合もあり、その利用実態は多様である。

抱っこひも等を利用している場合や、自立して歩ける幼児を連れている場合には、便房内にベビーチェアが設置されていることが望ましい。

ベビーチェアの便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設けることが望ましい。

ベビーカーで利用する場合には、ベビーカーごと入ることができる便房が設置されていることが望ましく、それが設置できない場合には、ベビーカーを置いておくことができる場所を、トイレ内外の近接位置に設けることが望ましい。

ベビーチェアについては、手洗い場付近にも設置されていると、手洗い等の際に利用できて便利である。

おむつ交換台を便房内に設ける場合には、おむつ交換を行う際に、子どもを寝かせた状態で正面に立って作業ができるよう、使用方法を十分に考慮する必要がある。

なお、おむつ交換台は、便房外の通路またはコーナーに設置することも考えられる。ただし、トイレ内の手洗い場付近に設置する場合には、鏡の配置に留意したり、他の利用者の視線を避けるような工夫がなされていることが望ましい。

また、衣服を着脱してトイレを利用する幼児をつれている場合には、上記に加えて着替え台が設置されていると利用がしやすくなる。

#### 4) その他多様な利用者の視点

視覚障害者の方については、全盲の場合や弱視（ロービジョン）の場合、また、単独で移動する場合や介助者を伴う場合、盲導犬を利用している場合等、多様な状況が想定される。また、こうした多様な状況によって、使用できるトイレは異なるため、一律に車椅子利用者用便房等に誘導することがないように、音声案内等を充実させることが望ましい。

また、トイレ入口から一般トイレ内への誘導については、音声案内が望ましいが、手すり等の設置により、一般トイレの方向に誘導することも考えられる。なお、音声案内については、トイレ入口での案内のみならず、便房内での設備案内等を音声対応とすることが望ましい。特に、機能分散が図られた一般トイレ内で、オストメイト用設備や乳幼児連れ用設備が設置されている場合や、一般向けに設置されている温水洗浄便座の操作盤等が設置されている場合に、これらの設備等に視覚障害者がアクセスできるように配慮することが必要である。

弱視（ロービジョン）に対しては、トイレ内の設備と内装のコントラスト、操作ボタンとその周辺部とのコントラストをはっきりさせることが望ましい。

盲導犬、聴導犬及び介助犬を含む補助犬の利用の場合は、車椅子利用者用便房等の広い区画を利用する場合や、補助犬トイレを利用する場合、一般トイレを利用する場合等、トイレの利用実態は様々である。

発達障害等により感覚過敏となっている場合、トイレ内の臭気や音、光等の刺激に反応し、当該トイレ自体を利用できなくなることが指摘されている。トイレの臭気等の対策については、十分な換気等により、環境改善をすることが望ましい。音や光についても、可能な限り低刺激である設備機器を採用することが望ましい。

その他、高齢者等高い位置に設置された荷物がけフックが利用できない人のために低い位置にも二つ目の荷物がけフックを設ける等、第4に示した多様な利用者の困りごとに対する対応例を参考に、設計時や改修時には点検がなされることが望ましい。

なお、多様な利用者に配慮した整備がなされていても、トイレ空間が清潔に保たれていなければ利用できないと判断されることもあることから、定期的な清掃が実施されるよう、清掃のしやすさに対する工夫や清掃員の「心のバリアフリー」等が推進されることも重要である。

#### (3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供

多くの利用者が外出時のトイレ利用に不安をもっている。そのため、特に初めて訪れるまちや施設では、外出前にトイレ情報を把握して外出することが多

い。

それでも、訪れてみたトイレが利用できない場合があり、トイレ利用自体を諦める場合もある。

外出先でのこうしたトイレ利用のトラブルが発生しないよう、短時間の外出としたり、水分摂取を控えたりといった行動様式としている人も一定程度存在している。

そのため、トイレ利用の不安を少しでも解消するために、機能分散等によって多様な利用者がストレスなく利用できるトイレ環境を整備するだけでなく、整備された設備や機能の種別、位置等について分かりやすく情報提供することが極めて重要である。

## 1) 施設利用における事前情報の提供

施設を利用するすべての人が安心して必要なトイレを利用できるよう、その施設の特性に応じて、可能な限りウェブサイト等により事前に情報提供することが求められる。

特に設備等の具体的な状況については、設備の概要がわかるよう示すほか、写真等を掲載することにより、視覚的にわかりやすく伝えることも有効である。

また、大型ベッドやオストメイト用設備等が、当該施設内にない場合においては、近隣の公共的施設等におけるトイレの整備状況にも容易にアクセスできるよう、工夫することが望ましい。

なお、ウェブサイト等で情報の提供を行う場合、視覚障害者で音声読み上げ機能を利用していること等を踏まえ、ウェブコンテンツのアクセシビリティ (JIS X 8341-3:2016) にも配慮して提供する必要があることに留意する。

## 2) 施設内での的確な情報提供

施設を利用している際に、トイレの利用が必要となった場合を想定し、施設全体の位置関係を示すフロアマップ等により、トイレの位置がわかるよう情報提供することが重要である。

特に、施設内に複数あるトイレのうち、特定のトイレにのみ設置されている設備がある場合には、利用者が利用できるトイレを容易に選択できるよう、フロアマップ等において、具体的な設備を明示することが望ましい。

なお、バリアフリー法においては、施設設置管理者に対して施設内のバリアフリー設備等に関する情報提供を義務又は努力義務としていることに鑑み、適切な情報提供は合理的配慮の提供の観点からも必要不可欠であるものという認識で取り組む必要がある。

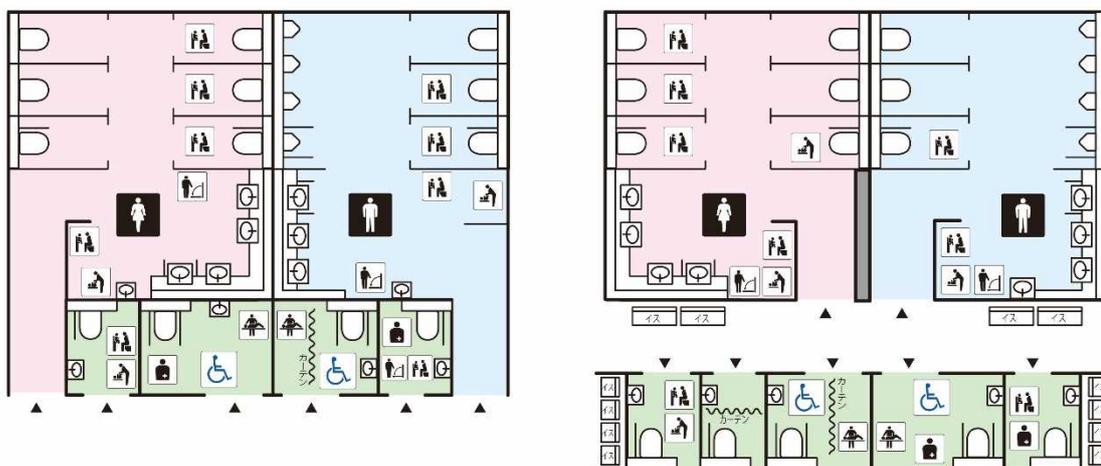
### 3) 利用集中の解消を目的とした一般トイレも含めた選択肢の情報提供

トイレの入口付近には、当該トイレブロック内に整備されている設備の状況を案内図等で示すことが望ましい。

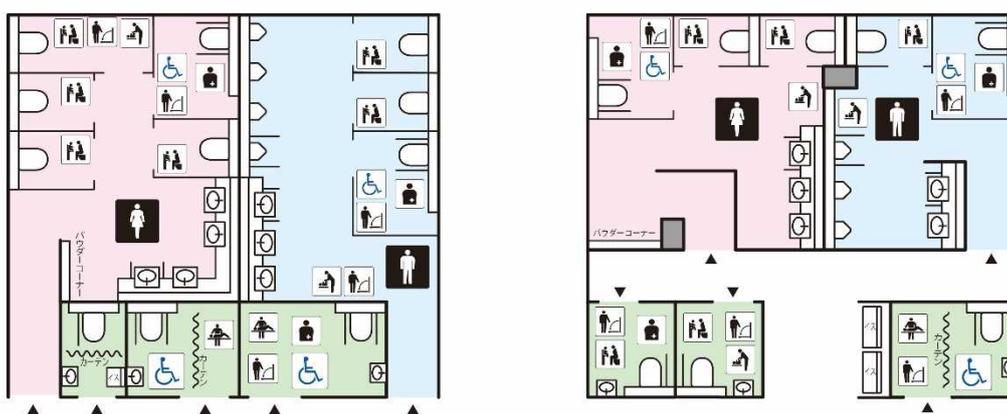
特に、近年の ICT 技術の進歩はめざましく、こうした新技術を活用して一般トイレ内の混雑状況を表示すること等により、別のフロア等に設置されたトイレへ利用者を誘導することも有効である。

さらに、車椅子利用者用便房等の付近に一般トイレが整備されていない場合には、当該車椅子利用者用便房等に利用が集中する可能性が高いことから、近隣のトイレの位置や経路、距離等を案内することが望ましい。その際、案内先に障害者等用設備が設置されている場合には、当該設備の設置状況についても、合わせて情報提供することが望ましい。

<男女共用トイレに機能分散を推進した場合>



<男女別トイレに機能分散を推進した場合>



	洋式便器		おむつ交換台
	小便器		ベビーチェア
	手洗い台		大型ベッド
	椅子・ベンチ		オストメイト用設備
	カーテン		着替え台

■ 男性用トイレ ■ 女性用トイレ ■ 男女共用トイレ

※図の分かりやすさのため、便宜的に色分けしています。

<図 6-1-2 機能分散や多様な利用者特性に配慮したトイレ整備の例>

## 2 車椅子利用者用便房等の適正利用の推進

令和2年のバリアフリー法改正により、車椅子利用者用便房等を含む高齢者障害者等用施設等について、適正利用を推進することが国、地方公共団体、施設設置管理者、国民等の責務とされており、具体的な適正利用に関する「基本的な考え方」については、次のように基本方針に示される（令和3年4月1日施行）。

<表6-2-1 基本方針の内容>

<p>二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項</p>	<p>6 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進 [新設]</p> <p>移動等円滑化を図るためには、法第2条第4号に規定する高齢者障害者等用施設等について、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう、適正な配慮が行われることが必要である。</p> <p>そのため、施設設置管理者は、五2(4)に示す高齢者障害者等用施設等の適正な利用に係る基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）を適確に理解し、職員等関係者に周知するとともに、<u>高齢者障害者等用施設等が設置された施設及び車両等の利用者に対し、これらの施設等を当該「基本的な考え方」に即して適正に利用するよう、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行うことが重要である。</u>また、<u>高齢者障害者等用施設等について、主として高齢者、障害者等の利用のために設けられたものである旨を表示し、一般の利用者が識別できるようにする必要がある。</u></p>
<p>五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項</p>	<p>2 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割</p> <p>(4) 国民の役割</p> <p>② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第1条第1号に規定する便房又は便所が設置された施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、<u>近傍の一般の便房又は便所の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り同号に規定する便房又は便所の利用を控え、又は高齢者、障害者等に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。</u></p>

こうした「基本的な考え方」を踏まえて、利用者が適正な配慮をするよう努めることができるよう、国、地方公共団体、施設設置管理者においては、次のような取組方針により、公共的なトイレの適正利用の推進に努めることとする。

なお、トイレの適正な利用を阻害する目的外利用は、車椅子利用者用便房等だけではなく一般トイレにおいて同様に避けられるべきことであり、便房内での居眠りや食事、メールやインターネットの閲覧、電子機器の充電等による長時間の独占利用は、多くの利用者に迷惑となる行為である。

### (1) 機能分散の効果が発現されるような表記等による周知

バリアフリー法において、利用に適正な配慮が必要な高齢者障害者等用施設等であるトイレ（高齢者障害者等用便房）※は、車椅子利用者用便房等や高齢者、障害者等の円滑な利用が可能な便所であり、こうしたトイレは、真に必要な人が必要な時に使用することができるよう、必要のない人は利用を控えるか、高齢者、障害者等に譲る等の配慮に努めることとされている。

※わかりやすさの観点から、これらのトイレを以下「バリアフリースイートイレ」と総称する。な

お、「高齢者障害者等」には、高齢者、すべての障害者、妊産婦、けが人が含まれる。

いわゆる「多機能トイレ」については、ここしか使えない人に必要な設備や機能が集中した結果、利用する対象者も拡大し、利用自体が集中しているだけでなく、「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の名称が表記されていること等もあいまって、一般トイレの利用で支障のない人が利用している実態もあるのではないかとの指摘がなされているところ。

こうした利用集中の問題を解消するため、1（3）に示した適切な情報提供のみならず、利用者の特性に配慮がなされたトイレについて、名称を示す場合には、高齢者、障害者等以外の一般トイレの利用で支障ない人も含めて誰でも使用できるような「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の名称ではなく、設置された設備や機能、一定の広さの確保が必要な人が対象となることが伝わる情報提供、表記等とすることが必要である。

一般のトイレ等に機能が適切に分散された場合には、車椅子利用者の利用が可能な場合には「車椅子対応トイレ」、オストメイト用設備が設置されている場合には、「オストメイト対応トイレ」、乳幼児連れの方の利用が可能な場合には「乳幼児連れ対応トイレ」・・・と、利用対象者を明確にすると共に、更に付加機能として大型ベッド等が設置されている場合には、その旨もピクトグラム等で表示するよう努める。

また、機能分散を検討した後も、複数の設備や機能が設置される場合においては、利用集中を避けるため、設置された設備や機能、広さの確保が必要な人が必要な時に利用できるよう、また、一般の利用者が適正な配慮に努めることができるよう、当該便房が、バリアフリー法に定める適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）であることを示す必要があり、設置された設備や機能をピクトグラム等により明示することが望ましい。

名称等は施設管理者等の専決事項ではあるが、設ける場合にはその表示はできる限りシンプルかつ適正利用の対象である高齢者障害者等用便房（バリアフ

リートイレ) であることがわかりやすいものとするのが望ましい。

施設によっては、多くの海外事例のようにトイレの名称等を明記せず、ピクトグラムのみで利用対象者を明確にしている事例もあり、機能の分散・集中を問わず、わかりやすさの観点からはこうした取組が効果的である。

なお、既存施設等すぐにトイレの名称の変更が難しい場合には、表示の改修時に名称変更だけでなくピクトグラムのみでの掲出も含めて検討することが望ましい。

## **(2) 車椅子利用者用便房等の利用集中を解消するための広報啓発・教育活動の充実**

トイレが適正に利用されるためには、利用者のニーズに合致した広さや設備の適正な配置が重要であるが、バリアフリー法に定める適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）について、真に必要な人が必要なときに利用できるよう、上述の「基本的な考え方」に基づいた適正利用を推進するための広報啓発活動や教育活動が重要である。

### **1) 施設利用者に対する広報啓発**

施設設置管理者は、施設の利用者が、上述の「基本的な考え方」に基づいた適正な配慮に努めることができるよう、車椅子利用者用便房等が1つのみしか設置できない状況であって、なおかつ近傍の一般の便房又は便所の利用が困難な場合や、他のやむを得ない場合を除き、当該施設に設置されたトイレについての適正利用の考え方を広報啓発することが重要である。

また、機能分散を推進し、一般便房内に障害者等用設備を付加している場合には、こうした機能分散の考え方についても合わせて普及啓発することが必要である。

### **2) 教育活動の充実**

国においては、施設設置管理者が円滑に広報啓発活動を行うことができるよう、適正利用の考え方について広く事業者に周知するほか、施設整備の際に参考となる基準やガイドラインの周知の際に、機能分散の推進を働きかけることが重要である。

また、地方公共団体においては、国の取組に準じて広報啓発活動を推進するほか、利用者の継続的な育成という観点から、学校教育や市民教育の場を通じて、車椅子利用者等多様な利用者の特性やトイレ利用の理解を促進し、トイレの適正利用を働きかけることが重要である。

## 第7 調査研究結果の活用等

本調査研究の結果を、適切に活用し、今後の施策に反映できるよう、以下のとおりの対応を行うこととする。

### 1 調査結果の反映

国土交通省においては、施設ごとに移動等円滑化基準及びバリアフリー化を推進するためのガイドライン等を整備している。こうしたガイドライン等において定める車椅子利用者用便房等の整備に関する項目について、第6に示した機能分散の推進や多様な利用者の視点、適切な情報提供等、今後のトイレ整備のあり方を適切に反映していくことが求められる。

この際、施設の特性によって整備されうるトイレの性質が異なる場合も想定されるが、利用者が困らないトイレづくりを念頭に本報告書を十分に活用されることが望まれる。

また、国及び地方公共団体等のガイドライン等においては、再度利用者や事業者等の関係者による検討の場等を設け、適切に反映していくことが望ましい。

さらに、こうしたガイドライン等へ反映がなされた後は、関係する事業者等に対して適切に周知を行い、誰もが安心して利用できるトイレ整備が実施されるよう働きかけることが重要である。

### 2 車椅子利用者用便房等の適正利用推進に向けた広報啓発

国土交通省においては、これまでもトイレの利用マナー啓発キャンペーン等の取組により、適正利用を推進するための広報啓発のきっかけづくりを行ってきたところである。

今回の調査研究の結果や適正利用の推進に関する措置を含むバリアフリー法改正（令和3年4月施行）を踏まえ、適正利用の推進を一層進める観点から、トイレ利用に関する広報啓発により広く周知する内容を更新し、適切に周知を図っていく必要がある。

また、小中学校、地域の生涯学習等における様々なバリアフリー教育活動が関係者により円滑に実施することができるよう、トイレの利用に関する教育ツールを作成し、広く地方公共団体等へ周知・活用の働きかけを行うことが重要である。

### 3 継続的な調査等の取組

今回の調査研究において、十分調査しきれなかった以下のような内容については、引き続き、多様な当事者団体、事業者団体及び関係機関等の協力を得て、調査等の取組を実施し、多様な利用者に配慮したトイレの環境整備について不断に検討を進めていくものとする。なお、利用実態は絶えず変化することにも留意し

継続的な利用実態の把握に努める。

- ・ 車椅子使用者であり乳幼児連れである場合のトイレの利用実態
- ・ 車椅子使用者でありオストメイトである場合のトイレの利用実態
- ・ 一般トイレ内部での視覚障害者の利用実態
- ・ オストメイト用簡易型設備の利用実態
- ・ 混雑しやすい車椅子使用者用便房等が近接する一般トイレにおける便房数等の実態

## <図表の出典一覧>

P. 81	図 5-1-1	左：福住駅（札幌市交通局） 右：新千歳空港国内線ターミナル（北海道エアポート株式会社）
P. 82	図 5-1-2	左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 右：心斎橋駅（Osaka Metro）
P. 82	図 5-1-3	上左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 上右：勾当台公園駅（仙台市交通局） 下左：大通駅（札幌市交通局） 下右：カスミ筑波大学店（株式会社カスミ）
P. 83	図 5-1-4	左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 右：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社）
P. 83	図 5-1-5	左：新千歳空港国際線ターミナル（北海道エアポート） 右：カスミ筑波大学店（株式会社カスミ）
P. 84	図 5-1-6	左：仙台駅（仙台市交通局） 右：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社）
P. 84	図 5-1-7	左：守谷サービスエリア（NEXCO 東日本） 右：浜松サービスエリア（NEXCO 中日本）
P. 85	図 5-1-8	上左：岡崎サービスエリア（NEXCO 中日本） 上右：さっぽろ駅（札幌市交通局） 下左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 下右：浜松サービスエリア（NEXCO 中日本）
P. 86	図 5-1-9	上左：福住駅（札幌市交通局） 上右：駿河湾沼津サービスエリア（NEXCO 中日本） 下左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 下右：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社）
P. 86	図 5-1-10	左：さっぽろ駅（札幌市交通局） 右：勾当台公園駅（仙台市交通局）
P. 87	図 5-1-11	左：岡崎サービスエリア（NEXCO 中日本） 右：心斎橋駅（Osaka Metro）
P. 87	図 5-1-12	左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 右：心斎橋駅（Osaka Metro）
P. 88	図 5-1-13	左：大通駅（札幌市交通局） 右：有明コロシアム（東京都オリンピック・パラリンピック準備局）
P. 88	図 5-1-14	左：さっぽろ駅（札幌市交通局） 右：さっぽろ駅（札幌市交通局）
P. 88	図 5-1-15	左：勾当台公園駅（仙台市交通局） 右：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社）
P. 89	図 5-1-16	左：豊島区役所（豊島区） 右：さいたま新都心駅（JR 東日本）
P. 89	図 5-1-17	左：静岡サービスエリア（NEXCO 中日本） 右：福住駅（札幌市交通局）
P. 90	図 5-1-18	左：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社） 右：成田国際空港第1ターミナル（成田国際空港株式会社）
P. 90	図 5-1-19	左：仙台駅（仙台市交通局） 右：守谷サービスエリア（NEXCO 東日本）



共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究  
報告書

令和3年3月

国土交通省総合政策局安心生活政策課  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
電話：03-5253-8111（代表）